



第3章

分野別施策

分野別施策の体系

県政を5つの分野に体系的に整理しています。16の基本目標と57の施策により構成しています。施策にはすべて指標を設定しています。

将来像	分野	基本目標
<p>安心を 実感する 埼玉</p> <p>チャンス あふれる 埼玉</p> <p>生活を 楽しむ 埼玉</p>	<p>I 安心・安全を 広げる分野</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 安心して子育てできる環境をつくる 2 高齢者が安心してすごせる社会をつくる 3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる 4 暮らしの安心・安全を確保する 5 危機・災害に備える
	<p>II 人づくり・教育を 高める分野</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する 2 誰もが力を発揮しいきいきと活躍する
	<p>III 経済・産業を 支える分野</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する 2 埼玉の成長を生み出す農林業を振興する 3 埼玉の成長を支える社会基盤をつくる
	<p>IV 環境を守り 育てる分野</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 みどりと川を再生し自然と共存する 2 エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ 3 環境負荷の少ない循環型社会を創造する
	<p>V 暮らしと地域を 豊かにする分野</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 埼玉の魅力を創造し発信する 2 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる 3 一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる

分野別施策

施策

- 子育て支援の充実 ●児童虐待防止対策の充実
- 高齢者が安心して暮らせる社会づくり ●介護人材確保対策の推進
- 生涯を通じた健康の確保 ●地域医療体制の充実 ●医師・看護師確保対策の推進 ●県立病院の医療機能強化
●医薬品などの安全対策と献血の推進
- 防犯対策の推進と捜査活動の強化 ●交通安全対策の推進 ●消費者被害の防止 ●食の安全・安心の確保
●安全な水の安定的な供給 ●住まいの安心・安全の確保
- 危機管理・防災体制の強化 ●震災に強いまちづくり ●治水・治山対策の推進

- 確かな学力と自立する力の育成 ●子どもたちの豊かな心の育成と非行防止・立ち直りの支援
- 子どもたちの健やかな体の育成 ●質の高い学校教育の推進 ●私学教育の振興
- 家庭・地域の教育力の向上と生涯を通じた多様な学習活動の振興 ●特別支援教育の推進
- 就業支援と雇用の拡大 ●女性のチャレンジ支援と男女共同参画の推進 ●障害者の自立・生活支援
●障害者の就労支援

- がんばる中小企業の支援 ●新たな成長を導く次世代ビジネスの振興 ●産業集積の推進 ●サービス産業の振興
●産業人材の確保・育成
- 収益力ある農業の確立 ●収益を生み出す林業の振興
- 埼玉の活力を高める道路整備 ●埼玉の成長を支えるまちづくり

- みどりの再生(身近な緑の保全・創出・活用) ●みどりの再生(多様で健全な森林の整備・保全) ●川の再生
●生物多様性保全の推進
- 環境に配慮した産業社会の構築 ●低炭素な暮らしとまちづくりの推進 ●再生可能エネルギー活用の推進
- 公害のない安全な地域環境の保全 ●資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

- 文化芸術の振興 ●スポーツの振興 ●魅力ある観光の推進
- ITを活用した県民生活の利便性の向上 ●便利な公共交通網の整備 ●快適で魅力あふれるまちづくり
●魅力ある農山村づくりと多面的機能の活用
- 支え合いで輝く豊かな地域社会の形成 ●多文化共生と国際交流・協力の推進 ●人権の尊重

分野別 I

安心・安全を広げる分野

- 基本目標
- 1 安心して子育てできる環境をつくる
 - 2 高齢者が安心してすごせる社会をつくる
 - 3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる
 - 4 暮らしの安心・安全を確保する
 - 5 危機・災害に備える

少子高齢化の急激な進展や、経済の低迷、グローバル化、大規模災害の発生など、21世紀に入り、それまでの人口増加とともに成長し続けることができた社会構造が大きく変化しています。そうした変化により、老後に対する不安、健康に対する不安、災害に対する不安など様々な暮らしの不安が私たちを取り巻いています。それは将来に対する漠然とした不安でもあります。

目指す将来像を実現し新たな社会を築くためには、まずそうした不安を解消することが必要です。不安を解消し、今日よりも明日はきっと良くなる、そう思えることが新たな挑戦や生きる喜びにつながります。

安心して子育てできる環境の実現、高齢者が安心してすごせる社会の実現、誰もが健康で暮らせる社会の実現、暮らしの安心・安全の確保、そして、危機・災害への備え。

この5か年計画において、安心・安全を広げる分野に掲げた施策群を着実に実行していきます。

基本目標 1 安心して子育てできる環境をつくる



基本目標

1

安心して子育てできる 環境をつくる

目指す姿

多様なニーズに対応した保育、教育、相談機能が充実し、子育て家庭は孤独や不安を感じることなく、安心して子育てができています。

また、ワークライフバランス*が浸透することにより、多くの家庭で仕事と家庭の調和がとれ、子どもたちが健全に育つ家庭環境が整っています。

さらに、整備された子育て環境や企業のバックアップを通じて、子育て家庭は社会全体が子育てを応援していると実感できます。

こうして、子育てに関する様々な負担や不安が軽減され、誰もが子どもを生き育てることに喜びを感じる社会が実現しています。

基本目標 1 安心して子育てできる環境をつくる

1 子育て支援の充実

担当部局・総務部 福祉部 保健医療部 産業労働部 都市整備部 教育局

施策内容

本県では、仕事と子育ての両立を図る女性が増加傾向にあります。また、核家族世帯の割合が高いため、子育て中の夫婦が親からの援助を受けにくい状況にあります。こうしたことから、保育需要が増加傾向にあるため、保育所などの整備を進めるとともに、多様なニーズに応じたきめ細かい保育サービスの提供などを支援します。また、子育て家庭の孤立化を防ぐため、身近な場所で親子の交流や悩みの相談ができる体制を整えます。さらに、住まいや医療などの分野でも子育てしやすい環境を整えるとともに、男性の育児参加を推進するなど社会全体で子育てを応援するムーブメントを醸成します。

主な取組

- ▶ 保育所、企業内保育所*などの整備促進による待機児童対策の推進
- ▶ 延長保育や病児保育*など多様な保育サービスの提供支援
- ▶ 家庭的保育事業*（保育ママ制度）の導入支援
- ▶ 保育所・幼稚園の一体的整備・運営の支援
- ▶ 放課後児童クラブ*や放課後子ども教室*の支援
- ▶ 幼児教育相談などを実施する幼稚園や地域子育て支援センター*などへの支援
- ▶ 子育てしやすい住宅の普及促進や子育て支援コンビニ*の誘致
- ▶ 周産期医療*体制や小児救急医療*体制の強化
- ▶ 乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害児の医療費の助成
- ▶ 男女が共に働きやすい職場環境整備の支援や男性の育児参加の推進
- ▶ 社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成



地域子育て支援センター



一日保育士体験

保育サービスを利用可能な児童数

現状値 ■ 97,473人

目標値 ■ 113,000人

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

保育所、家庭保育室*、企業内保育所、特定保育*、幼稚園預かり保育*などを利用可能な児童の数。
 どれだけの子が保育サービスを利用できる環境になっているかを示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

過去の保育サービスの申込者の推移を勘案し、必要な数を確保することを目指して、この目標値を設定。

保育所待機児童数

現状値 ■ 1,186人

目標値 ■ 550人

平成23年4月1日

平成29年4月1日

県議会による追加指標

保育サービス受入枠と待機児童数の推移



保育サービス受入枠は毎年3月31日現在、待機児童数は毎年4月1日現在

基本目標 1 安心して子育てできる環境をつくる

2 児童虐待防止対策の充実

担当部局・福祉部 教育局 警察本部

施策内容

児童虐待相談件数は増加傾向にあり、社会的養護*を必要とする子どもが増加しています。児童虐待を未然に防止するためには、子育て家庭が地域で孤立し独りで不安を抱えないよう、地域全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。こうしたことから、虐待の早期発見、早期対応のため、子どもが安心して安全な生活ができる環境を整備します。また、警察をはじめ関係機関と連携して虐待への対応を強化するとともに、人材を育成し、虐待防止を推進します。さらに、子どもを取り巻く環境の複雑化や多様化を踏まえ、保護を必要とする子どもの養育体制を整備・充実します。

主な取組

- ▶ 児童相談所などの相談体制の充実
- ▶ オレンジリボンキャンペーン*など県民への児童虐待防止の啓発
- ▶ 虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者への心理的ケアの実施
- ▶ 保育従事者、教職員などへの研修の実施
- ▶ 市町村における相談体制強化への支援
- ▶ 児童虐待を防止するための保護者への啓発や児童への教育の推進
- ▶ 乳児院*や児童養護施設*など養育の場の確保
- ▶ 家庭的な養育環境の整備など児童福祉施設*入所児童の支援
- ▶ 里親委託等推進員*の配置など里親制度の推進



毎年11月に行われるオレンジリボンキャンペーン

施策指標

児童虐待相談のうち助言・指導により
解決した割合

現状値 ■ 60%

目標値 ■ 70%

平成22年度 >>>> 平成28年度

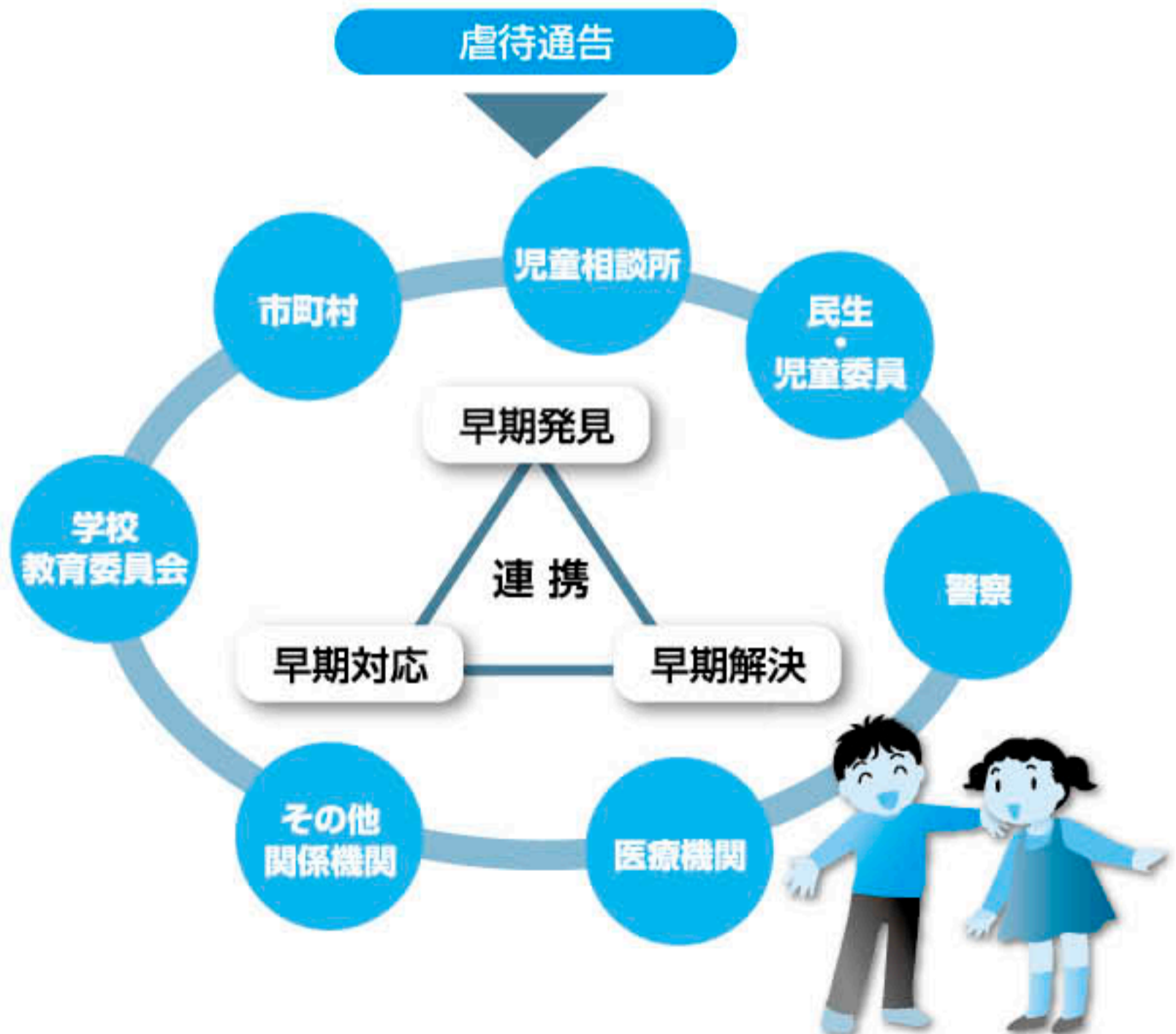
定義・選定理由

児童相談所及び市町村がそれぞれ受け付けた児童虐待相談のうち、早期に解決することができた件数の割合。
児童虐待については、虐待の芽を早期に摘み、深刻化させない取組が重要となるため、この指標を選定。

目標値の根拠

児童虐待相談のうち、助言・指導により深刻化させずに解決した割合を平成22年度から10ポイント向上させることを目指して、この目標値を設定。

児童虐待防止のための連携体制





基本目標

2

高齢者が安心して
すごせる社会をつくる

目指す姿

高齢者は、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で暮らすことができ、尊厳ある自立した生活を送っています。

また、必要に応じて施設サービス*と在宅サービス*を使い分けることができ、高齢者やその家族の安心感が高まっています。

さらに、元気な高齢者を含めた地域全体で、単身高齢者や高齢夫婦が孤立しないように見守り、支え合う地域コミュニティが構築されています。

こうして、高齢者の誰もが安心して心豊かにすごせる地域社会が実現しています。

基本目標 2 高齢者が安心してすごせる社会をつくる

1 高齢者が安心して暮らせる社会づくり

担当部局・福祉部 都市整備部

施策内容

多くの高齢者やその家族は、介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことを望んでいます。そこで、高齢者一人一人の状態に応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援などの在宅サービス*を切れ目なく提供できる体制を整備します。また、在宅での生活が困難になった場合には、安心して施設サービス*を受けられるよう、特別養護老人ホーム*などの整備を引き続き行い、待機者数（老人福祉圏域*ごと）の減少を目指します。さらに、高齢者が元気に、いきいきと活動できるよう支援するとともに、地域の見守り・相談体制を充実します。

主な取組

- ▶▶ 24時間在宅生活を支える介護サービスの普及
- ▶▶ 地域包括支援センター*の機能強化とネットワークの充実
- ▶▶ 訪問看護ステーション*などを中心とした医療と介護の連携体制の推進
- ▶▶ 医療と介護が連携した認知症対策の推進
- ▶▶ 市民後見人*の養成など高齢者の権利擁護・虐待対策の推進
- ▶▶ 特別養護老人ホームなどの整備支援
- ▶▶ 市町村介護保険制度運営の支援
- ▶▶ 介護付き有料老人ホーム*など高齢者向け住まいの整備促進
- ▶▶ 老人クラブなど元気な高齢者の地域活動の支援
- ▶▶ 生活支援サービス*を含めた高齢者の見守り体制の充実

施策指標

24時間の定期巡回・随時対応サービス
を利用できる市町村数

現状値 ■ 0市町村

目標値 ■ 全市町村

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

在宅の高齢者の心身の状況に応じて1日24時間にわたり介護と看護のサービスを一体的に提供する24時間の定期巡回・随時対応サービスが提供されている市町村の数。

多くの高齢者及びその家族が在宅での介護を望んでいることから、この指標を選定。

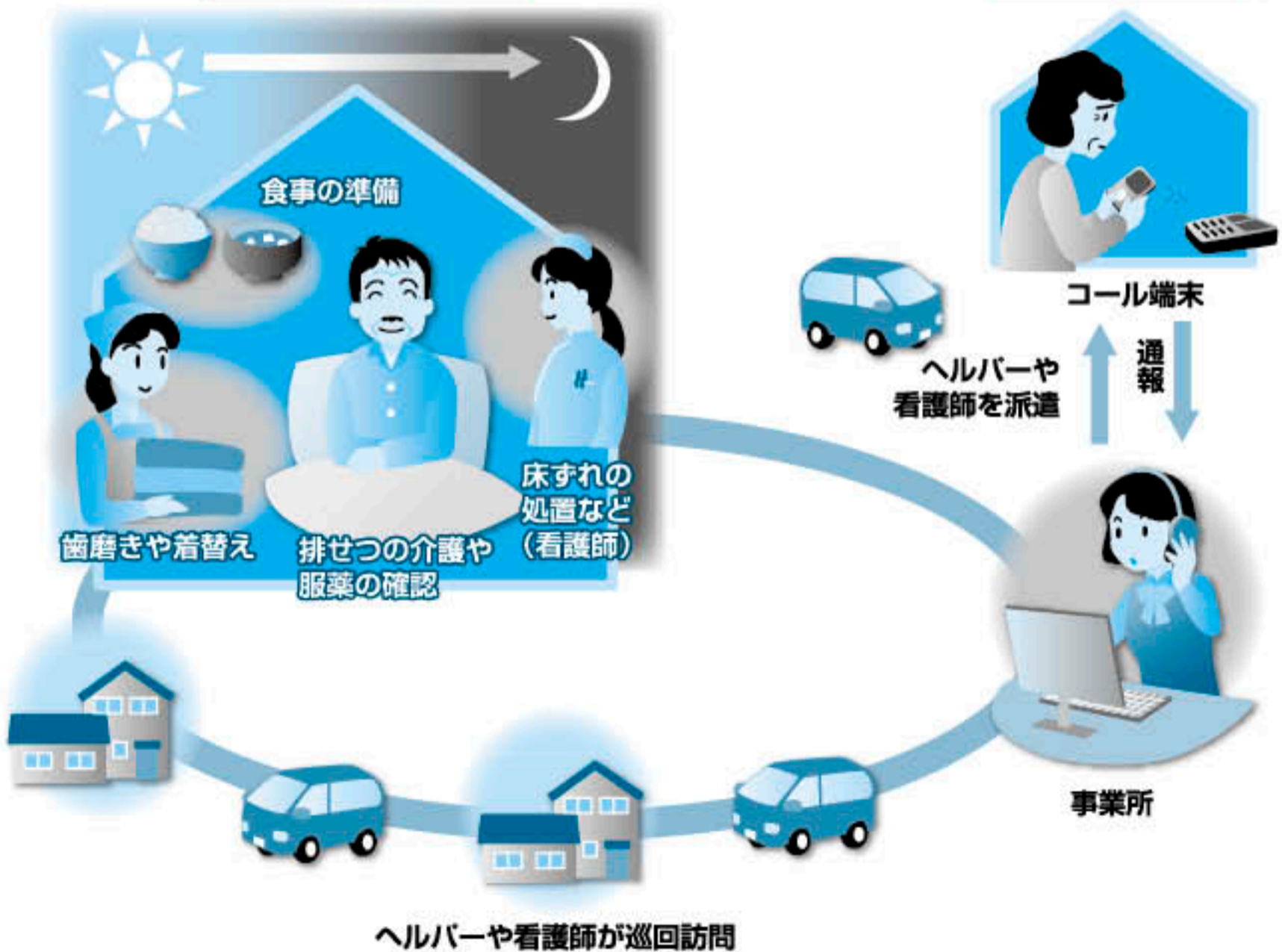
目標値の根拠

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、県内すべての市町村で24時間の定期巡回・随時対応サービスが普及していることを目指して、この目標値を設定。

24時間定期巡回・随時対応サービス

定期的な訪問

必要に応じて



基本目標 2 高齢者が安心してすごせる社会をつくる

2 介護人材確保対策の推進

担当部局・福祉部 保健医療部 産業労働部 教育局

施策内容

急速な高齢化や単身高齢世帯の増加などにより、介護サービスに対する需要は今後さらに高まるが見込まれています。また、労働環境の厳しさなどから介護分野は離職率が高く、安定的な人材の確保が難しい状況にあります。こうしたことから、質の高い人材を育成するとともに、介護職員の定着を図っていく必要があります。このため、今後の介護ニーズに応じた人材の育成を推進し、やりがいのある職場環境をつくることにより、介護人材を確保します。また、介護職員が将来の展望を持って働き続けることができるよう、キャリアアップを支援します。

主な取組

- ▶ 介護資格のない者の就業支援、離職した有資格者の再就職支援
- ▶ 職業訓練による介護人材の育成
- ▶ 福祉を支える専門的人材の育成
- ▶ タイムリーな求人・求職情報の収集・提供によるマッチング
- ▶ 学生に対する「福祉の仕事」の魅力発信
- ▶ 医療ケア、リハビリテーション、認知症ケアに対応できる人材の育成
- ▶ 子育てとの両立など働きやすい職場環境の整備支援
- ▶ 能力や経験に応じた処遇による介護職員のキャリアアップの支援



福祉人材センターでの合同就職面接会



介護人材育成の職業訓練

施策指標

介護人材の育成人数

現状値 ■ 2,075人

目標値 ■ 3,400人

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県が職業訓練により育成する介護人材の数。高齢化の進展により、介護分野は将来的に需要があり、市場の拡大と雇用の吸収が見込まれる成長分野であることから、この指標を選定。

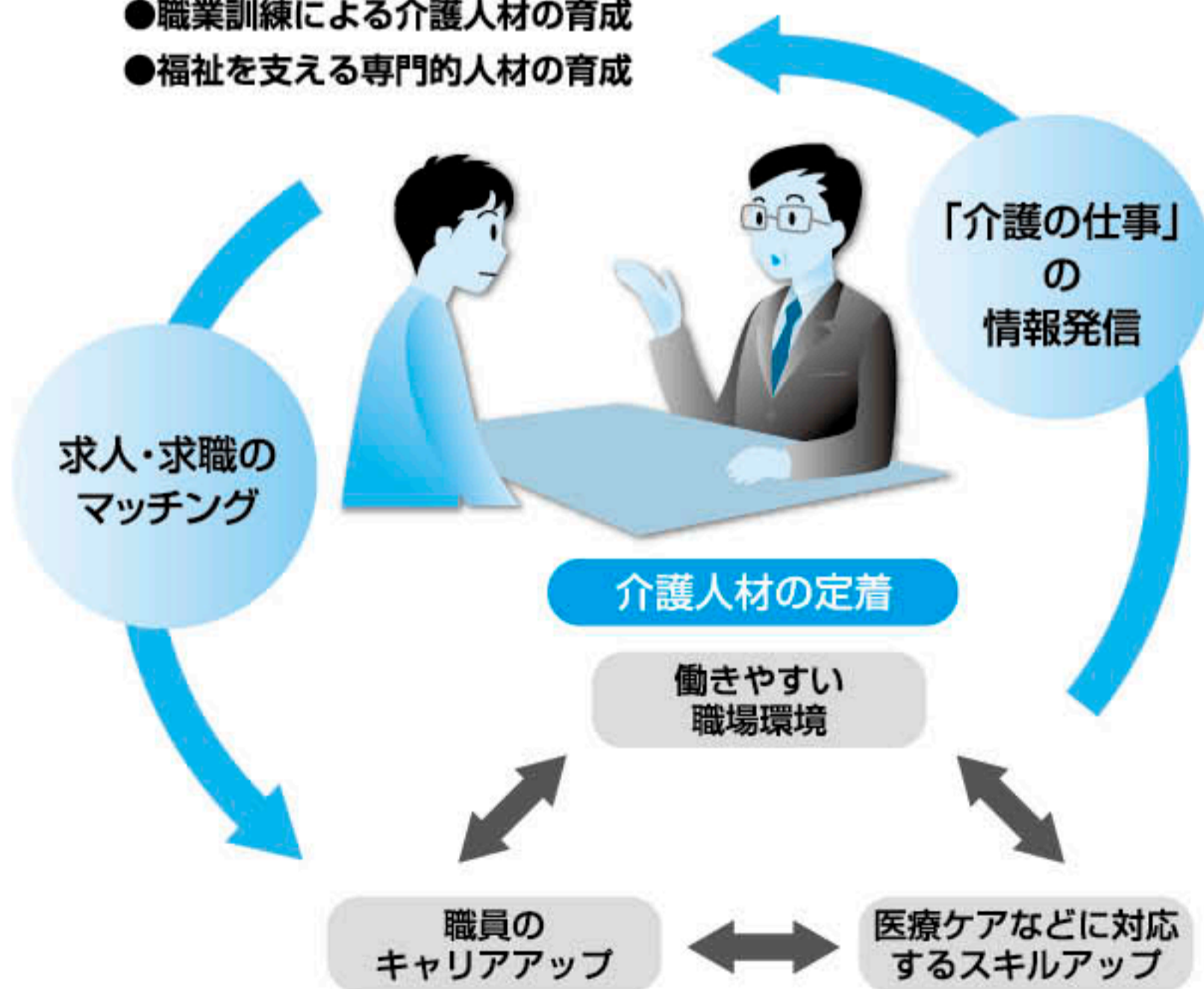
目標値の根拠

県が職業訓練により介護人材を育成することにより、国及び民間の育成人数と合わせて県内で必要となる介護人材数を満たすことを目指して、この目標値を設定。

介護人材確保対策の推進

介護人材の育成

- 職業訓練による介護人材の育成
- 福祉を支える専門的人材の育成





基本目標

3

誰もが健康に暮らせる 社会をつくる

目指す姿

県民の健康づくりへの取組や生活習慣の改善が進んで、健康を実感しながら暮らしています。

また、地域の医療体制が充実し、県立病院の機能が強化され、必要なときに安心して質の高い医療を受けることができます。

こうして、誰もが健康に安心して暮らせる社会となっています。

基本目標 3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる

1 生涯を通じた健康の確保

担当部局・福祉部 保健医療部 農林部 教育局

施策内容

いつまでも健康を実感しながら、いきいきとした生活を送ることは県民一人一人の願いです。そのため、生活習慣病の予防や重症化防止、介護予防を行うとともに、がん検診の受診率や質を向上させ、がんの早期発見、早期治療を進めます。また、自殺対策や母子保健、歯科保健を推進するとともに、感染症に対する危機管理体制を強化し、適切な医療や発生情報の提供など迅速な対応を行います。さらに、食育を通じて豊かな心と健康づくりを推進するとともに、子どものときから望ましい生活習慣を身に付けることにより、生涯にわたる健康づくりの基礎を築きます。

主な取組

- ▶ 健康長寿埼玉*の推進
- ▶ 健康診査・保健指導など生活習慣病を予防する取組の支援
- ▶ 各市町村の要介護認定率減少に向けた高齢者の介護予防の支援
- ▶ 地域がん登録*の推進などがん対策の推進
- ▶ うつ病対策の強化、多重債務相談窓口の設置推進、関係機関との連携協力体制の確立など自殺対策の推進
- ▶ 歯科保健の充実
- ▶ エイズ*の予防啓発・早期発見体制の強化
- ▶ 新型インフルエンザなどの新興感染症*に対する相談・医療体制などの整備
- ▶ 食育の推進
- ▶ 学校保健の充実

施策指標

健康寿命

現状値 ■ 男性 16.6年
■ 女性 19.5年

目標値 ■ 17.3年
■ 20.0年

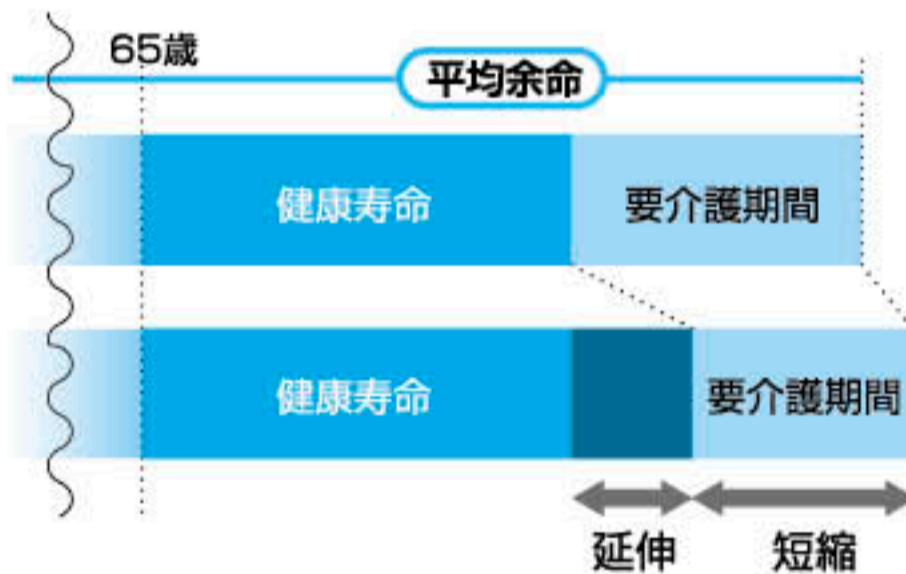
平成21年 >>>> 平成28年

定義・選定理由

65歳の人々が健康で自立した生活を送ることができる期間。具体的には、65歳の人々が要介護2以上になるまでの平均的な年数を算出したもの。
健康寿命を伸ばすことにより、県民一人一人が生涯にわたり元気で活動できる社会が実現できることから、この指標を選定。

目標値の根拠

生活習慣病の予防やがん対策を推進することにより、引き続き健康寿命を伸ばすことを目指して、この目標値を設定。



※健康寿命とは
単なる生存ではなく、生活の質を考慮し、「あと何年、自立して健康に生きられるか」を測る健康指標。

具体的には、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間であり、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を算定している。

参考指標

がん検診受診率

現状値

- 胃がん男性 33.1%
- 胃がん女性 24.8%
- 肺がん男性 25.1%
- 肺がん女性 20.9%
- 大腸がん男性 29.8%
- 大腸がん女性 24.1%
- 子宮がん 22.3%
- 乳がん 22.9%

目標値

- 50.0%
- 50.0%
- 50.0%
- 50.0%
- 50.0%
- 50.0%
- 50.0%
- 50.0%

平成22年 >>>> 平成28年

県議会による追加指標

[参考指標]
毎年度数値を把握することができないことから計画の進行管理に使用することはできないが、計画期間中に達成すべき目標として設定したもの。

基本目標 3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる

2 地域医療体制の充実

担当部局・企画財政部 危機管理防災部 保健医療部 県土整備部 病院局

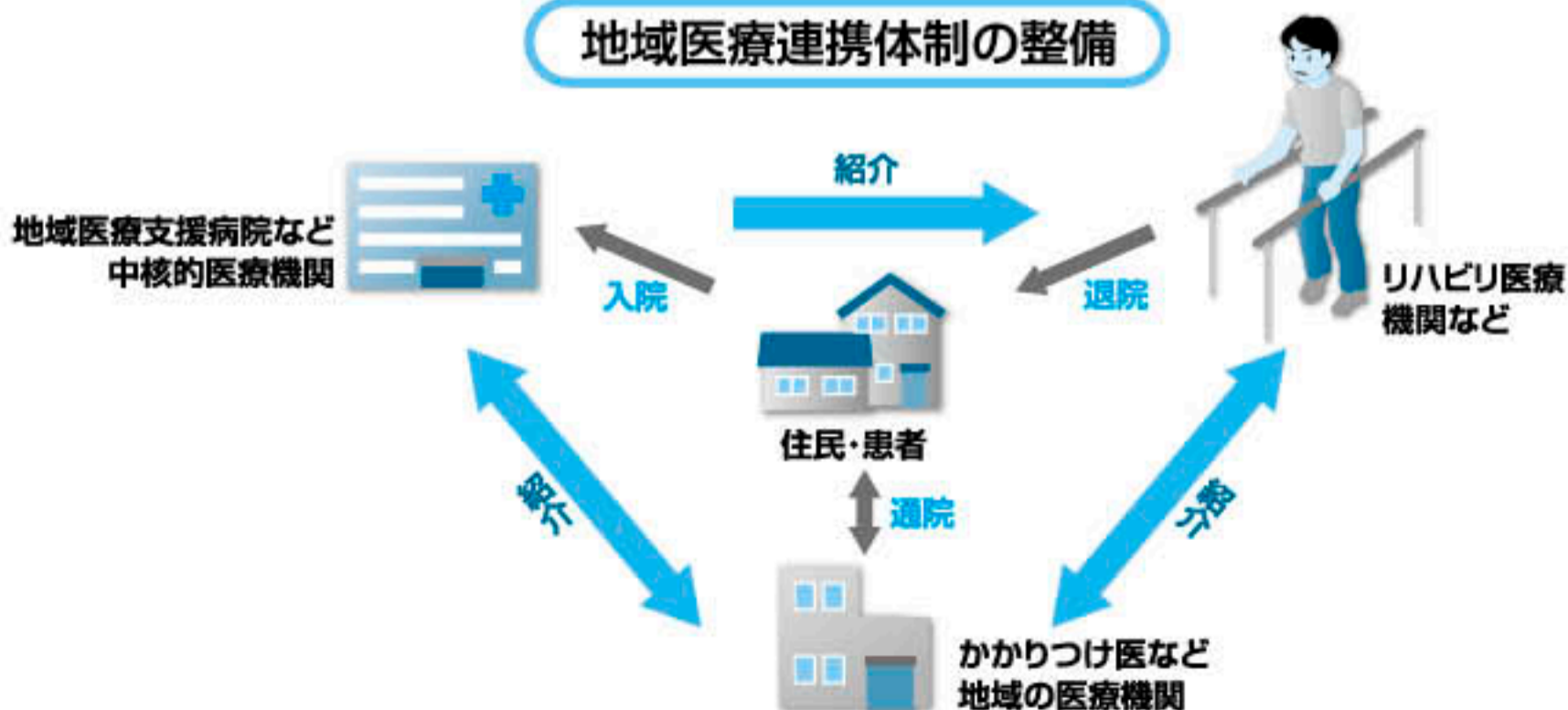
施策内容

小児救急医療*や周産期医療*などの地域医療体制の整備が課題となっています。また、救急搬送や救急医療*体制の充実・強化を進める必要があります。そのため、周産期医療体制の整備や、医師の派遣・集約化による救急医療体制の充実を図るとともに、高次医療機関*への交通アクセスの利便性を高めます。また、地域において切れ目のない医療体制の整備を図るため地域医療連携体制*の構築を進めるとともに、医療における相談体制を整備します。さらに、難病患者とその家族に対し経済的支援に加え療養生活の支援を行います。

主な取組

- ▶ NICHU*の整備など周産期医療体制の強化
- ▶ さいたま新都心における医療拠点の整備
- ▶ 救急医療体制の強化
- ▶ ドクターヘリ*の24時間運航に向けた再構築
- ▶ 高次医療機関への交通アクセスの利便性を高める道路の整備
- ▶ 身近な医療機関と中核的な医療機関の連携支援
- ▶ 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の安定的な運営
- ▶ 患者の視点に立った医療サービスの質的向上の推進
- ▶ 難病患者への療養支援

地域医療連携体制の整備



夜間や休日も小児救急患者に対応できる
二次救急医療圏*の割合

現状値 ■ 57%

目標値 ■ 100%

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

小児二次救急医療体制において、すべての曜日で夜間も含め受入体制が確保できている二次救急医療圏の割合。

休日や夜間に診療を必要とする小児患者が増えており、県民が安心して小児救急医療を受けられることが必要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

県内のどこに住んでいても、必要なときに小児救急医療を受けられるようにするため、すべての二次救急医療圏で夜間や休日も含めた受入体制を確保することを目指して、この目標値を設定。

二次救急医療圏



診察をする小児科医



救急搬送の様子

基本目標 3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる

3 医師・看護師確保対策の推進

担当部局・保健医療部 教育局

施策内容

小児救急医療*や周産期医療*などの分野で医師不足が課題となっています。そこで、医師の診療科偏在や地域偏在の解消を目指し、身近な地域で必要な医療を受けられる体制をつくります。また、看護師については、県内で働く人数は増加しているものの、今後需要の増加が見込まれます。そこで、看護師の職場環境の改善に取り組む医療機関などを支援し、離職の防止や職場への定着を進めるとともに復職を支援します。また、医療を支える専門的人材の育成を進めます。

主な取組

- ▶▶ 産科・小児科・救急などを担当する医師の確保促進
- ▶▶ 臨床研修医*など医師の誘導・定着策の推進
- ▶▶ 本県出身医学生への支援
- ▶▶ 医師の養成方策の検討や定着の支援
- ▶▶ 医学部の調査・検討
- ▶▶ 県立大学医学部設置認可のための体制の確立と医学部設置に向けた計画の策定
- ▶▶ 看護師の質的・量的な確保の推進
- ▶▶ 看護師の定着・就労の支援
- ▶▶ 離職した看護師の復職支援
- ▶▶ 救急・周産期・がんなど専門分野の看護師の養成・確保の推進
- ▶▶ 医療を支える専門的人材の育成



看護学校での戴帽式

施策指標

臨床研修医の採用実績

目標値 ■ 1,500人

累計

平成24年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県内各臨床研修病院において採用された臨床研修医の人数。

臨床研修医は研修後に本県の医療機関などへの定着を期待できるものであり、若手医師を確保することで医療体制の充実を図ることができることから、この指標を選定。

目標値の根拠

これまでおおむね200人程度であった採用実績や県内の医師数を勘案し、毎年300人に拡大することを目指して、この目標値を設定。

参考指標

医師数（人口10万人当たり）

現状値 ■ 142.6人
(全国最下位)

目標値 ■ 全国最下位脱出

平成22年 >>>> 平成28年

県議会による追加指標

[参考指標]

毎年度(毎年)数値を把握することができないことから計画の進行管理に使用することはできないが、計画期間中に達成すべき目標として設定したもの。



NICU*で新生児を診る医師

基本目標 3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる

4 県立病院の医療機能強化

担当部局・企画財政部 保健医療部 病院局

施策内容

高度な医療を必要とする患者の増加が見込まれています。県立病院では、三次医療機関*として地域の医療機関を支えていくとともに、医療需要の増大や医療技術の進化に的確に対応した医療の質と量を提供しなければなりません。そのため、周産期医療*の充実など県立病院の機能を強化することで地域の医療機関をバックアップし、県民に対して高度で専門的な医療を提供して医療提供体制の強化と県の医療水準の向上を図ります。また、老朽化した病棟の建替えなどの施設整備を行います。

主な取組

- ▶▶ がんセンター新病院の建設
- ▶▶ がんセンターにおける医療体制の強化
- ▶▶ 小児医療センター新病院の建設
- ▶▶ 小児医療センターにおける周産期医療体制の充実
- ▶▶ 精神医療センターにおける医療体制の強化
- ▶▶ 循環器・呼吸器病センターにおける緩和ケア医療*体制の整備



がんセンター新病院完成図

県立病院の病床利用率

現状値 ■ 79%

目標値 ■ 82%

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

病床の利用状況を示すもので、がんセンターや小児医療センターなどの県立4病院における病床数に対する入院患者数の割合。

病床利用率を上げることで、より多くの県民が県立病院を利用できるようになることから、この指標を選定。

目標値の根拠

入院を必要としている多くの県民が県立病院を利用できるようにするため、新病院の建設などにより医療体制を強化することで、県立病院の病床利用率を平成22年度から3ポイント上昇させることを目指して、この目標値を設定。

県立4病院の位置図



循環器・呼吸器病センター(熊谷市)



小児医療センター(さいたま市)



がんセンター(伊奈町)



精神医療センター(伊奈町)



小児医療センターを移転予定のさいたま新都心

基本目標 3 誰もが健康に暮らせる社会をつくる

5 医薬品などの安全対策と献血の推進

担当部局・保健医療部

施策内容

医薬品などには品質、有効性や安全性の確保が求められています。そこで、医薬品などの製造販売業者などに対する監視指導を徹底して品質などを確保するとともに、県民が安心して使用できるように情報提供を行います。また、若年層への薬物乱用の拡大や新たな乱用薬物の増加が懸念されています。このため、薬物乱用防止の啓発や相談を実施するとともに、医療用麻薬の取扱者などに対する指導・取締りを徹底します。さらに、医療に必要不可欠な血液製剤*は、献血者数の減少により不足する懸念があります。このため、献血者の確保を図り、安定的な血液製剤の供給を進めます。

主な取組

- ▶ 医薬品などの製造販売業者などに対する監視指導の実施
- ▶ 医薬品などの品質確保の徹底
- ▶ 医薬品などの適正使用のための情報提供
- ▶ 薬物乱用対策の推進
- ▶ 違法ドラッグ*などの製造・流通の防止
- ▶ 若年者層を中心とした献血者の確保
- ▶ 安全な血液製剤の安定供給



医薬品の製造販売業者などに対する監視指導



違法ドラッグ

献血者数

現状値 ■ 251,361人

目標値 ■ 270,000人

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県内の献血ルーム、街頭献血会場などで献血をした人数。
血液製剤を献血により安定的に供給することで、県民が安心して医療を受けることができることから、この指標を選定。

目標値の根拠

血液製剤の需要供給の動向、毎年度国から示される原料血しょう*確保目標量などを勘案し、必要となる血液量を確保することを目指して、この目標値を設定。

献血推進体制の4つの柱

1. 普及啓発と献血組織の充実

- ① 愛の血液助け合い運動
- ② メディアを活用した広報
- ③ 献血者確保事業への助成

2. 若年層献血の推進

- ① 献血ポスターコンクール
- ② ゆる玉応援団献血ありがとうキャンペーン
- ③ 卒業献血キャンペーン
- ④ 出前講座
- ⑤ 教育委員会との連携

市町村

連携

埼玉県

協働

埼玉県赤十字
血液センター

3. 安全な血液の安定供給の確保

- ① 400ml献血の推進
- ② 複数回献血の推進
- ③ 事業所など献血協力団体の確保
- ④ 献血ルームの充実

4. 適正使用の推進

合同輸血療法委員会の開催



清潔で快適な献血ルーム



基本目標

4

暮らしの安心・安全を確保する

目指す姿

県民の防犯意識が高まり、自主防犯活動が活発になり、犯罪を起こさせないまちづくりが進んでいます。

交通事故の発生しにくい環境が整備されるとともに、県民一人一人に交通安全意識が浸透し、交通事故が減少しています。

消費相談体制の整備などにより消費生活のトラブルが減少するとともに、監視・検査体制が強化されることで食品や水への不安が解消されています。また、住まいのセーフティネットも確立されています。

こうしたことにより、県民の暮らしの安心・安全が確保されています。

基本目標 4 暮らしの安心・安全を確保する

1 防犯対策の推進と捜査活動の強化

担当部局・県民生活部 保健医療部 教育局 警察本部

施策内容

本県の刑法犯認知件数は平成16年（2004年）をピークに減少が続いているものの、さらなる安心・安全の確保が求められています。犯罪を減少させ、県民が安心・安全に暮らせるようにするため、県民やNPOなどが行う自主防犯活動を支援するなど、「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を進めるとともに、県民一人一人の防犯意識を高めます。また、警察職員の確保や警察施設の整備など、警察基盤や捜査力を強化していきます。

主な取組

- ▶ 防犯意識を高める普及啓発活動の実施
- ▶ 自主防犯活動への支援
- ▶ 事業者との連携による防犯活動の実施
- ▶ 自転車盗防止対策の推進
- ▶ 子どもを犯罪から守るための対策の実施
- ▶ 犯罪被害者などに対する支援の充実
- ▶ 薬物乱用対策の推進
- ▶ 家庭や地域と連携した防犯教育の推進
- ▶ 警察職員の確保、警察施設や警察装備の整備
- ▶ 暴力団排除対策の推進



自主防犯活動団体による子どもの見守り



交番相談員

犯罪発生件数* (人口千人当たり)

現状値 ■ 14.8件

目標値 ■ 12.8件

平成22年 >>>> 平成28年

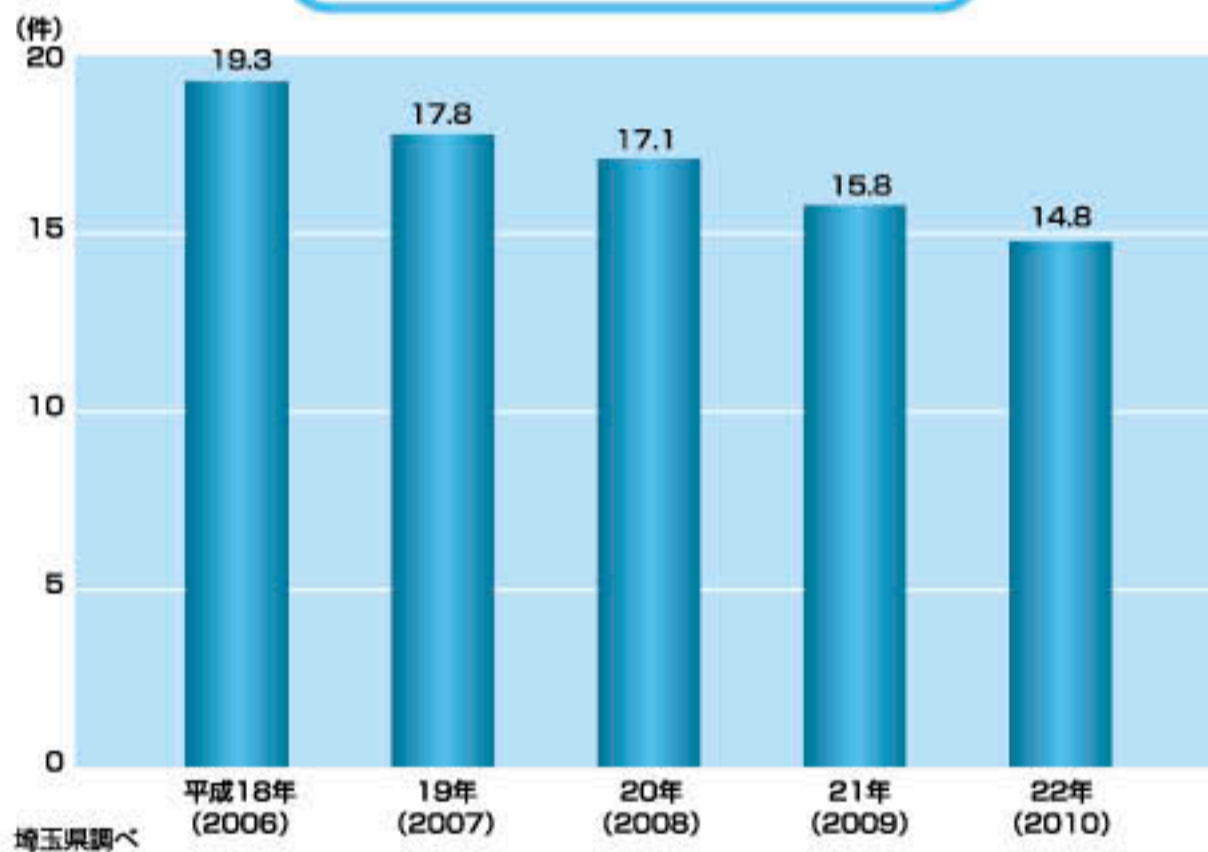
定義・選定理由

県内で1年間(1月~12月)に発生した人口千人当たりの刑法犯罪の件数。
県民が安心・安全に暮らせる社会をつくるための取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」において、平成26年の目標値を13.7件としていることを踏まえ、さらに犯罪発生件数を減少させることを目指して、この目標値を設定。

犯罪発生件数(人口千人当たり)



捜査訓練

基本目標 4 暮らしの安心・安全を確保する

2 交通安全対策の推進

担当部局・県民生活部 県土整備部 教育局 警察本部

施策内容

本県の交通事故死者数は、近年、減少傾向が続いています。しかし、事故死者数に占める高齢者の割合が高いことや自転車の交通マナーも問題になっており、さらなる安全対策が求められています。そのため、県民総ぐるみの交通安全運動を展開し、広く交通安全意識を浸透させるとともに、歩道や交差点整備など、安全な道路環境を確保します。また、子どもから高齢者まで各年齢層に応じた参加・体験型の実践的・効果的な交通安全教育を実施します。

主な取組

- ▶▶ 交通安全意識を高める交通安全運動の展開
- ▶▶ 子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教育の実施
- ▶▶ 歩道整備などによる歩行環境の整備
- ▶▶ 自転車通行帯の設置
- ▶▶ 自転車安全対策の推進
- ▶▶ 右折レーンの設置などの交差点の改良
- ▶▶ 信号機や道路標識など交通安全施設の整備
- ▶▶ カーナビのデータを活用した危険箇所解消など道路の安全対策の推進
- ▶▶ 悪質・危険性、迷惑性の高い違反に対する交通指導取締りの実施



交通安全教室



自転車通行帯の設置

交通事故死者数

現状値 ■ 198人

目標値 ■ 120人

平成22年 >>>> 平成28年

定義・選定理由

県内で1年間(1月～12月)に発生した交通事故による死者数(事故後24時間以内)。
交通事故における死者をなくすことが交通事故防止の大きな目的であり、そのための取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

「第9次埼玉県交通安全計画」において、平成27年の目標値を125人としていることを踏まえ、さらに交通事故死者数を減少させることを目指して、この目標値を設定。



交通指導取締り



歩道が整備された通学路

基本目標 4 暮らしの安心・安全を確保する

3 消費者被害の防止

担当部局・県民生活部 都市整備部 教育局 警察本部

施策内容

近年、IT*の進化や経済のグローバル化、サービスの多様化、高齢者の増加など、社会経済環境は大きく変化しており、それに伴い消費生活トラブルや相談の内容も複雑化・多様化しています。このため、様々な消費生活相談に対応できる相談体制を整備・充実していくとともに、消費生活講座や消費者教育の実施、事業者の指導や取締りなどにより消費者被害の未然防止に取り組めます。

主な取組

- ▶ 様々な消費生活相談に応じられる消費生活センター*などの相談体制の充実強化
- ▶ 消費者事故などの迅速な情報提供
- ▶ 契約トラブルや宅地建物取引の紛争などの適正な解決
- ▶ 高齢者の消費生活トラブル防止対策の推進
- ▶ 事業者の指導や悪質業者の処分の実施
- ▶ 生活科学センター*を活用した学習支援や情報提供
- ▶ 学校における消費者教育の実施
- ▶ ヤミ金融や悪質商法などの取締り強化



高齢者の消費者被害防止を呼びかける寸劇



消費生活相談

1年以内に消費者被害の経験があると回答した県民の割合

現状値 ■ 1.45%

目標値 ■ 1.16%

平成23年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県政サポーターアンケートにおいて、この1年以内に訪問販売、電話勧誘販売、通信販売などにより行った契約で、経済的・物的な消費者被害の経験があると回答した県民の割合。

消費者被害防止のための取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

県民が安心・安全な消費生活を送ることができる社会をつくるため、1年以内に消費者被害にあったと回答した県民の割合を約2割減らすことを目指して、この目標値を設定。



体験しながら消費生活について学べる生活科学センター(川口市)

基本目標 4 暮らしの安心・安全を確保する

4 食の安全・安心の確保

担当部局・保健医療部 農林部

施策内容

食中毒、偽装表示などの事件の発生により、県民の食の安全・安心への関心が高まっています。また、福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故により、食品の安全性に対する心配の声が寄せられています。このため、県民参画による食品の監視・検査体制を強化し、県民の視点に立った情報提供を行います。また、食品関係営業施設への指導と県民への食中毒の予防啓発を継続します。さらに、農産物が生産され加工・流通を経て、食品として消費されるまでの安全性を確保するとともに、適正な食品表示を推進します。

主な取組

- ▶ 県民参画による食品の監視指導や検査体制の強化
- ▶ 県民や食品関係業者に対する食中毒の発生防止対策の実施
- ▶ 農薬の適正使用やGAP（農業生産工程管理）*の導入などによる農産物の安全性確保の推進
- ▶ 適正な食品表示による食への信頼の確保
- ▶ 農産物などの放射性物質検査の徹底



営業施設への監視指導(左:製造所 右:市場)

施策指標

彩の国ハサップガイドラインリーダー*
の養成者数

目標値 ■ 16,000人

累計

平成24年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

埼玉県独自の衛生管理指針「彩の国ハサップガイドライン*」に基づき、飲食店営業施設の衛生管理を中心的に担う食品衛生責任者に対して行う彩の国ハサップガイドラインリーダー養成課程の修了者数。

事業者による自主衛生管理の取組を推進することにより、県民が安心して飲食店営業施設を利用できることから、この指標を選定。

目標値の根拠

食品衛生法の許可を要する飲食店営業施設のうち、一般飲食店やレストランなどが約32,000施設ある。このうち約半数の施設において、彩の国ハサップガイドラインリーダーを養成することを目指して、この目標値を設定。

ハサップ概念図

工程例 (ハサップの考え方を活用した食品の衛生管理の例)

入荷

保管

調理

包装

出荷

あらかじめ危害を予測

すべての工程で危害(従事者の衛生管理や害虫、ウイルスなど)を予測

重要管理点の設定

危害を防止するための重要管理点を定め、管理基準を設定。

継続的な監視・記録

管理基準に基づき継続的に監視・記録

危害の見直し

監視・記録して異常があればすぐに対策を取り解決

基本目標 4 暮らしの安心・安全を確保する

5 安全な水の安定的な供給

担当部局・企画財政部 危機管理防災部 保健医療部 農林部 企業局

施策内容

水道は日常生活に欠かすことのできないライフラインです。そこで、水資源開発施設*の整備促進など水資源の安定的な確保に努めます。また、水源地域の森林の整備・保全を進め水源かん養*機能を持続的に発揮させます。さらに、水質検査の信頼性を確保し、水源水質の監視を行い、安全な水を県民に供給します。渇水や災害時における水供給体制を確保し、水道未普及地域の解消や水道施設の耐震化を行います。市町村水道事業体の経営基盤の強化を目指し水道広域化*を推進します。

主な取組

- ▶ 水資源の安定確保
- ▶ 水源地域の生活基盤の確保への支援
- ▶ 間伐の実施や針広混交林*化の推進
- ▶ 水質検査・水質監視の実施
- ▶ 河川の水質に対応した浄水処理の実施
- ▶ 災害時における飲料水の確保対策の推進
- ▶ 節水型社会づくりの普及・啓発
- ▶ 水道施設の計画的な整備と耐震化の推進
- ▶ 水道広域化の推進



滝沢ダム(秩父市)



ハツ場ダム工事現場

施策指標

安定水利権の割合

現状値 ■ 71%

目標値 ■ 100%

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

本県が河川から取水・利用できる水量（水利権）のうち、安定的に取水・利用できる水量（安定水利権）の割合。
将来にわたり安全な水の安定的な供給の確保を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

国では「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」で、平成27年度を目途とした本県及び茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都の1都5県の水の需要の見通しと供給の目標、必要な施設整備を定めている。この計画の着実な達成を国に働きかけ、県民生活に必要な水資源の確保を目指して、この目標値を設定。

利根川水系・荒川水系水資源開発現況図

ダム	導水路	
		完成
		建設中
施設名		埼玉県の水道水源



基本目標 4 暮らしの安心・安全を確保する

6 住まいの安心・安全の確保

担当部局・都市整備部

施策内容

不安定な経済雇用情勢などを背景に、誰もが安心して暮らせる住まいの確保が求められています。そこで、住まいのセーフティネットの中核を担う公営住宅の適正な提供を進めます。また、高齢社会の進展を踏まえ、民間賃貸住宅も含めた高齢者向け住宅を確保するとともに、子育てを支援する住宅の認定など子育てしやすい住宅の普及を促進します。さらに、住宅の耐震化などの安全性の確保や被災者への応急住宅の迅速な提供など震災への対応強化に取り組みます。

主な取組

- ▶ 住まいのセーフティネットとしての県営住宅の整備及び維持管理
- ▶ 民間賃貸住宅の情報提供による高齢者などへの入居支援の充実
- ▶ 子育て応援住宅認定制度など子育てしやすい住宅の普及促進
- ▶ 公的賃貸住宅団地への子育て支援機能や高齢者支援施設などの導入
- ▶ リフォームや住み替えなどのワンストップ相談窓口機能の充実
- ▶ 管理組合設立への支援など民間マンション管理の充実
- ▶ 民間建築物の耐震化支援、応急危険度判定*体制の整備
- ▶ 震災後の迅速な応急住宅提供に向けた民間賃貸住宅などを活用する体制の強化



県営住宅(大宮七里団地)

サービス付き高齢者向け住宅



サービス

- ケア専門家による
- 安否確認サービス
- 生活相談サービス

ハード

- バリアフリー構造
- 一定の面積、設備

施策指標

子育てを支援する住宅の認定戸数

目標値 ■ 5,000戸

累計

平成24年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

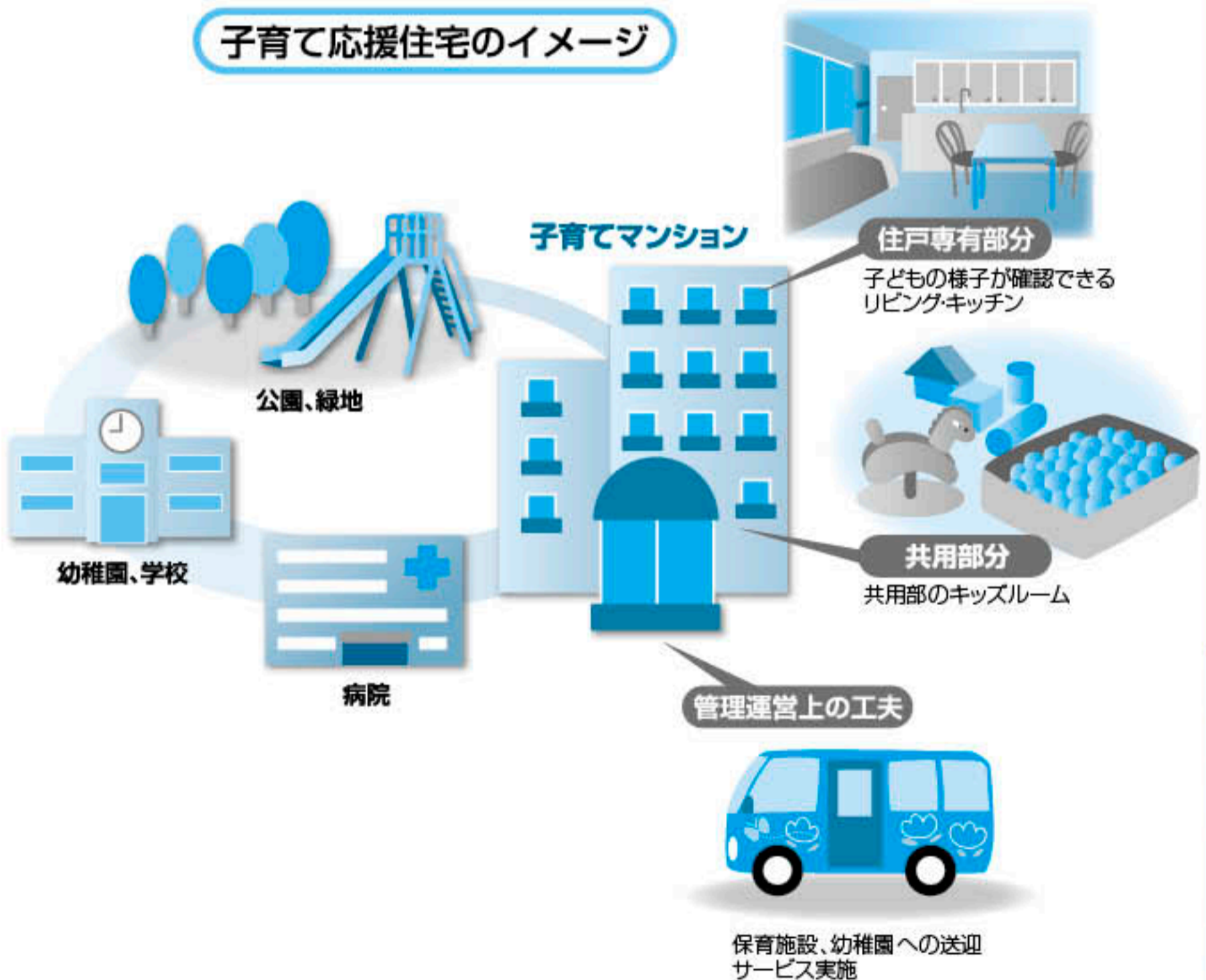
子育て支援サービスや子どもの事故防止などの一定の基準に適合した住宅として県が認定した戸数。

住まいの安心・安全を確保する取組の中から子育て世代に着目し、認定戸数を増やすことで子育てしやすい住環境が整備されることから、この指標を選定。

目標値の根拠

本県において1年間に供給される分譲住宅(マンション及び戸建)約20,000戸のうち、5%に当たる1,000戸を毎年度認定することを目標して、この目標値を設定。

子育て応援住宅のイメージ





基本目標

5

危機・災害に備える

目指す姿

広域化し強化された消防体制や充実した災害医療体制*とともに、地域住民と事業者などが共に助け合う「共助」の仕組みが整っています。

また、建物の耐震化や災害避難者への支援体制の整備などが充実するとともに、橋りょうや上下水道などの社会基盤の震災対策が進んでいます。

さらに、台風や集中豪雨、土砂災害などの自然災害から県民の生命や財産を守る治水・治山対策や土砂災害防止対策が進んでいます。

このように、県民の安心を脅かす危機や災害にも対処できる体制が確保され、誰もが安心して暮らせる社会が実現しています。

1 危機管理・防災体制の強化

担当部局・企画財政部 県民生活部 危機管理防災部 保健医療部 県土整備部 都市整備部 教育局 警察本部

施策内容

東日本大震災の発生により、震災対策の重要性が再認識されるとともに、広域災害への対応が必要となりました。このため、県の地域防災計画*を広域災害も想定して見直します。また、消防の広域化*の推進や合同防災訓練などの実施を継続的に行うとともに、地域の自主防災組織*の育成強化、災害医療体制*や災害情報の提供体制の整備、災害時要援護者*などの支援対策の強化を進めます。さらに、他県からの避難者受入れにも対応できる体制整備に取り組みます。

主な取組

- ▶ 広域災害を想定した埼玉県地域防災計画*の見直し
- ▶ 平常時には余暇活動の場、災害発生時には防災拠点となる防災空地*の計画的な整備
- ▶ 防災空地の計画的な配置などの都市防災に資する計画の県・市町村連携による策定及び市町村策定の支援
- ▶ 消防の広域化の推進、消防救急無線の広域化・共同化の促進
- ▶ 危機管理防災センター*を活用した防災・国民保護訓練*の実施
- ▶ 学校における災害安全教育の実施
- ▶ 自主防災組織の強化や地域における防災関係機関の連携強化
- ▶ 被災市町村への県・市町村職員派遣システムの構築
- ▶ 災害拠点病院*の整備や埼玉DMAT*の編成による災害医療体制の整備
- ▶ テレビや携帯電話などを活用した災害情報の提供
- ▶ 災害時要援護者の支援体制の整備や避難者・帰宅困難者対策の強化
- ▶ 災害ボランティアの育成強化
- ▶ 災害対策資機材*の確保など災害時即応力*の強化
- ▶ 主要交差点における発電装置付き信号機の設置推進

自主防災組織のうち 「自主防災リーダー」のいる組織の割合

現状値 ■ 40%

目標値 ■ 100%

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

「自主防災組織リーダー養成講座」を受講し修了した者がいる自主防災組織の割合。
地域防災力を強化することが防災上重要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

平成22年度末における全自主防災組織数4,800に対するリーダー養成者数の割合を100%とすることを目標として、この目標値を設定。



自主防災組織や防災関係機関による災害図上訓練



避難所で支援活動を行うボランティア

2 震災に強いまちづくり

担当部局・総務部 危機管理防災部 保健医療部 県土整備部 都市整備部 企業局 下水道局 教育局

施策内容

東日本大震災の発生により、公共施設の耐震化の必要性が再認識されています。また、橋りょう、上下水道などの社会基盤や民間建築物の耐震化についても引き続き取り組む必要があります。このため、防災拠点となる公共施設の耐震化を促進するとともに、橋りょうの耐震補強や上下水道の耐震化などを推進します。さらに、緊急輸送道路*沿道建築物をはじめとする民間建築物の耐震化を支援するとともに、応急危険度判定*体制を整備します。

主な取組

- ▶ 防災拠点となる公共施設の耐震化の促進
- ▶ 学校施設の耐震化の促進
- ▶ 緊急輸送道路に架かる橋りょうの耐震補強の推進
- ▶ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の支援
- ▶ 県営水道施設の耐震化、市町村水道施設の耐震化支援
- ▶ 流域下水道施設*の耐震化、市町村下水道施設の耐震化支援
- ▶ 緊急輸送道路の安全点検の実施
- ▶ 老朽化した橋りょうの架替えの推進
- ▶ 民間建築物の耐震化支援、応急危険度判定体制の整備



耐震補強後の校舎(入間市立藤沢小学校)

防災拠点となる公共施設の耐震化率

現状値 ■ 76.1%

目標値 ■ 100%

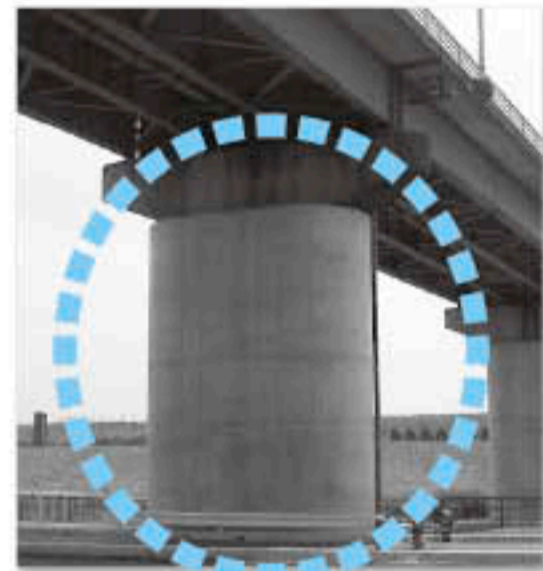
平成22年度末 >>>> 平成27年度末

定義・選定理由

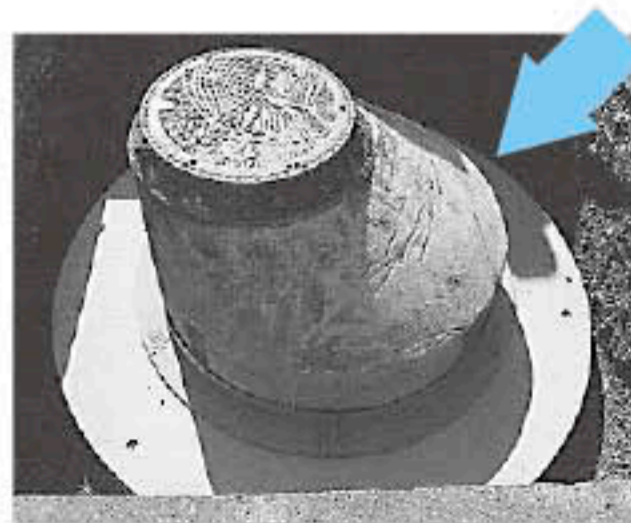
県又は市町村が所有し、災害時に避難所や活動拠点となる公共施設のうち、昭和56年改正の耐震基準*に適合した施設の割合。
防災拠点の耐震化が急務であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

防災拠点となる公共施設の耐震化を促進する必要があることから、平成27年度末までに100%とすることを目標として、この目標値を設定。



緊急輸送道路に架かる橋りょう(橋脚)の耐震補強

液状化による浮き上がり防止のため
浮上抑制ブロックを設置したマンホール

基本目標 5 危機・災害に備える

3 治水・治山対策の推進

担当部局・農林部 県土整備部 都市整備部

施策内容

台風や集中豪雨、また、それらによって引き起こされる浸水被害や土砂災害から県民の生命や財産を守るため、治水・治山対策や土砂災害防止対策を引き続き進めていく必要があります。そこで、河川改修や下水道雨水幹線*、土砂災害防止施設などの整備と併せ、防災情報の提供や土砂災害警戒区域の指定などの対策を推進します。また、これらの施設の機能を十分に発揮させるよう、適切な維持管理を行います。

主な取組

- ▶▶ 河川改修や調節池の整備
- ▶▶ 雨水浸透ますなどの流域貯留浸透施設*の整備の促進
- ▶▶ 下水道雨水幹線・都市下水路の整備支援
- ▶▶ 降雨量などの防災情報を収集し県民に提供する体制の強化
- ▶▶ ゲリラ豪雨*対策の推進
- ▶▶ 土砂災害警戒区域の指定
- ▶▶ 土砂災害防止施設の整備
- ▶▶ 治山施設*・保安林*の整備
- ▶▶ 排水機場のアセットマネジメント*などによる施設の適正な維持管理



河川改修により川幅を広げた一級河川鴨川
(さいたま市)



一級河川新方川に整備した大吉調節池(越谷市)

氾濫しない河川の延長割合

現状値 ■ 59.1%

目標値 ■ 63.0%

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

県管理河川のうち改修が必要とされた河川延長に対する時間雨量50mm程度の降雨でも氾濫しない河川延長の割合。
 浸水被害を軽減する取組の成果を示す指標であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

着実に浸水被害を減少させるため、河川改修率を平成22年度末から約4ポイント増加させることを目指して、この目標値を設定。

内水ハザードマップ*作成市町村数

現状値 ■ 7市

目標値 ■ 36市町
(対象全市町)

平成23年度 >>>> 平成28年度

県議会による追加指標



笹目川排水機場(戸田市)



土砂災害防止施設の整備(ときがわ町)

分野別 **II**

人づくり・教育を高める分野

- 基本目標
- 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する
 - 2 誰もが力を発揮いきいきと活躍する

新興国の台頭や科学技術の加速度的な進歩など、経済・学術などの様々な分野において世界規模での競争が激化しており、時代はこれまでのスピードを上回る速さで動いています。

一方、わが国は1990年代後半から生産年齢人口の減少期に入りました。かつて世界でもトップクラスだった一人当たりのGDPは、近年は20位前後に留まっています。

これからの時代は、一人一人が能力を高めること、そして、より多くの人々が社会に参加し能力を発揮することが重要になります。個人個人で置かれた状況は様々ですが、すべての人に「チャンス」があり、個人の幸せが社会への貢献につながる環境を整備していく必要があります。

明日を担う子どもたちをしっかりと育成する、若者・高齢者・女性・障害のある方、すべての人が社会に参画し、能力を発揮できるようにする。

この5か年計画において、人づくり・教育を高める分野に掲げた施策群を着実に実行していきます。

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する



基本目標

1

子どもを鍛え次代を担う
人材を育成する

目指す姿

子どもたちが自ら学び・考え・判断する態度や、高い志を持って夢を実現させる確かな学力と自立する力を身に付けています。

発達の段階に応じた多様な体験活動を通して、豊かな人間性や社会性を育み、わが国と郷土を愛する国際性豊かな人材へと成長しています。

社会や時代の変化に応じた様々な課題に主体的に対応し解決する力を身に付け、自らの意思と責任で進路を選択・決定しています。

国家、社会の形成に主体的に参画し、次代を担う人材として活躍しています。

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

1 確かな学力と自立する力の育成

担当部局・総務部 県民生活部 福祉部 教育局

施策内容

子どもたちの学習意欲や学力について様々な指摘がある中で、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して思考力・判断力・表現力などを育成することが求められています。そのため、一人一人に応じた教育を充実させるとともに、幼稚園、保育所などにおける教育を基盤として子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を展開し、確かな学力と自立する力が身に付くようにします。また、急速に情報化・グローバル化が進む社会に対応するため、正しく情報を活用する力を育て、高い志を持って時代を切り拓き日本の将来を担い得る人材を育成します。

主な取組

- ▶ 知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせる「教育に関する3つの達成目標*」(学力)の推進
- ▶ 習熟度別指導や補充的指導など児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導
- ▶ 小・中学校各学年における全県一斉学力テストの実施
- ▶ 次世代のリーダーとして社会で活躍できる力を育むプログラムの実施
- ▶ 小・中学校9年間を一貫した教育の推進
- ▶ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続
- ▶ 高校生、大学生などの若者に対する海外留学支援
- ▶ 科学技術教育の推進や情報活用能力の育成
- ▶ 発達の段階に応じたキャリア教育*の推進
- ▶ 伝統と文化を尊重する教育の推進
- ▶ 生活保護受給世帯の中学生に対する教育支援



小学校での授業風景

施策指標

「教育に関する3つの達成目標」
における基礎学力定着度

現状値

- 小学校3年生 94.1%
- 小学校6年生 95.0%
- 中学校3年生 92.4%

目標値

- 95.0%
- 95.0%
- 95.0%

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県内全小・中学生を対象に実施する「読む・書く」「計算」のペーパーテストの平均正答率。基礎学力の定着を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

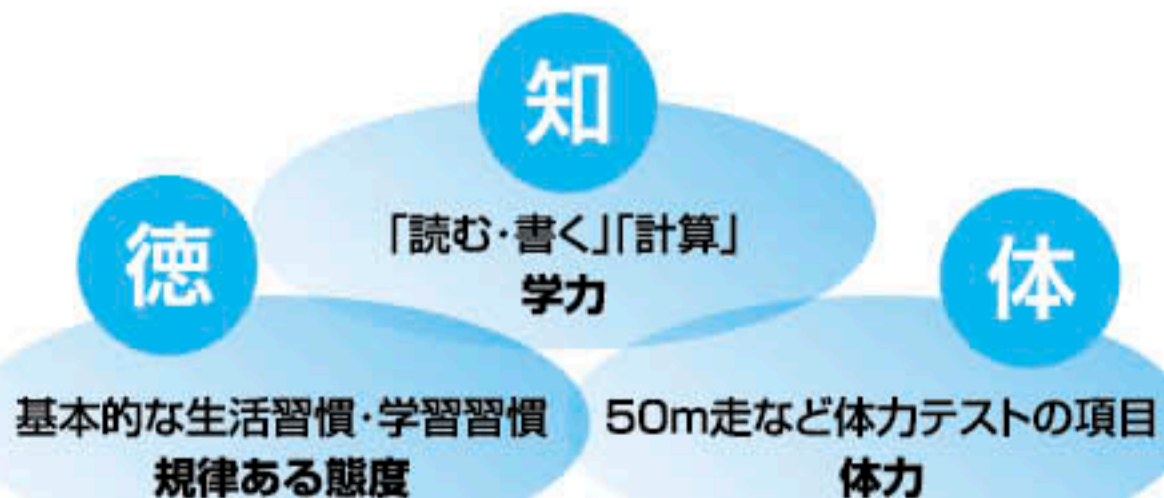
ほとんどすべての子どもたちが「読む・書く」「計算」に係る基礎的・基本的な内容を身に付けていることを目指して、この目標値を設定。

教育に関する3つの達成目標

知・徳・体の基礎・基本の習得

すべての子どもたちに
身に付けさせたい基礎・基本

きめ細かな指導



指導方法の工夫改善

効果の検証

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

2 子どもたちの豊かな心の育成と 非行防止・立ち直りの支援

担当部局・県民生活部 福祉部 保健医療部 教育局 警察本部

施策内容

子どもたちの生活において、地域の大人や年齢の異なる仲間との交流、自然体験などの減少により規範意識や人間関係の希薄化が指摘されるとともに、いじめや不登校、高校中途退学などが課題となっています。そうした中、規範意識やコミュニケーション能力を高めるとともに、自らを律しつつ他者を思いやる心など豊かな人間性を育むための教育を推進します。また、子どもたちが夢や目標に向かって自らの可能性に挑戦するきっかけづくりとなる機会を提供し、活力ある豊かな社会の担い手となる青少年の健全な育成に取り組めます。

主な取組

- ▶ 知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせる「教育に関する3つの達成目標*」（規律ある態度）の推進
- ▶ 豊かな人間性や社会性などを築く「埼玉の子ども70万人体験活動*」の推進
- ▶ 子どもたちの規範意識を高め、豊かな心を育む道德教育の推進
- ▶ いじめ対策・不登校対策・高校中途退学防止対策の推進
- ▶ 人権尊重の意識を高める教育の推進
- ▶ 埼玉国際ジュニアサッカー大会*の開催など青少年の夢の発見・実現につながる機会の提供
- ▶ 非行防止、非行少年の立ち直り支援
- ▶ 薬物乱用対策の推進

いじめ対策・不登校対策の推進



教育相談体制の整備

- スクールカウンセラーの配置
- 相談員の配置
- スクールソーシャルワーカーの配置
- 学生ボランティアの配置
- 精神科医による助言

教職員

民間団体などとの連携

- 官民連携会議の実施
 - 情報交換
 - 望ましい連携の在り方を検討
- 官民連携による保護者支援



児童・生徒の8割以上に身に付いている「規律ある態度」の項目数

現状値

- 小学校 72項目中 62項目
- 中学校 36項目中 31項目

目標値

- 72項目
- 36項目

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県内全小・中学生を対象に実施する「規律ある態度」の質問紙調査において、児童・生徒の8割以上が「よくできる」「だいたいできる」と回答した項目数。各学年でそれぞれ12の達成すべき項目を設定。

「規律ある態度」が身に付いていることを示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

基本的な生活習慣や学習習慣の改善を図るため、すべての項目において児童・生徒の8割以上が達成できることを目指して、この目標値を設定。

不登校（年間30日以上）児童・生徒数

現状値

- 小学校 1,014人
- 中学校 5,031人

目標値

- 950人以下
- 4,500人以下

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

1年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童・生徒数。病気や経済的理由によるものを除く。

不登校解消に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

不登校の着実な解消を図るため、小学校における不登校児童数を平成22年度から50人以上、中学校における不登校生徒数を500人以上減少させることを目指して、この目標値を設定。

公立高校1年生の中途退学率及び中途退学者数

現状値

- 率 3.4%
- 数 1,261人

目標値

- 2.7%
- 1,000人以下

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

公立高校（全日制・定時制）の1年生の中途退学率及び中途退学者数。

中途退学防止に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。中途退学者は全学年のうち1年生の占める割合が高くなっていることから、特にこの学年を対象とした。

目標値の根拠

公立高校1年生の中途退学率及び中途退学者数を平成22年度から約2割減らすことを目指して、この目標値を設定。

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

3 子どもたちの健やかな体の育成

担当部局・教育局

施策内容

子どもたちの生活習慣の乱れ、性に関する問題行動や薬物乱用などが課題となっています。また、日常的な身体活動や運動が減少しており、本県の児童・生徒の体力は低下、停滞傾向にあります。子どもたちの心身の調和のとれた発達を図るためには、規則正しい食生活などの生活習慣を形成するとともに、運動を通じて体力を養う必要があります。そのため、食育の推進や保健教育の充実とともに、学校体育活動や運動部活動の充実を図るなど、子どもたちの健やかな体を育成する取組を進めます。

主な取組

- ▶ 知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせる「教育に関する3つの達成目標*」(体力)の推進
- ▶ 望ましい食習慣を形成させるための食育の推進
- ▶ 学校給食における地産地消*割合の向上
- ▶ 健やかな体を育むための学校体育の充実
- ▶ 学校保健の充実
- ▶ 運動部活動の充実
- ▶ 性に関する指導や薬物乱用防止に関する指導



小学校の給食の時間



食育の授業

体力テストの5段階絶対評価で 上位3段階の児童・生徒の割合

現状値

■ 小学校	79.3%
■ 中学校	83.9%
■ 全日制高校	87.4%

目標値	■ 80.0%
	■ 85.0%
	■ 90.0%

平成23年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

各学校で実施している体力テストの各種目ごとの記録を得点化し、その合計を5段階絶対評価した上位3段階に入る児童・生徒の割合。
客観的な基準により体力向上の状況を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

学校体育や運動部活動の充実などにより、上位3段階に入る児童・生徒の割合を増加させることを目指して、この目標値を設定。



小学校の体育の授業



高校の運動部活動

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

4 質の高い学校教育の推進

担当部局・教育局

施策内容

教育に対する県民の期待と信頼に応え、変化する社会と多様化する児童・生徒の学習ニーズに対応するため、学校の教育力を維持・向上させることが求められています。そのため、公立学校においては、優れた教員の確保に努めます。また、教員に対し、児童・生徒の学びを支える高い授業力と様々な教育課題に適切に対応する力をつけさせる取組を展開します。さらに、幅広い教育ニーズに対応するため、学校の活性化や特色ある学校づくりを進めるとともに、安全で快適な学習環境と時代の変化に対応した施設を整備します。

主な取組

- ▶ 優れた教員を確保するための教員採用の改善
- ▶ 教育に対して意欲と情熱を持った経験豊かな人材の活用
- ▶ 教職員のライフステージに応じた研修の充実
- ▶ 優れたマネジメント能力を発揮できる管理職の育成
- ▶ 県立高校における大学や研究機関などと連携した教育活動の推進
- ▶ 安全で快適な学習環境と時代の変化に対応した学校施設の整備
- ▶ 学校図書、教材の充実
- ▶ 分かりやすい授業の実施や事務効率化などのためのICT*環境の整備



大学や研究機関などと連携した教育活動

施策指標

大学や研究機関などと連携した講義や授業を
教育活動に取り入れている県立高校の割合

現状値 ■ 71.5%

目標値 ■ 100%

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

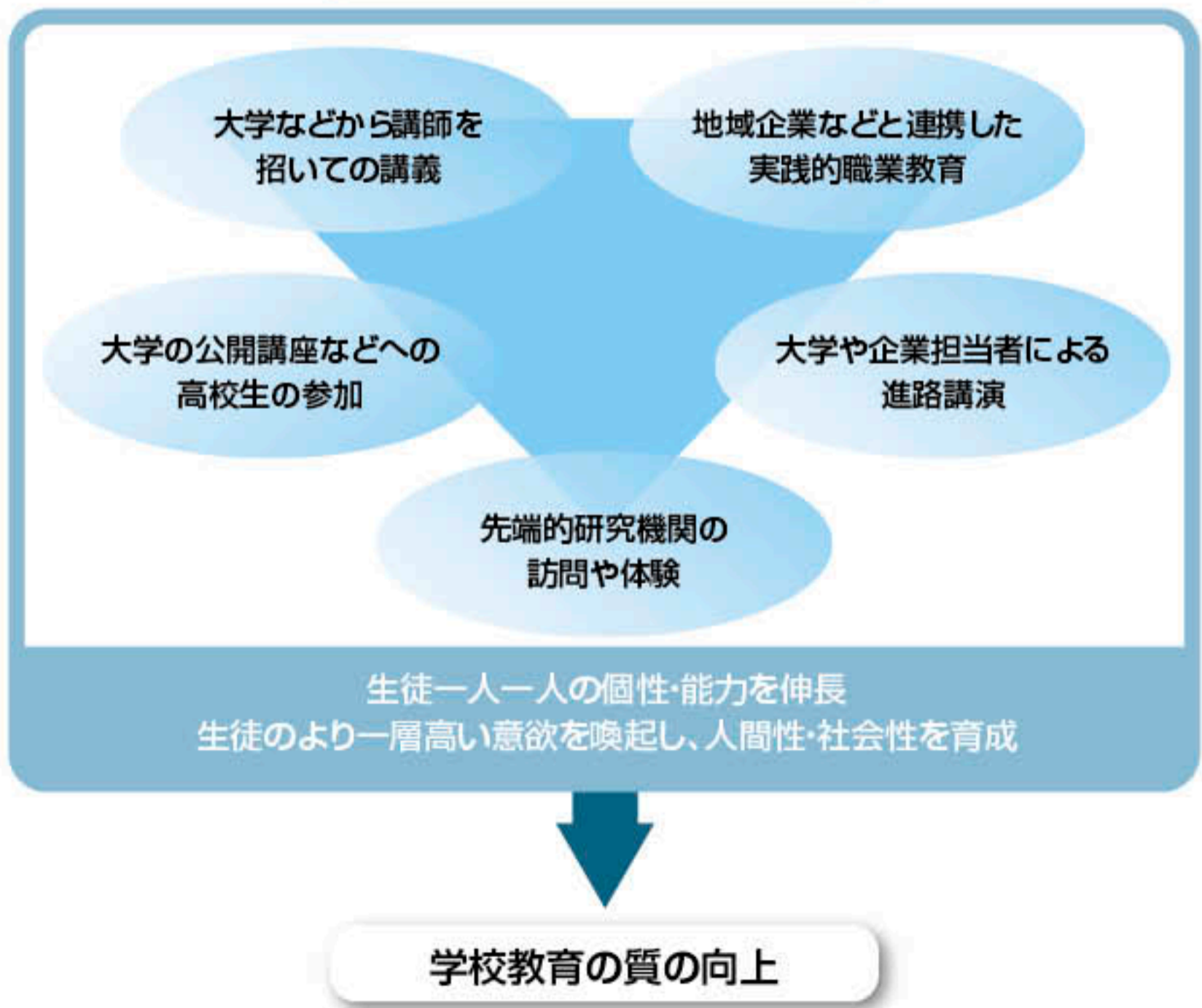
大学・研究機関・企業などでの講義への生徒の参加、大学・研究機関・企業などから招いた講師による講義や授業、講演などを実施している県立高校の割合。

生徒のより一層高い意欲を喚起し、学校教育の質の向上につながる取組であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

県立高校全校で、大学・研究機関・企業などと連携した講義や授業を取り入れることを目指して、この目標値を設定。

大学や研究機関などとの連携



基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

5 私学教育の振興

担当部局・総務部

施策内容

本県の私立学校に在籍する園児・児童・生徒の割合は、高校で約30%、幼稚園や専修学校では約95%となっており、本県の公教育の一翼を担っています。このため、私立学校の果たす重要性に鑑み、その自主性を尊重し建学の精神に基づく特色ある教育を進めるための支援を行います。また、安心して学ぶことのできる環境を整えるため、学校施設の耐震化を促進するとともに、私立学校へ通う園児・児童・生徒の保護者の負担を軽減します。

主な取組

- ▶▶▶ 私立学校の適正な運営を確保するための補助
- ▶▶▶ 私立学校の園児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための補助
- ▶▶▶ 魅力ある学校づくりなど教育環境の充実に要する資金の融資及び補助
- ▶▶▶ 私立学校の耐震化の促進



私立学校での学校生活風景

私立高校校舎の耐震化率

現状値 ■ 76.6%

目標値 ■ 100%

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

私立高校の校舎のうち、昭和56年改正の耐震基準*に適合した校舎の割合。

私立高校に通う高校生が安心して学ぶことができる環境を整備する必要があることから、この指標を選定。

目標値の根拠

すべての私立高校において、安心して学ぶことができる環境を整備することを目指して、この目標値を設定。



私立学校での学校生活風景

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

6 家庭・地域の教育力の向上と生涯を通じた多様な学習活動の振興

担当部局・教育局

施策内容

核家族化や地域における人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。このため、家庭の教育力を高める取組や地域住民の参画による取組を推進し、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。また、県民が自己の充実・啓発や生活の向上に向けてニーズに合った学習機会を得ることができる環境を整備します。

主な取組

- ▶ 学校における教育活動の活性化と家庭や地域の教育力向上のための学校応援団*の推進
- ▶ 子どもたちの居場所の整備と地域住民の参画による放課後子ども教室*の推進
- ▶ 家庭の教育力を高めるための「親の学習*」の推進
- ▶ 県立学校や社会教育施設などを活用した生涯学習機会の充実
- ▶ 「子ども大学*」の実施
- ▶ 県立図書館における県民のチャレンジ支援の充実

子ども大学

地域の力を生かし、子どもの知的好奇心を刺激する



子ども大学の開校

はてな学:ものごとの原理やしぐみを追求める

ふるさと学:地域を知り郷土を愛する心を育てる

生き方学:自分を見つめ人生や将来について考える

小・中学校における 学校応援団の年間活動回数

現状値 ■ 175回

目標値 ■ 210回

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

小・中学校における学校応援団の1校当たりの年間平均活動回数。

すべての小・中学校で、学校応援団が活発に活動することが学校・家庭・地域の教育力の向上につながることから、この指標を選定。

目標値の根拠

年間の授業日数などを考慮し、子どもたちが学校に通う日には学校応援団が毎日活動することを目指して、この目標値を設定。



学校応援団による水泳指導の支援



子ども大学 はてな学の講義

基本目標 1 子どもを鍛え次代を担う人材を育成する

7 特別支援教育の推進

担当部局・総務部 教育局

施策内容

障害のある子どもとない子どもが互いに認め合い、助け合うという考え方が自然に育まれる環境が求められています。そのため、幼稚園から高等学校までを通して、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うための体制を整備します。また、医療的ケアが必要な児童・生徒に対する支援や障害のある児童・生徒の社会参加と自立の支援を進め、障害の有無にかかわらず共に生活する社会の実現に取り組みます。

主な取組

- ▶▶ 発達障害*児に対する支援体制の整備
- ▶▶ 特別支援学校*における医療的ケアの実施
- ▶▶ 特別支援学校高等部生徒に対する自立に向けた職業教育の実施
- ▶▶ 特別支援学校における教育活動の充実を図るための教室不足の解消
- ▶▶ ノーマライゼーション*の理念に基づく教育を推進するための支援籍*学習の実施
- ▶▶ 障害のある幼児の幼稚園への就園機会を拡大するための特別支援教育の促進



小学校の特別支援学級での授業風景

施策指標

特別支援学校高等部で一般就労*を希望する生徒のうち、実現した割合

現状値 ■ 70%

目標値 ■ 90%

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一年次に一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合(内定を含む)。一般就労の実現は、特別支援学校における教育の充実を表す指標であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

一般就労を希望する生徒の希望を可能な限り実現し、社会的に自立させることを目指して、この目標値を設定。

職業教育への取組

作業学習

メンテナンス
食品加工
農園芸、木工、紙工芸
など

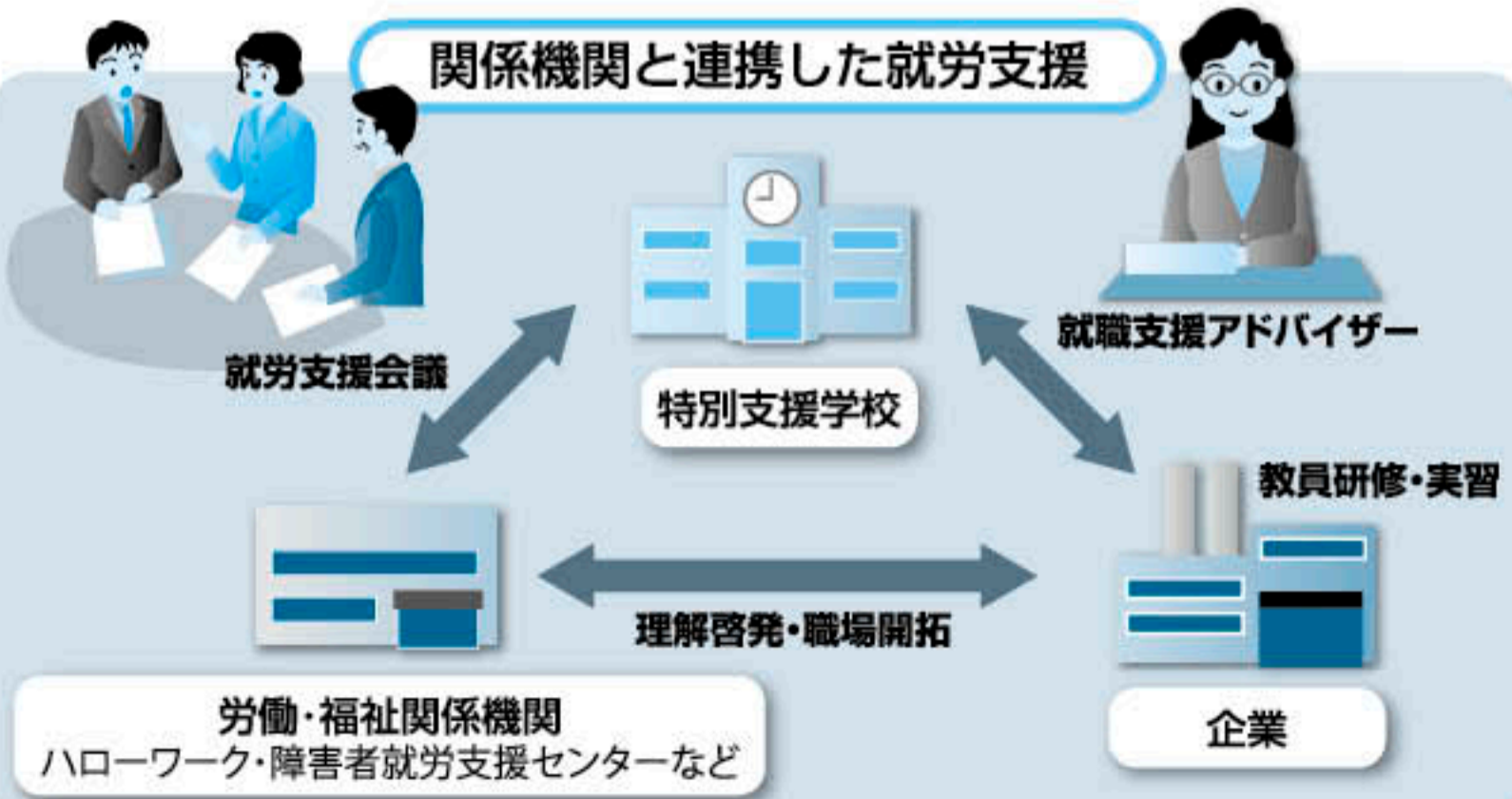
企業などでの実習

清掃、製造
販売・サービス、運輸、事務
など

●自立に必要な力の育成●

生活に必要な知識・技能 働く意欲 あいさつ・返事 体力など

関係機関と連携した就労支援





基本目標
2誰もが力を発揮し
いきいきと活躍する

目指す姿

働く意欲のある誰もがそれぞれの就業先で能力を十分に発揮し活躍しています。

フリーターやニート*は大幅に減少し、若者は希望の就職先を見つけ、独創的で若いパワーがあふれる社会となっています。

中高年齢者の再就職が進むことで、働くことを通じた自己実現やその豊かな経験、知識、技能を生かして若者への技術継承が進んでいます。

女性が働きやすい環境が整備され、仕事と育児の両立が進み、女性の就業や社会進出する機会が増えています。

障害者の日常生活の場が拡大し、住み慣れた地域で安心して生活を送っています。また、障害者の就労機会も拡大し、働くことを通じて自立した生活を送っています。

基本目標 2 誰もが力を発揮しいきいきと活躍する

1 就業支援と雇用の拡大

担当部局・福祉部 産業労働部 教育局

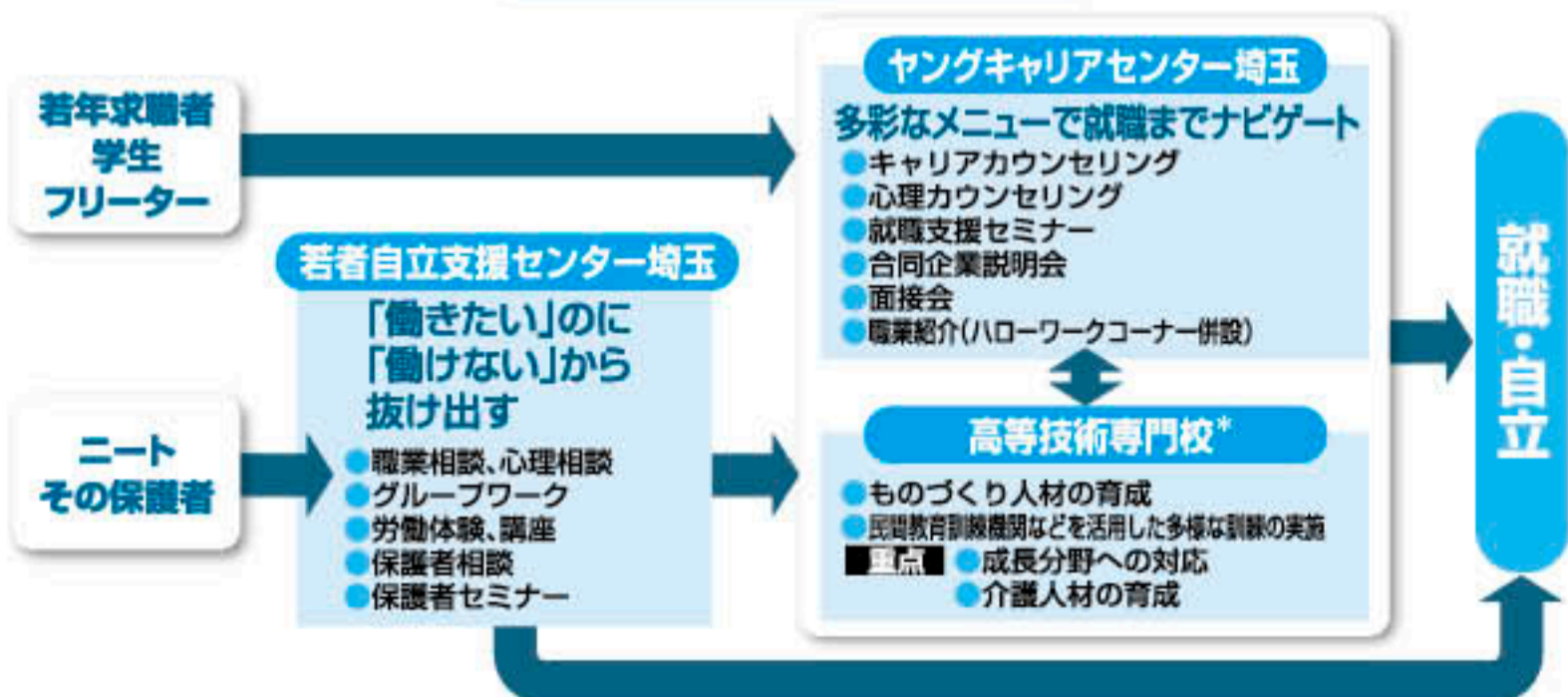
施策内容

本県は、急速に高齢化が進むとともに、生産年齢人口の減少による労働力の低下も見込まれています。将来にわたって活力のある社会を実現するには、必要な労働力を確保することや、誰もがそれぞれの能力を十分に発揮し活躍できる就業環境を整備することが必要です。そのため、ライフステージに応じたきめ細かい就業支援に力を入れていきます。また、キャリア教育*や職業訓練などを通じて望ましい勤労観・職業観を養うとともに、企業が求める人材を育成します。

主な取組

- ▶ 新卒者、フリーター・ニート*などの若年者の就業支援
- ▶ 中高年齢者の再就職活動の支援
- ▶ 環境、介護・医療など次世代産業に対応した産業人材の育成
- ▶ 職場体験やインターンシップ*などを通じた勤労観・職業観の醸成
- ▶ 生活保護受給者の自立に向けた就業支援
- ▶ 生活保護受給者の無料低額宿泊所*滞在期間の短期化促進
- ▶ 発達の段階に応じたキャリア教育の推進
- ▶ 専門高校における産業教育の充実
- ▶ 短時間勤務制度*をはじめとする多様な働き方の定着促進

若者への就業・自立支援



施策指標

就業率

現状値 ■ 58.7%

目標値 ■ 60.0%

平成22年 >>>> 平成28年

定義・選定理由

本県における15歳以上の人口に占める就業している人の割合。
全世代にわたる就業の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

過去5年間で最も高かった平成18年の就業率(60.5%)の水準に達することを目指して、この目標値を設定。



中高年就職応援フェア



職場体験

基本目標 2 誰もが力を発揮しいきいきと活躍する

2 女性のチャレンジ支援と男女共同参画の推進

担当部局・総務部 県民生活部 産業労働部 教育局

施策内容

近年、女性が活躍する場は増えている一方で、性別による固定的な役割分担意識はいまだに残っています。行政や企業など様々な組織において、政策や方針決定の場に女性が少なく、男女のバランスを欠いています。また、子育て期における就業継続や離職後の再就職が困難であるなど、就労の場においても不安定な状況に置かれています。女性が社会に参画し、活躍することは、社会に大きな活力を生み出す力になります。そこで、意欲と能力のある女性の様々なチャレンジをさらに支援するとともに、男女が互いを尊重し、共に能力を発揮できるよう、家庭や職場、地域、学校など各分野での男女共同参画を進めます。

主な取組

- ▶▶ 社会貢献や就業・起業などを希望する女性へのセミナーや相談、職業訓練などの実施
- ▶▶ 男女共同参画推進条例や男女共同参画推進プランの普及・啓発
- ▶▶ 県職員の女性管理職登用率向上の率優先的推進
- ▶▶ 男女共同参画推進センター*における情報提供や相談などの実施
- ▶▶ 子育て期における多様な働き方の定着促進
- ▶▶ 男女共同参画の視点に立った教育の充実



男女共同参画推進センター(さいたま市)

施策指標

審議会などにおける女性委員の割合

現状値 ■ 35.7%

目標値 ■ 40.0%以上

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県の各種審議会など(法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員)における女性委員の割合。

女性の政策・方針決定過程への参画度を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

国においては平成32年までに40%以上60%以下となることを目標としており、国よりも早い時期に達成することを目指して、この目標値を設定。

参考指標

女性(30~39歳)の就業率

現状値 ■ 56.1%

目標値 ■ 63.8%

平成17年 >>>> 平成27年

定義・選定理由

県内の女性(30~39歳)に占める就業者の割合。5年に1度の国勢調査により把握する数値であるため、毎年度の進捗が管理できないことから参考指標とした。

子育て期の女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

平成22年の国勢調査(速報値)の全国平均以上を目指して、この目標値を設定。

[参考指標]

毎年度数値を把握することができないことから計画の進行管理に使用することはできないが、計画期間中に達成すべき目標として設定したものの。



女性創業セミナー

基本目標 2 誰もが力を発揮しいきいきと活躍する

3 障害者の自立・生活支援

担当部局・福祉部 保健医療部

施策内容

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、生活の拠点となる住まいの場*や、自立を促す日中の活動の場を確保する必要があります。このため、グループホーム*や就労を継続的に支援する事業所などの整備や運営を支援します。また、地域における支援体制や訪問サービス*などを充実し、障害者が安心して地域で生活できる環境づくりを進めます。さらに、障害者が適切な医療やリハビリテーションサービスを受けられるよう、医療・保健体制の整備を進めます。

主な取組

- ▶ グループホームなどの整備・運営の支援
- ▶ 就労継続支援*、就労移行支援*、生活介護*などへの支援
- ▶ 障害者施設でつくる製品の販路拡大への支援
- ▶ 地域生活支援事業*を実施する市町村への支援
- ▶ 訪問サービスや短期入所*の充実による在宅生活の支援
- ▶ 発達障害*を支える人材の育成や診療・療育の拠点となる中核発達支援センター*などの整備
- ▶ 発達障害児の早期発見・早期療育体制の確立
- ▶ 子どもの発達段階に応じた子育てに係る親への総合的支援
- ▶ 障害児(者)支援施設*の整備支援
- ▶ 精神科救急医療体制*の強化
- ▶ 重度心身障害者の医療費の助成
- ▶ 高次脳機能障害*への支援など総合リハビリテーションセンターの機能の充実

「住まいの場」の利用定員数

現状値 ■ 2,305人

目標値 ■ 3,800人

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

比較的自立性の高い人が入居するグループホームと介護が必要な人が入居するケアホーム*の利用定員数。

障害者の自立を進めていくためには、「住まいの場」で独立した生活をするのが重要であることから、この指標を選定。

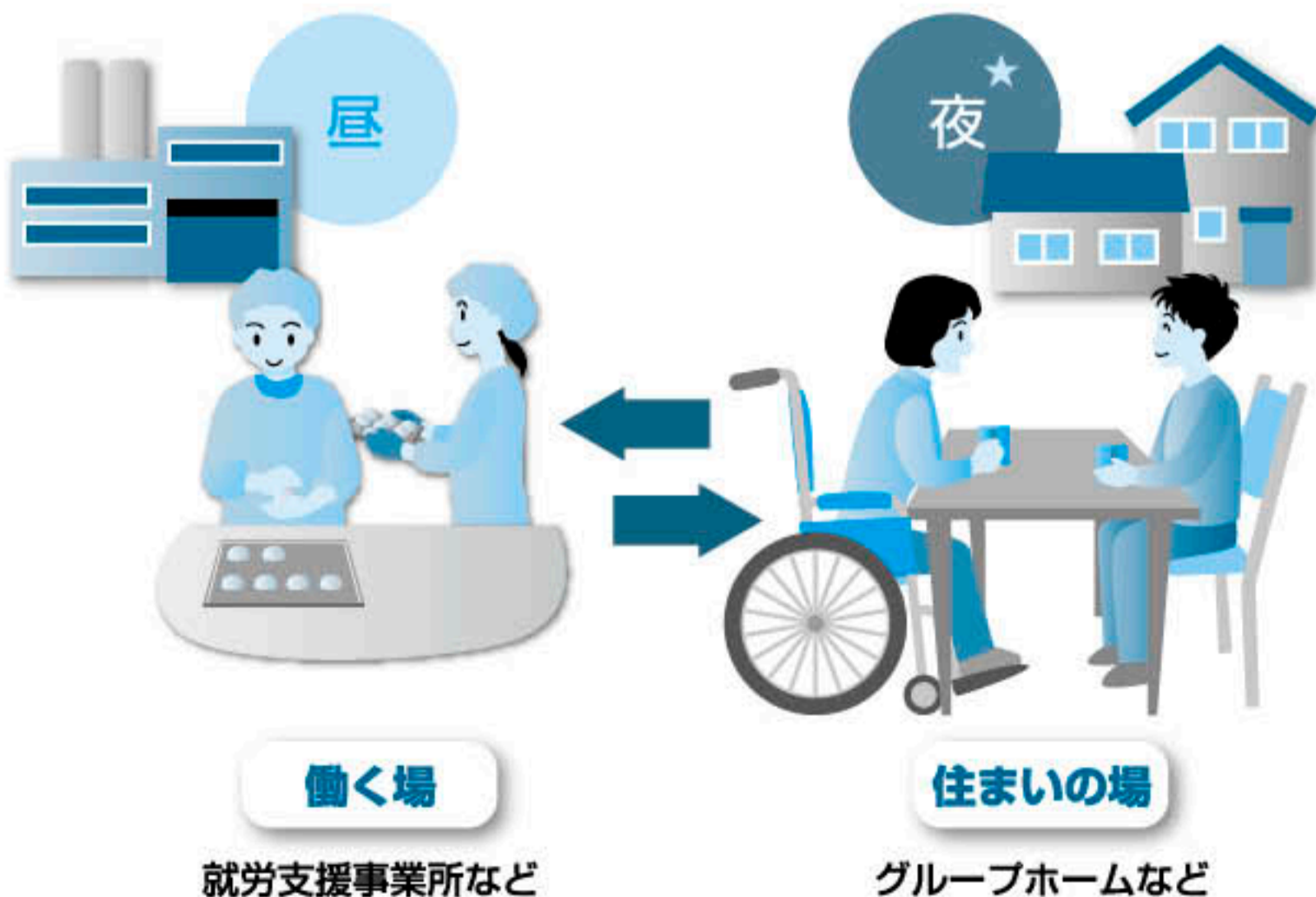
目標値の根拠

今後のグループホームやケアホームの利用見込みを勘案し、必要な定員数を確保することを目指して、この目標値を設定。

障害者の働く場と暮らしの場の確保

障害者が地域で安心して暮らせるための支援

- 昼間は作業をしながら事業所で過ごす。
- 夜間は世話人の支援を受けてグループホームなどで暮らす。



基本目標 2 誰もが力を発揮しいきいきと活躍する

4 障害者の就労支援

担当部局・福祉部 産業労働部 教育局

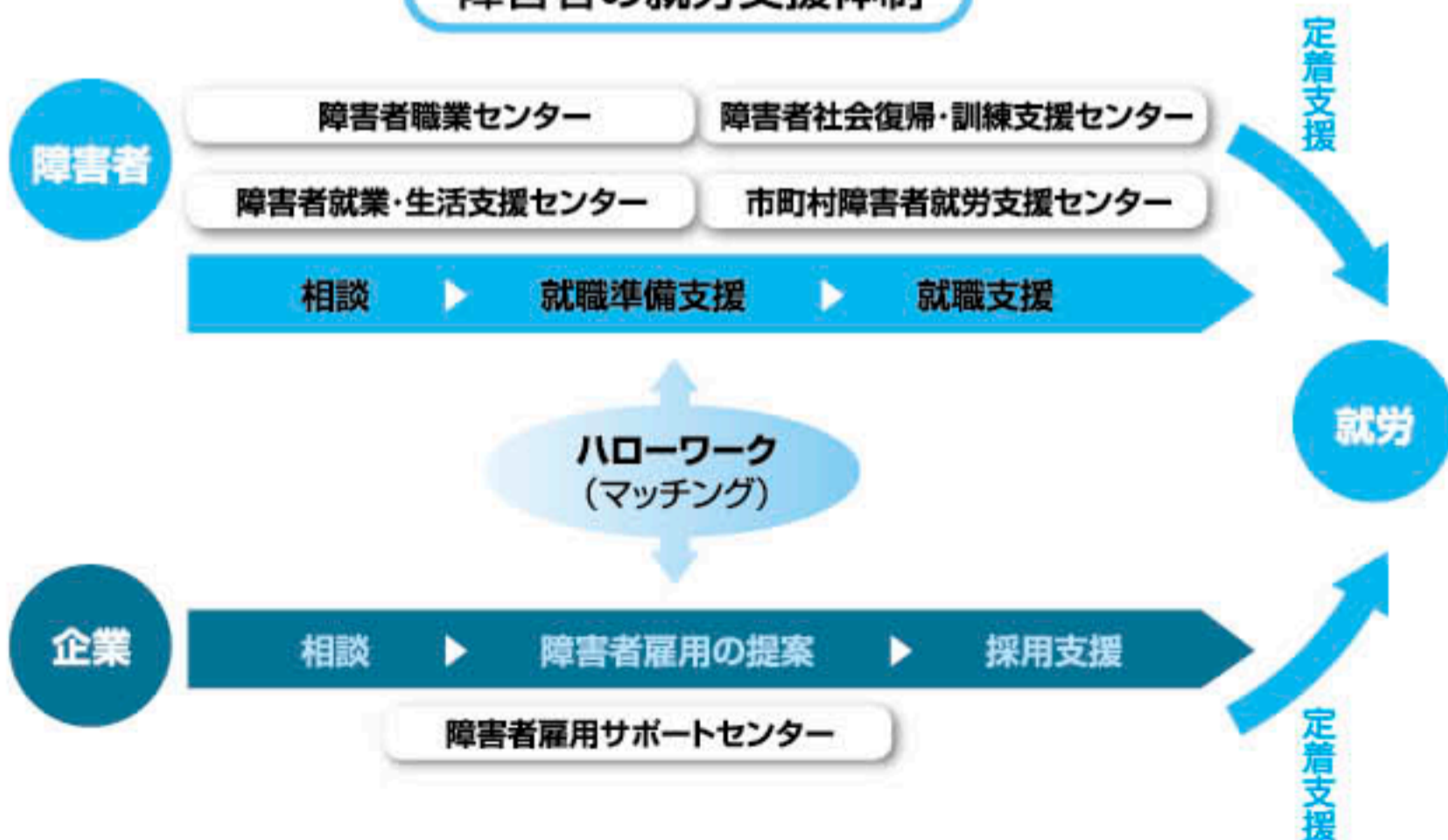
施策内容

障害者の自立と社会参加の可能性を広げるため、就労を希望する障害者
がその能力と適性を十分に発揮できるよう働く環境を整備することが重要
です。障害者に対する職業教育・職業訓練はもとより、雇用の受け皿を増や
すことや職場への定着を支援することなど、雇用者側である企業などにも
積極的に働きかけ、障害者の雇用のチャンスを拡大します。

主な取組

- ▶ 企業への働きかけによる障害者の雇用開拓
- ▶ 障害者雇用に積極的な企業の誘致
- ▶ 障害者雇用を検討している企業などへの支援
- ▶ 作業手順や職場習慣の助言、生活面のサポートなどによる障害者の職
場定着支援
- ▶ 障害者就労支援機関*の機能や連携の強化
- ▶ 特別支援学校*高等部生徒に対する自立に向けた職業教育の実施
- ▶ 職業能力開発センター*などでの障害者対象職業訓練の充実

障害者の就労支援体制



民間企業の障害者雇用率

現状値 ■ 1.51%

目標値 ■ 1.85%

平成23年 >>>> 平成28年

定義・選定理由

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、常用労働者56人以上の民間企業における障害者の雇用率。

障害者の就労の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、常用労働者56人以上の民間企業に対し義務付けられている雇用率である1.8%を上回ることを目指して、この目標値を設定。



特別支援学校での実習風景



県内企業での就労風景

分野別 III

経済・産業を支える分野

- 基本目標
- 1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する
 - 2 埼玉の成長を生み出す農林業を振興する
 - 3 埼玉の成長を支える社会基盤をつくる

わが国の経済は、1990年代のバブル経済*の崩壊以降、生産年齢人口の減少、新興国の台頭、リーマンショック*といわれる世界的な金融不安などにより長期的に低迷し続けています。

また、東日本大震災は東北・関東各都県の広域にわたり大きな被害をもたらすとともに、電力供給の制約など、わが国の経済活動に大きな影響を及ぼしています。

こうした時代にあっても、安心・安全や首都圏に立地する地理的優位性などの埼玉の強みを生かし、本県の産業を、未来を拓く産業へと進化させていく必要があります。また、エネルギー政策の転換など、時代を先取りし市場を獲得していく必要があります。

埼玉の元気を生み出す社会基盤を整備し、活力ある産業の振興を図る。

この5か年計画において、経済・産業を支える分野に掲げた施策群を着実に実行していきます。



基本目標

1

埼玉の成長を生み出す 産業を振興する

目指す姿

中小企業やベンチャー企業などのイノベーションが進み、高付加価値型の新製品や新サービスの開発が進んでいます。アジアの新興国などを中心に県内企業が国際的なビジネスを展開しています。世界に羽ばたく元気な中小企業が次々と誕生しています。

次世代自動車*やエコ住宅*など環境にやさしい製品を、ものづくりのノウハウで培われた確かな技術で提供する環境配慮型の産業が発展・集積しています。

衣食住から介護・医療サービス、映像コンテンツまで新たな価値を創造し、豊かな生活を提案するサービス産業*が発展・集積しています。

基本目標 1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する

1 がんばる中小企業の支援

担当部局・産業労働部 農林部 県土整備部 都市整備部

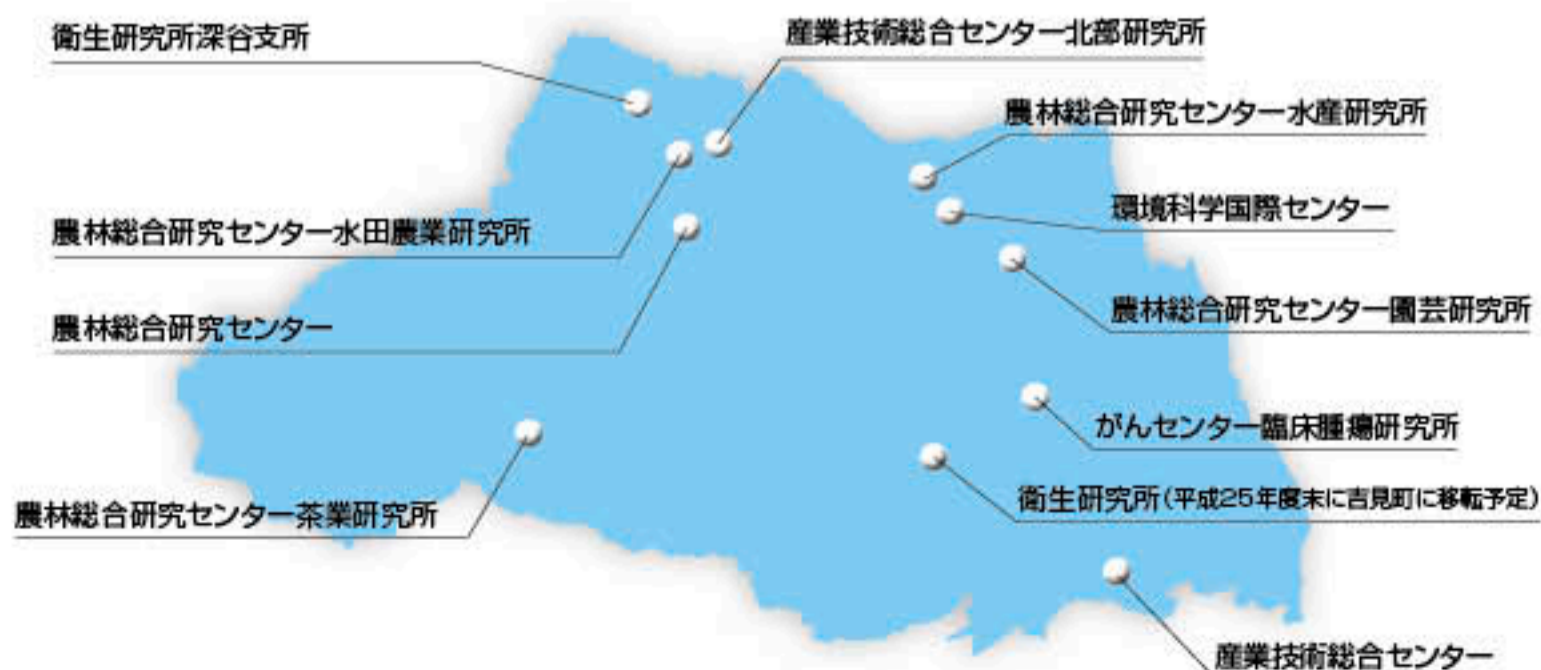
施策内容

アジア諸国をはじめとした新興国の台頭や生産年齢人口の減少による内需の縮小、東日本大震災による経済活動への影響など、企業経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。その中で県内中小企業が将来にわたって発展していくためには時代の変化に対応することが必要です。高い付加価値を生み出すイノベーションや技術開発の支援、新たな需要を掘り起こす販路拡大支援、創業支援などを通じて、新たな取組にチャレンジする中小企業やベンチャー企業を強力にバックアップします。

主な取組

- ▶▶ 中小企業に対する金融支援の充実
- ▶▶ 経営革新にチャレンジする企業の支援
- ▶▶ 商工団体の事業に対する支援の拡充
- ▶▶ 経営・技術強化のための専門家派遣事業の充実強化
- ▶▶ 産学官連携や知的財産活用*による新製品・新技術の開発支援
- ▶▶ 創業前の相談から創業後のフォローアップまでの一貫した創業支援の実施
- ▶▶ 成長が期待される埼玉発ベンチャー企業の育成
- ▶▶ 海外企業とのマッチングなど新たな事業展開の支援
- ▶▶ 海外の支援拠点による現地でのビジネス支援
- ▶▶ 公共事業における県産品の利用促進

県内の主な研究機関



施策指標

県の支援による創業件数

目標値 ■ **1,000件**

累計

平成24年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県が支援したもので、県が把握する創業件数。
創業・ベンチャー支援の取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

これまで毎年度200件程度の創業を支援しており、今後も引き続き同程度の支援を行うことを目指して、この目標値を設定。



創業支援ルームのある東部地域振興ふれあい拠点施設「ふれあいキューブ」(春日部市)



にぎわう「彩の国ビジネスアリーナ」

基本目標 1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する

2 新たな成長を導く次世代ビジネスの振興

担当部局・環境部 産業労働部 農林部 企業局 下水道局

施策内容

地球規模の環境・エネルギー問題への対応や超高齢社会*の到来など社会経済情勢が大きく変化する中で、産業構造の転換を進める必要があります。これは同時に、新たなビジネスが生まれるチャンスともいえます。次世代自動車*やエコ住宅*をはじめ、新たな成長が期待できる環境・エネルギー、医療・福祉などの分野に重点的に投資することによって次世代産業を担う中小企業を育成し、本県経済の持続的成長や雇用の創出につなげます。

主な取組

- ▶ 次世代自動車、環境・エネルギー、医療・福祉分野など成長が見込める産業への参入支援
- ▶ 新製品・新技術の研究開発支援
- ▶ SKIPシティ*を活用した映像関連産業の振興
- ▶ 次世代のものづくりを担う人材の育成
- ▶ 環境関連ビジネス*の振興
- ▶ 官民連携による水ビジネス*の海外展開
- ▶ 農商工連携*などによる新事業創出の支援



次世代自動車の車両分解展示

県内の中小企業（製造業）が
生み出す付加価値額*

現状値 ■ 2.9兆円

目標値 ■ 3.1兆円

平成22年 >>>> 平成28年

定義・選定理由

従業者数が4人から299人までの製造業を営む事業所が生み出す付加価値額。
次世代産業を担う製造業の経済成長を示す数値であることから、この指標を選定。
(現状値については、平成22年工業統計調査結果速報による。)

目標値の根拠

次世代産業への参入支援や経営革新計画の承認など、県の施策により毎年1.2%程度成長することを目指して、この目標値を設定。

新たな成長分野への支援

主な成長分野

次世代自動車

ハイブリット車や電気自動車などの次世代自動車

環境・エネルギー

太陽光発電など省エネルギー・創エネルギー分野

医療・福祉

医療機器・介護機器など医療・福祉分野

具体的な支援策

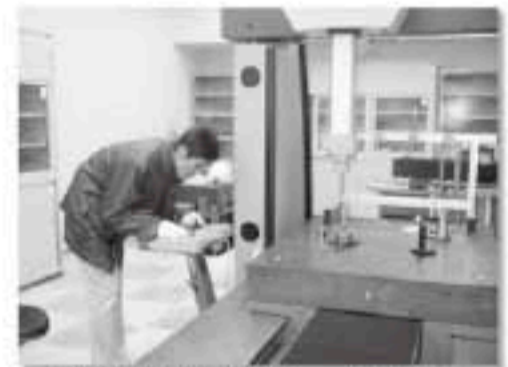
■次世代自動車支援センター埼玉
新技術・新製品の開発と販路開拓を支援

■次世代産業プロジェクト
産学連携により、薄型太陽電池、医療検査機器などの研究プログラムを推進

■産業技術総合センターによる技術支援
産業技術総合センターと企業との共同研究などにより新技術・新製品開発を支援

■企業連携の促進
次世代産業分野への参入を目指す県内企業や関連機関との出会いの場や交流の場を提供

■次世代ものづくりを担う人材の育成
企業経営者や従業員などに、大学などの先端技術情報を得る場を提供し、人材を育成

次世代自動車支援センター埼玉
(さいたま市)

産業技術総合センター（川口市）



企業間交流の様子

基本目標
1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する

3 産業集積の推進

担当部局・産業労働部 県土整備部 都市整備部 企業局

施策内容

本県は首都圏という巨大マーケットに位置し、鉄道網や道路網が充実しています。その特性を生かして、消費地立地型企业*などの誘致を進めるとともに、次世代自動車*など成長産業の発展を見据えた企業立地を進めます。また、県内中小企業を育成することにより事業拡大や第二創業*を目指す企業の立地を支援します。さらに、圏央道沿線・圏央道以北地域の地域経済の活性化につながる産業集積を推進します。そのため、企業ニーズにワンストップできめ細かく対応した誘致活動を行います。

主な取組

- ▶ 「ワンストップ・オーダーメイド・クイックサービス*」を徹底した企業誘致活動の実施
- ▶ 食品産業、自動車関連産業、流通加工業など埼玉の特性を生かした産業の誘致
- ▶ 次世代自動車、環境・エネルギー関連、医薬品・健康関連など次世代産業の誘致
- ▶ 中小企業支援と連動した企業誘致活動の実施
- ▶ 圏央道沿線地域に加えて圏央道以北地域への企業誘致の推進
- ▶ 豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備
- ▶ 企業誘致などを促進する幹線道路の整備

施策指標

新規の企業立地件数

目標値 ■ 250件

累計

平成24年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

1,000㎡以上の用地を取得し(借地を含む)、平成24年度以降県内に立地した工場・研究所などの累計件数。

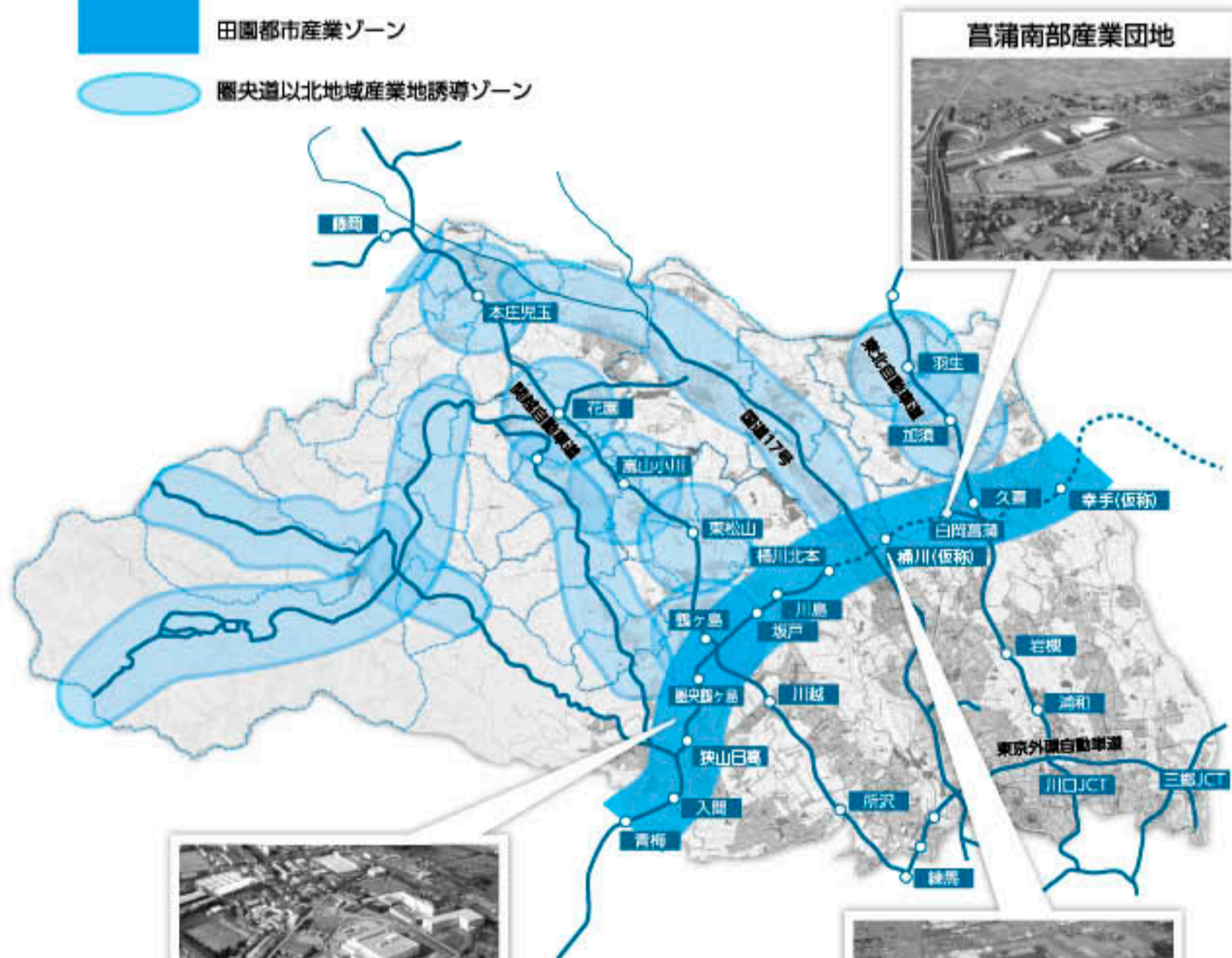
産業集積を進める取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

公的な産業団地*や民有地への立地を進め毎年50件立地することを目標として、この目標値を設定。

産業基盤づくりエリア図

- 田園都市産業ゾーン
- 圏央道以北地域産業地誘導ゾーン



狭山柏原北地区



北本中丸9丁目地区

基本目標 1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する

4 サービス産業の振興

担当部局・産業労働部

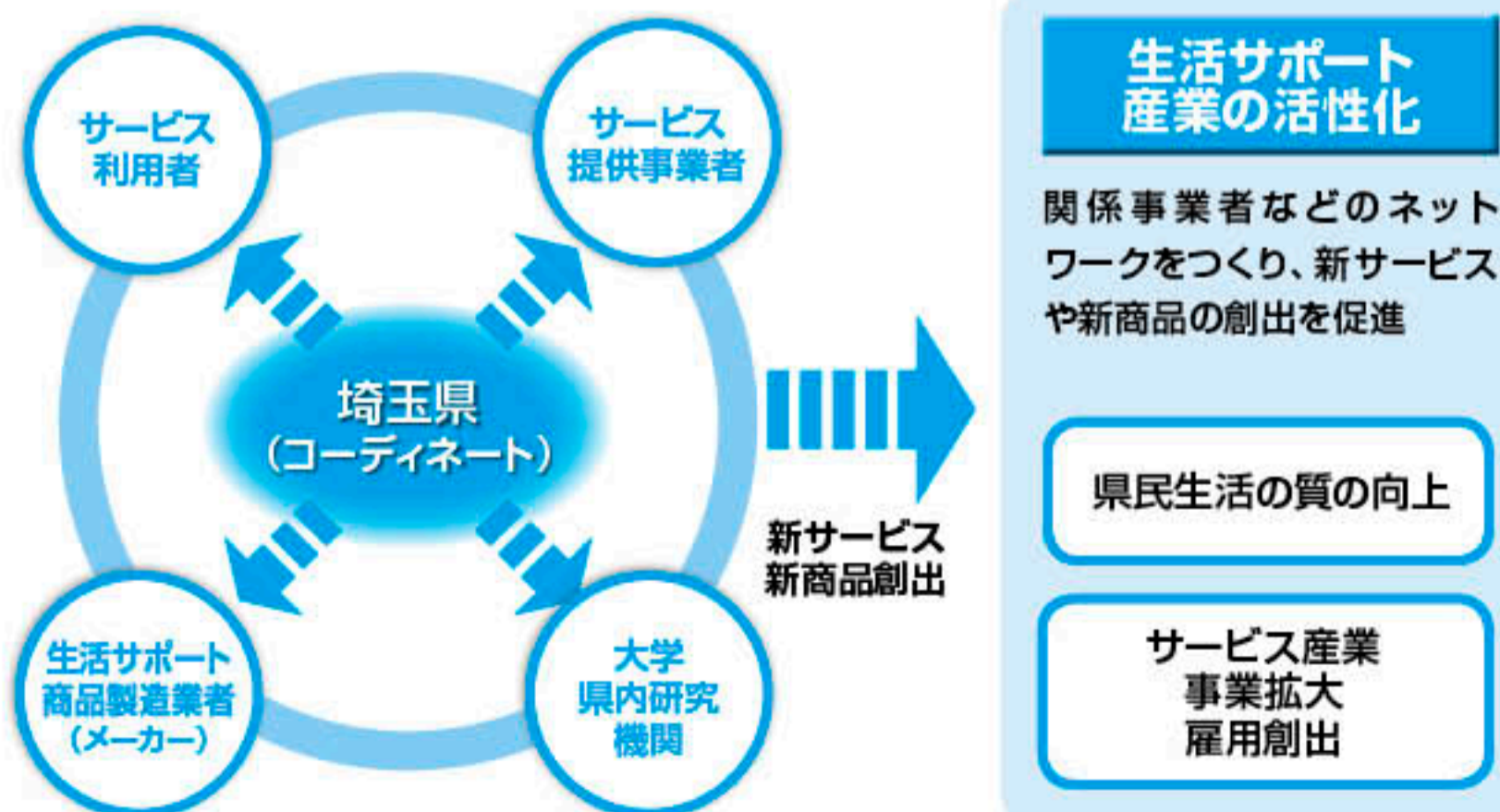
施策内容

サービス産業*は県内総生産*の大部分を占めており、サービス産業の発展は本県経済の活性化や雇用の拡大につながります。さらに、サービス産業は医療や福祉、健康の分野や映像コンテンツ分野など、今後需要が見込まれ、成長が期待できる産業でもあります。サービス産業への新規参入や事業拡大、新商品・新サービスの開発などを支援します。また、消費者ニーズにきめ細かく応じる魅力的な商店街づくりを、市町村が進めるまちづくりと連携して支援します。

主な取組

- ▶▶ 生活サポート産業*の事業者ネットワークによる新商品・新サービスの創出支援
- ▶▶ サービス産業を担う人材(特に若手経営者)の育成
- ▶▶ サービス産業への参入支援と成長段階に対応した経営支援
- ▶▶ 経営革新にチャレンジする企業の支援
- ▶▶ SKIPシティ*を活用した映像関連産業の振興
- ▶▶ 商店街のにぎわいづくりと環境整備の支援

生活サポート産業ネットワーク



サービス分野に関する経営革新計画を
策定した中小企業の数

現状値 ■ 1,022社

目標値 ■ 3,000社

累計

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画において、新サービスの開発やサービスの新たな提供方法の導入などの事業活動に取り組むことを策定した中小企業の数。

サービス産業を振興する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

平成22年度に計画を策定した中小企業数は290社となっており、新サービスの開発支援など県の施策により、これをさらに上乗せすることを目指して、この目標値を設定。



生活サポート産業支援セミナー



にぎわう商店街

基本目標 1 埼玉の成長を生み出す産業を振興する

5 産業人材の確保・育成

担当部局・産業労働部 教育局

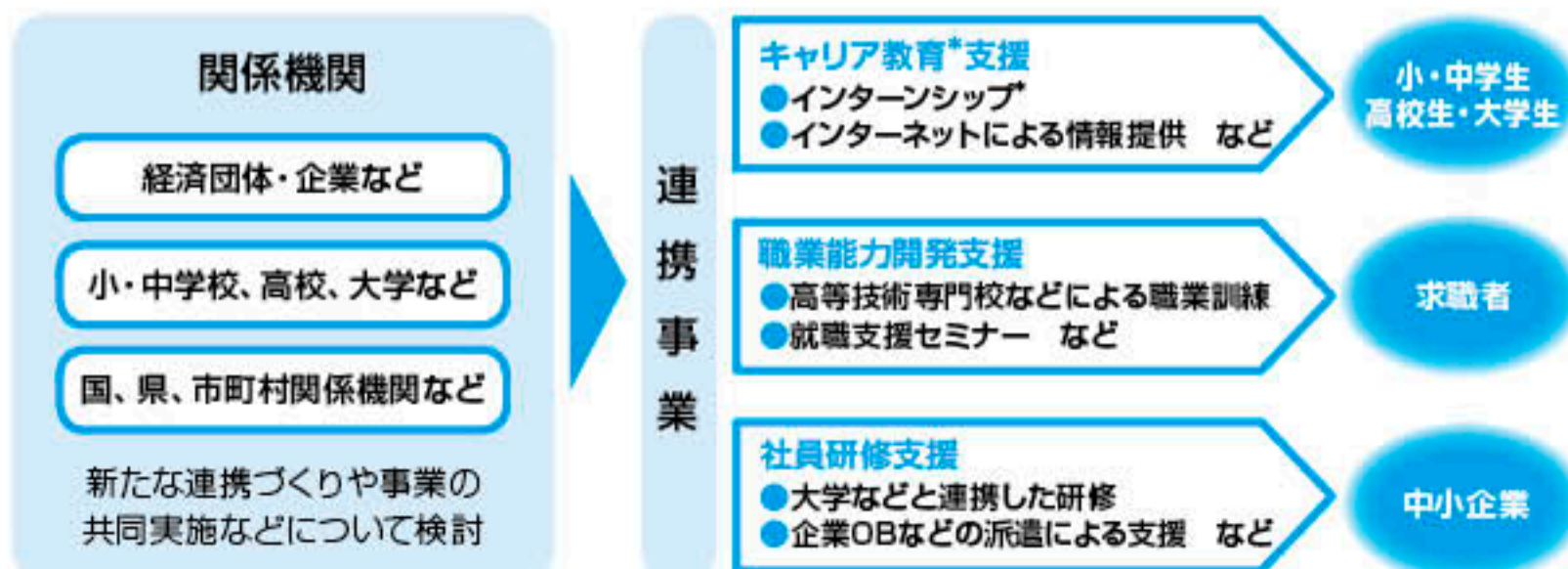
施策内容

本県では、これまで製造業が産業界をけん引してきましたが、今後はそれに加え、環境・エネルギー、医療・福祉、情報通信などの産業分野の成長が期待されています。また、少子高齢化により内需が縮小する中、海外への販路拡大が経済発展の鍵となっています。県内企業が時代の変化に対応し成長していくためには、その基礎となる人材の確保・育成が重要です。そのため、製造業の人材を引き続き育成するとともに、雇用の拡大が見込まれる成長分野における人材やグローバル化に対応した人材を育成します。

主な取組

- ▶ 高等技術専門校*によるものづくり人材の育成
- ▶ 専門高校における産業教育の充実
- ▶ 小・中学生のものづくり体験の促進
- ▶ 環境・エネルギー、介護、情報通信など成長分野の職業訓練
- ▶ 大学と連携した産業人材の育成
- ▶ 中小企業のニーズに対応した在職者の技能向上訓練
- ▶ 技能検定制度*の普及
- ▶ 高等技術専門校を中心とした地域連携による中小企業の人材確保・育成の支援
- ▶ 県内中小企業の若手社員の海外研修、大学生の海外インターンシップ*の促進

産業界、教育界、行政などの連携による産業人材育成



社員を海外研修に派遣した
県内中小企業の割合

現状値 ■ 3.0%

目標値 ■ 10.0%

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

社員を海外研修に派遣した県内中小企業の割合。

国内市場が縮小傾向にある中、世界を舞台にビジネスを展開できる人材の育成が重要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

グローバル人材*の育成支援などを通じて、県内中小企業のうち10%が社員を海外研修に派遣することを目標として、この指標を設定。



海外インターンシップ



高等技術専門校での技能実習



基本目標

2

埼玉の成長を生み出す 農林業を振興する

目指す姿

営農意欲あふれる担い手により、農業生産が活発に行われています。こうして生産された安全・安心でおいしい農産物は、県民の豊かで潤いのある生活を支え、県民から支持される埼玉農業が展開されています。

また、公共施設や民間住宅で県産木材の利用が拡大し、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用*が確立しています。森林がきれいな水や空気を生み出すことで、県民の安らかな暮らしに貢献しています。

こうして、埼玉を元気にする力強い農林業が実現しています。

基本目標 2 埼玉の成長を生み出す農林業を振興する

1 収益力ある農業の確立

担当部局・農林部

施策内容

食料などの安定供給を通じて豊かな県民生活を将来にわたって実現していくためには、本県農業の収益力を向上させ、その持続的な発展を図ることが重要です。このため、新規就農者を確保・育成しつつ、農業法人*をはじめ地域農業の多様な担い手の経営発展を支援します。また、優良農地の確保と農業生産基盤の整備を進めるとともに、環境に配慮しながら安全・安心で新鮮な農畜産物を提供する産地の取組を支援します。さらに、大消費地の中の農業県、食品産業立地県*という本県の強みを生かし、地産地消*、農業の6次産業化*、農商工連携*など食と農をつなぐ仕組みづくりを進めます。

主な取組

- ▶ 農業法人など経営力ある農業経営体*の育成
- ▶ 次代を担う新規就農者の確保・育成、農業大学校における実践的カリキュラムの充実
- ▶ 地域が求める新たな担い手となり得る企業などの農業参入の支援
- ▶ 試験研究の推進や農業制度資金の活用など農業経営の基礎となる条件の整備
- ▶ 優良農地の確保と担い手への利用集積の促進、農業生産を支える基盤整備の推進
- ▶ 県産農産物のブランド化や輸出など消費者の需要を開拓・創出する産地の取組の促進
- ▶ 農業や化学肥料の低減など環境に配慮した農業の促進
- ▶ 高病原性鳥インフルエンザ*や口蹄疫*などの家畜伝染病の防疫対策の強化
- ▶ 県産農産物の購入機会の拡大による地産地消の促進
- ▶ 米粉の調理方法などの県民への発信、学校給食パンなどの原料としての利用などによる利用促進
- ▶ 飼料用米の県内流通の確立
- ▶ 農業の6次産業化や農商工連携の促進

農業法人数

現状値 ■ 452法人

目標値 ■ 900法人

累計

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

定義・選定理由

農業生産法人*、農事組合法人*、定款に農業に関する事業が明示されている会社法人の数。経営力があり雇用を生む優れた農業の担い手として重要であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

本県農業の収益力の向上を図るため、経営力がある農業経営体である農業法人の数を平成22年度末から倍増させることを目指して、この目標値を設定。

県産農産物及びその加工品の輸出品目数

現状値 ■ 18品目

目標値 ■ 30品目

累計

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

定義・選定理由

埼玉農産物輸出促進協議会の活動を通じて海外に輸出された県産農産物やその加工品の輸出品目数。販路拡大の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

新たな販路を拡大するため、県産農産物やこれらを主原料とした加工品の輸出品目数を毎年2品目増加させることを目指して、この目標値を設定。

農業法人化のメリット

経営上のメリット

経営の徹底管理

融資・取引先からの信用力の向上

従業員などの福利厚生充実

経営発展の可能性と経営継承の円滑化

制度面のメリット

税制

- 役員報酬の給与所得化
- 欠損金の繰越控除

融資

- 制度資金の融資限度額の拡大

基本目標 2 埼玉の成長を生み出す農林業を振興する

2 収益を生み出す林業の振興

担当部局・農林部

施策内容

県内森林面積の約半分を占めるスギやヒノキなどの人工林は、その約半分が木材として利用できる状態に成長しています。また、世界の木材需要の高まりにより、国内では国産木材へ移行する動きが進んでいます。こうした中、収益を生み出す林業を目指すためには、生産コストの縮減と県産木材の利用拡大を図りながら「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用*を促進する必要があります。このため、森林管理道*や作業道の整備、効率的な造林などにより低コスト化を推進します。また、県産木材の普及・啓発や公共施設・民間住宅などでの利用を促進するとともに、質の高い木材を安定的に供給できる仕組みを構築します。

主な取組

- ▶ 間伐などを効率的に行うための森林の団地化*と作業の集約化の促進
- ▶ 森林管理道や作業道の整備促進
- ▶ 高性能林業機械の導入支援
- ▶ 低コストな造林方法による伐採跡地への植栽や下刈りなどの促進
- ▶ 経営能力と技術力に優れた担い手の育成
- ▶ 埼玉の木づかい運動*の展開を通じた県産木材の新たな用途の拡大
- ▶ 公共施設や民間住宅などでの県産木材の利用拡大
- ▶ 県産木材の生産・加工・流通体制の整備促進



整備された森林管理道



高性能林業機械

県産木材の供給量

現状値 ■ 75,000m³目標値 ■ 111,000m³

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県内の森林から伐採・搬出され、製材工場などへ供給された木材量。

県産木材の利用を増やすことにより森林の循環利用が促進され、林業の収益力が向上することから、この指標を選定。

目標値の根拠

県産木材の新たな用途の拡大や公共施設・民間住宅などでの利用拡大を通じて県産木材の供給量を平成22年度から約1.5倍とすることを目標として、この目標値を設定。



県産木材を活用した建物(上:学校施設(ときがわ町) 下:民間住宅)



基本目標

3

埼玉の成長を支える 社会基盤をつくる

目指す姿

県民の生活や経済に欠くことのできない道路などの社会基盤は、次世代に引き継ぐべき県民共通の財産として、必要な整備や効率的な維持管理が行われています。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などの高規格幹線道路*の整備や渋滞対策などが進み、交通アクセスの利便性はさらに高まっています。

こうして、必要な整備が行われた社会基盤により、県民の安心・安全の確保や利便性の向上、産業の活性化が支えられ、元気ある暮らしやすいまちが実現しています。

基本目標 3 埼玉の成長を支える社会基盤をつくる

1 埼玉の活力を高める道路整備

担当部局・県土整備部

施策内容

圏央道などの高規格幹線道路*の整備の進展により、本県の交通の利便性は高まっています。今後は、県土の骨格となるこれらの道路を活用することで本県の潜在能力を余すことなく発揮させ、生活の利便性を向上させるとともに、産業振興をより一層促進する必要があります。そのため、インターチェンジへのアクセス道路などの幹線道路の整備、交差点改良などの渋滞対策を推進するほか、地域の生活を支える身近な道路を整備します。また、これらの社会基盤を次世代に引き継ぐことができるよう適正な維持管理を進めます。

主な取組

- ▶ 圏央道の整備促進
- ▶ スマートインターチェンジ*の設置に対する支援
- ▶ インターチェンジへのアクセス道路の整備
- ▶ 企業誘致などを促進する幹線道路の整備
- ▶ 観光地を結ぶ道路の整備
- ▶ 幹線道路の未接続区間の解消
- ▶ 鉄道との立体交差化による渋滞の解消
- ▶ カーナビのデータを活用した渋滞対策の実施
- ▶ 中山間地域*の生活を支える道路の整備や身近な生活道路である市町村道の整備促進
- ▶ 橋りょうのアセットマネジメント*などによる道路施設の適正な維持管理



圏央道白岡葛西インターチェンジ（久喜市・白岡町）



インターチェンジへのアクセス道路（国道122号駒西葛西バイパス/久喜市）

施策指標

インターチェンジから20分以内に到達することができる地域の県土面積に対する割合

現状値 ■ 62.3%

目標値 ■ 70.0%

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

インターチェンジから20分以内に到達することができる地域の県土面積に対する割合。
インターチェンジへのアクセス道路の整備などにより、利便性が向上し、産業振興が図られることから、この指標を選定。

目標値の根拠

計画期間中に整備される高速道路とインターチェンジの開設状況を勘案し、必要なアクセス道路の整備などを進めることを目指して、この目標値を設定。

県内の道路網図



凡例

- 高規格幹線道路
- 地域高規格道路
- (整備区間)
- (調査区間)
- (計画路線)
- (候補路線)
- 一般有料道路
- 一般国道

基本目標 3 埼玉の成長を支える社会基盤をつくる

2 埼玉の成長を支えるまちづくり

担当部局・産業労働部 県土整備部 都市整備部 企業局

施策内容

近年、中心市街地*の空洞化の進行や市街地における工場跡地などの低未利用地の拡大による、まちのにぎわいの低下が課題となっています。このため、駅周辺などの拠点整備を行い、中心市街地の定住人口の増加や商業施設、福祉施設などの導入を推進します。また、圏央道などの整備に伴って県内における企業立地の需要が高まっていることから、インターチェンジ周辺などに豊かな田園環境と調和した産業基盤を整備します。

主な取組

- ▶ 駅前の顔やにぎわいのあるまちをつくる地域の実情に応じた市街地開発事業*の促進
- ▶ 子育て世代を支援する市街地再開発事業*などの促進
- ▶ 市街地再開発事業における地域子育て支援センター*、行政センター、駐車場・駐輪場などの公共・公益施設の整備促進
- ▶ 地域の新たな拠点となる土地区画整理事業*の推進
- ▶ まちづくり協議会*やNPOの活動などに対する支援の拡充
- ▶ 豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備
- ▶ 圏央道沿線地域に加えて圏央道以北地域への企業誘致の推進
- ▶ 西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)*の整備
- ▶ 本庄地方拠点都市地域*の整備支援
- ▶ 北部地域振興交流拠点の検討・推進



狭山市駅西口地区市街地再開発事業(狭山市)

新たに整備された産業基盤の面積

目標値 ■ 280ha

平成24年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

土地区画整理事業や民間開発などにより、新たに整備された産業基盤の面積。

豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備を進めることにより、企業の立地や産業集積が進み、都市の成長が図られることから、この指標を選定。

目標値の根拠

各事業主体が平成28年度末までに予定している産業基盤の整備を着実に推進することを目指して、この目標値を設定。



騎西城南産業団地(加須市)



本庄早稻田駅周辺の整備(本庄市)

分野別 **IV**

環境を守り育てる分野

- 基本目標
- 1 みどりと川を再生し自然と共存する
 - 2 エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ
 - 3 環境負荷の少ない循環型社会を創造する

本県では、これまで、「ゆとり」の創造を目指し様々な環境問題に取り組んできました。経済成長に伴って失われたみどりを再生する取組や、「川の国埼玉*」の実現を目指し、川をより身近に感じることができる水辺環境の整備を進め、大きな成果をあげてきました。また、本県独自の目標設定型排出量取引制度*の展開など、温暖化対策においても先進的な取組を進めています。

一方、福島第一原子力発電所の事故が発生した今、エネルギーや資源を大量に消費する社会のあり方が見直されつつあります。

環境への関心がさらに高まっている中で、ライフスタイルの転換も含めた総合的な環境政策の展開が必要となっています。

みどりと川の再生、生物多様性*の保全、そして低炭素社会や循環型社会の実現に向けた取組をさらに進める。

この5か年計画において、環境を守り育てる分野に掲げた施策群を着実に実行していきます。



基本目標

1

みどりと川を再生し
自然と共存する

目指す姿

県民、NPO、事業者、行政など多様な主体の連携により、都市部の緑化が進むとともに、狭山丘陵や見沼田圃、三富地域など優れた景観を生み出す緑が保全されています。森林は適切に管理され、水源かん養*や二酸化炭素の吸収・貯蔵など公益的機能を発揮しています。

また、県内の川は安らぎとにぎわいの空間として再生を遂げ、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉*」が実現しています。

そうした緑や水辺の空間により豊かな生態系*のネットワークが形成され、様々な動物や植物が息づく自然環境が保全されています。

基本目標 1 みどりと川を再生し自然と共存する

1 みどりの再生(身近な緑の保全・創出・活用)

担当部局・企画財政部 環境部 農林部 都市整備部 教育局

施策内容

本県は、首都圏に位置しながら狭山丘陵や見沼田圃、^{たんぼ}三富地域など潤いとゆとりのある緑豊かな空間に恵まれています。しかし、都市化の進展などにより、身近な緑は減少傾向にあります。こうしたことから、都市部の緑を積極的に創出するとともに、都市近郊の貴重な緑地空間の保全・活用を進めます。また、緑の保全・創出を県民ムーブメントとして拡大していくために、県民、NPO、事業者などの自主的な活動を支援します。

主な取組

- ▶▶ 身近な緑が少ない地域における都市公園の整備
- ▶▶ 特別緑地保全地区*の指定や緑のトラスト保全地*の取得などによる身近な緑地の保全
- ▶▶ 見沼田圃における適切な土地利用の指導、緑地や農地の保全・活用
- ▶▶ 三富地域における緑地や農地の保全・活用
- ▶▶ 緑化計画届出制度*などによる建物の敷地内や屋上、壁面、駐車場の緑化の推進
- ▶▶ 県立学校における良好な緑の保全
- ▶▶ 1人1本植樹運動*の推進
- ▶▶ 緑の保全・創出に自主的に取り組む彩の国みどりのサポーターズクラブ*の拡大
- ▶▶ 彩の国みどりの基金*を活用したみどりの再生



県民によるみどりの再生活動の様子

身近な緑の創出面積

現状値 ■ 576ha

目標値 ■ 1,060ha

累計

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

定義・選定理由

彩の国みどりの基金を活用した緑の創出面積及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化面積の合計。身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

公共施設や民間施設の緑化の推進及び緑化計画届出制度の普及により、身近な緑を平成22年度末から約500ha創出することを目指して、この目標値を設定。



建物の敷地内や屋上などの緑化の事例

基本目標 1 みどりと川を再生し自然と共存する

2 みどりの再生(多様で健全な森林の整備・保全)

担当部局・農林部

施策内容

県土の3分の1を占める森林は、木材生産だけでなく水源のかん養*や二酸化炭素の吸収・貯蔵などの公益的機能を有しており、県民生活に様々な恩恵をもたらしています。このような機能を持続的に発揮させるため、間伐や枝打ちなどの森林整備を進めるとともに、針広混交林*化や広葉樹林化を推進します。また、これらを効率的に実施するための森林情報を充実するほか、シカの食害対策やスギ花粉削減対策などを進めます。さらに、森林ボランティア団体などによる県民参加の森林づくりを進めます。

主な取組

- ▶ 間伐や伐採跡地への植栽の実施
- ▶ 針広混交林化や広葉樹林化の推進
- ▶ 竹の除去やササ刈りなどによる里山・平地林*の整備
- ▶ 水源地域など奥地の森林整備の推進
- ▶ 保安林*の指定や適正な整備の推進
- ▶ 森林境界の明確化、地番・所有者などの森林情報の収集
- ▶ シカの食害など獣被害防止対策の推進
- ▶ 花粉の少ない品種への転換などスギ花粉削減対策の推進
- ▶ 森林ボランティア団体や企業などによる県民参加の森林づくりの推進
- ▶ 彩の国みどりの基金*を活用したみどりの再生



間伐など手入れの行き届いた森林



森林ボランティアによる森づくり活動

森林の整備・保全面積

目標値 ■ **14,000ha**
 (うち彩の国みどりの基金による森林の整備・保全面積 3,500ha)

累計

平成24年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

人工林において、間伐、針広混交林化、伐採跡地への植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。

森林整備を通じて多様で健全な森づくりを進める必要があることから、この指標を選定。

目標値の根拠

将来にわたって人工林を適正に維持していくため、年間2,800haの森林整備を行うことを目指して、この目標値を設定。



整備された平地林



シカの食害防止ネット

基本目標 1 みどりと川を再生し自然と共存する

3 川の再生

担当部局・企画財政部 環境部 農林部 県土整備部 都市整備部 下水道局

施策内容

本県は、県土面積に占める河川の割合が3.9%で全国一となっています。豊かな水辺は、ゆとりと安らぎを創出する貴重な空間であり、環境の保全や活用を進めることが求められています。そこで、県民誰もが川に愛着を持ちふるさとを実感できる「川の国埼玉*」を実現するため、一定の広がりのある地域で水辺再生や水質改善に集中的に取り組めます。また、川を思い川にやさしい行動をする川の守り人*を育てるとともに、県民、NPO、事業者などが取り組む共助による川の再生活動を支援します。

主な取組

- ▶▶ 地域に親しまれる水辺環境の整備
- ▶▶ 県民と取り組む川の再生の推進
- ▶▶ 川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援
- ▶▶ 下水道、農業集落排水*、合併処理浄化槽*などの生活排水処理施設*の整備促進
- ▶▶ 五感による河川環境指標*を活用した県民運動の拡大
- ▶▶ 非かんがい期における農業用水路などへの通水の実施



水辺で遊ぶ子どもたち



美化活動に取り組む地域団体

県民が川の再生に取り組む河川の延長

現状値 ■ 371 km

目標値 ■ 550 km

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

定義・選定理由

県民が清掃などの川の再生活動を行っている県管理河川の延長。
 県民が川に愛着を持ち、共助による川の再生の取組が広がっていることを示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

県民が主体的に川の再生活動を行っている河川延長を平成22年度末から約200km増加させることを目指して、この目標値を設定。

アユが棲める水質の河川の割合

現状値 ■ 77%

目標値 ■ 90%

平成22年度 >>>>> 平成28年度

定義・選定理由

河川の水質測定地点のうち、生物化学的酸素要求量(BOD)の年度平均値が3mg/L以下の測定地点の割合。
 清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標とすることで、県内の水質改善の状況がイメージしやすくなることから、この指標を選定。

目標値の根拠

県民と取り組む川の再生活動や生活排水処理施設の整備などを進め、アユが棲める水質の河川の割合を平成22年度から10ポイント以上向上させることを目指して、この目標値を設定。

全国水質ワースト5河川
(国土交通省直轄管理区間)

現状値 ■ 綾瀬川・中川

目標値 ■ 該当河川なし

平成22年度 >>>>> 平成28年度

県議会による追加指標

基本目標 1 みどりと川を再生し自然と共存する

4 生物多様性保全の推進

担当部局・環境部 保健医療部 農林部 県土整備部 都市整備部

施策内容

私たちは暮らしの様々な場面で動物や植物の恩恵を受けています。その恩恵を今後も受け続けていくためには、多様な動植物がバランスを保ちながら共生する環境を守り、生物多様性*を保全していく必要があります。しかし、都市化の進展などにより、希少な野生動植物の多くが絶滅のおそれ^{ひん}に瀕しています。また、近年はニホンジカなど一部の野生動物の増加やアライグマなど外来生物*の野生化により、生態系*への悪影響も懸念されています。そのため、自然環境を保全するとともに、野生動植物の保護管理体制の充実や外来生物の防除などの対策を進めます。また、人と動物の共生に配慮しながら、動物の愛護と適正飼養*を推進します。

主な取組

- ▶ 県民による生物多様性保全活動の推進
- ▶ 自然体験学習施設や自然公園などでの自然とふれあう機会の創出
- ▶ 希少野生動植物の保護の推進
- ▶ 大規模開発事業における生態系の保全
- ▶ 環境に配慮した公共事業の推進
- ▶ ニホンジカやイノシシなどの野生動物の適正な保護管理
- ▶ アライグマやオオクチバスなどの侵略的外来生物*の防除
- ▶ 動物の愛護と適正飼養の推進

生物多様性保全の推進に向けた取組



希少野生動植物種の保護など 生物多様性保全活動に取り組む団体数

現状値 ■ 38団体

目標値 ■ 200団体

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

定義・選定理由

希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査*、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体で、活動内容を県に登録している団体数。

生物多様性に関する県民運動の拡大の規模を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

生物多様性保全活動を県内全域で展開していくため、希少野生動植物種の保護などの活動に取り組む団体を平成28年度末までに平成22年度末の約5倍とすることを目標として、この目標値を設定。

収容動物の致死処分数

現状値 ■ 5,018頭・匹

目標値 ■ 1,000頭・匹未満

平成22年度 >>>>> 平成28年度

県議会による追加指標



生物多様性保全活動に取り組む団体



基本目標

2

エネルギー利用を見直し 地球温暖化を防ぐ

目指す姿

エネルギーや資源を大量に消費するライフスタイルが見直されるなど、環境にやさしい生活が普及しています。事業活動においても環境負荷の低減に向けた自主的な取組が進展し、温室効果ガス*の排出削減が進んでいます。

また、電気自動車などの次世代自動車*が普及するとともに、鉄道やバスなどの公共交通機関などへの利用転換が進み、環境への負荷の少ない交通社会が実現しています。

さらに、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー*の利用が飛躍的に普及し、エネルギーの地産地消*を目指したまちづくりも進んでいます。

県民、NPO、事業者、行政など地域総ぐるみでの地球温暖化対策が進み、持続可能な低炭素社会が形成されています。

基本目標 2 エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ

1 環境に配慮した産業社会の構築

担当部局・総務部 環境部 都市整備部 企業局 下水道局

施策内容

産業活動によって排出される温室効果ガス*は、県全体の排出量の約5割と大きな割合を占めています。地球環境問題に対応し持続可能な発展を遂げるためには、事業者が自主的かつ積極的に温室効果ガスの排出削減に取り組んでいく必要があります。このため、本県独自の目標設定型排出量取引制度*などにより産業活動における温室効果ガス排出総量を削減するとともに、省エネ設備や環境負荷の低い次世代自動車*などを導入する事業者を支援します。

主な取組

- ▶▶ 目標設定型排出量取引制度の円滑な運用
- ▶▶ LED照明*などの省エネ設備や太陽光発電などの再生可能エネルギー*利用設備の導入支援
- ▶▶ 自動車を多数使用する事業者などの温室効果ガス排出削減対策の促進
- ▶▶ 次世代自動車の導入支援
- ▶▶ 県有施設の省エネルギー化など温室効果ガス排出削減対策の率優先的な推進



ビルに設置された太陽熱集熱装置

施策指標

産業・業務部門における
温室効果ガスの排出削減量

現状値 ■ 155万t

目標値 ■ 250万t

平成21年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県内の産業・業務部門における温室効果ガスの平成17年度排出量に対する直近5か年の平均削減量。

本県の温室効果ガス排出量の約5割を占める産業・業務部門における地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

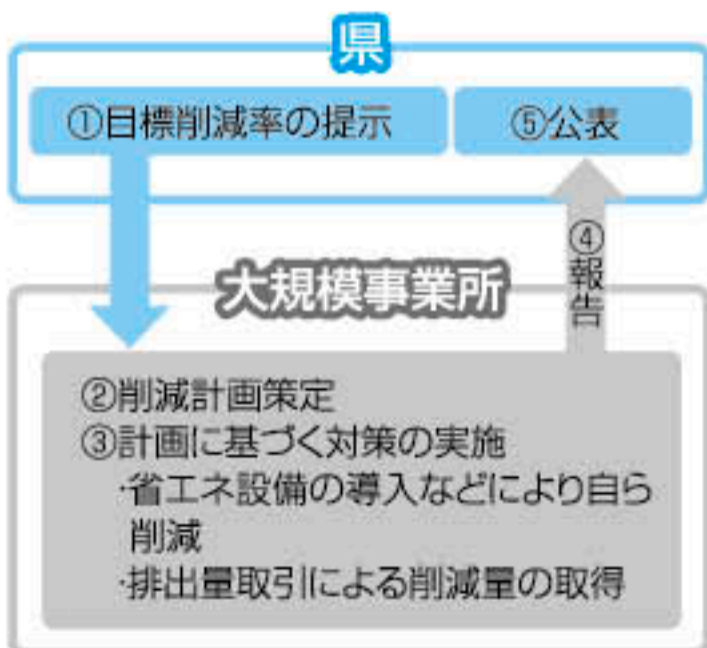
目標値の根拠

本県では、平成32年度における温室効果ガス排出量を平成17年度比で25%削減する長期目標を設定している。そのうち産業・業務部門は18%・400万tを削減することとしており、平成28年度には250万t削減することを目指して、この目標値を設定。

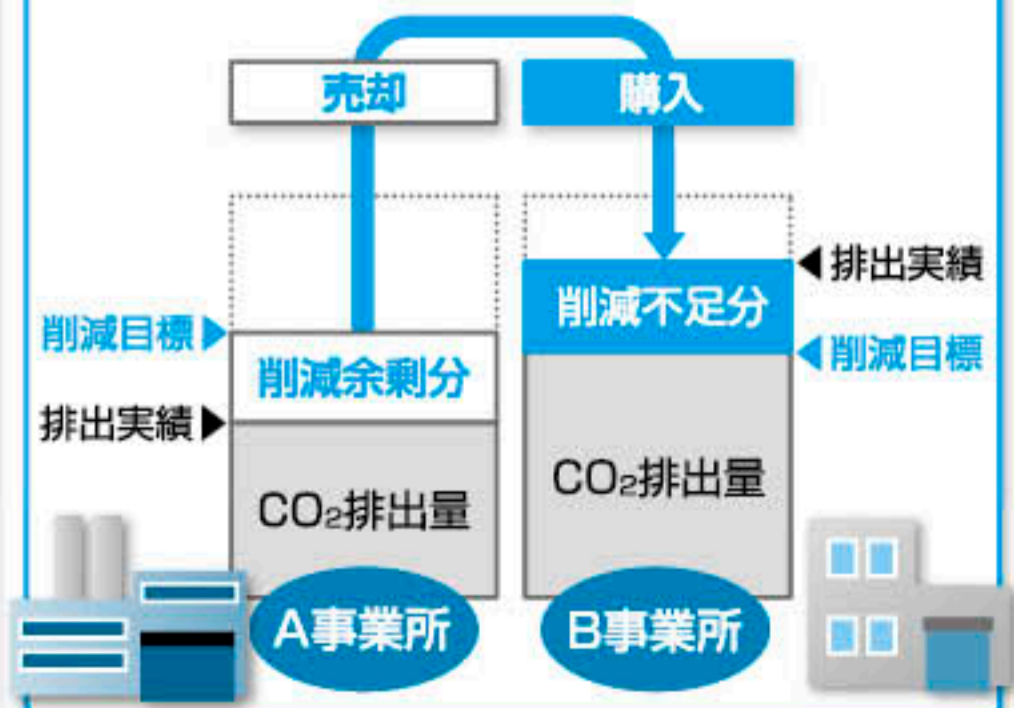
目標設定型排出量取引制度～CO₂削減埼玉モデル～

対象 ■ 3年連続で原油換算1,500キロリットル以上の大規模事業所
⇒約600事業所(工場など約440 オフィスなど約160)

削減計画策定・目標設定



排出量取引



基本目標 2 エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ

2 低炭素な暮らしとまちづくりの推進

担当部局・企画財政部 環境部 県土整備部 都市整備部 教育局

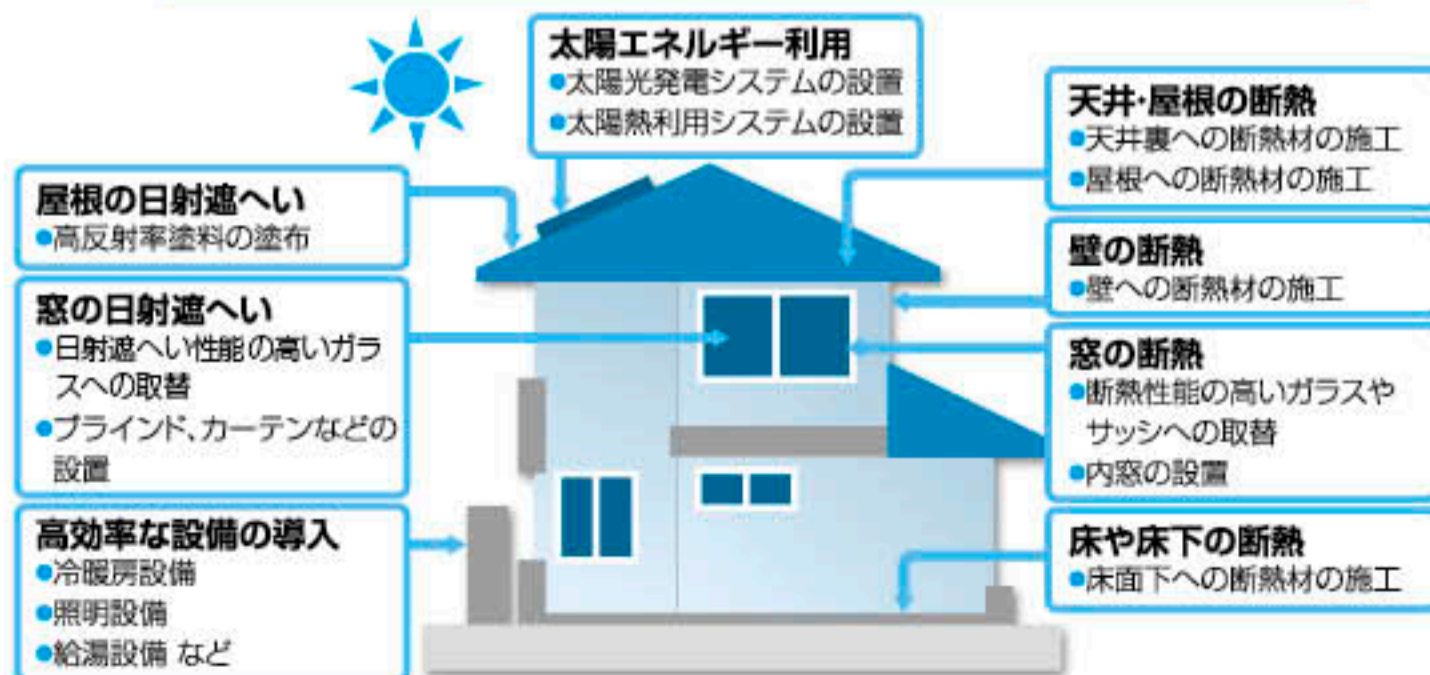
施策内容

エネルギーを大切に使うことなどにより、一人一人の生活から温室効果ガス*の排出を抑制し、地球温暖化にストップをかけていくことは、現代を生きる私たちが直ちに取り組むべき課題であり、将来の世代に対する私たちの責務です。このため、環境性能*の高い建築物や次世代自動車*の普及、公共交通機関や自転車の利用を促進するとともに、環境にやさしいライフスタイルの普及・定着を県民運動として進めます。さらに、再生可能エネルギー*の導入と徹底した省エネルギー化、スマートグリッド*の構築などを総合的に進めるエコタウン*の整備を推進します。

主な取組

- ▶ 電気自動車などの次世代自動車普及モデル事業の推進
- ▶ 電気自動車用充電施設の普及など次世代自動車利用環境の整備促進
- ▶ マイカーから公共交通機関への利用転換の促進
- ▶ 交差点の改良など交通渋滞の緩和
- ▶ エコタウンプロジェクトの推進
- ▶ 建築物環境配慮制度*などによる環境性能の高い建築物の普及・拡大
- ▶ 既存住宅の省エネリフォームの普及促進
- ▶ ヒートアイランド*対策の推進
- ▶ 地域や学校における環境学習の推進
- ▶ エコライフDAY*やライフスタイルキャンペーン*など県民運動の促進

住宅の省エネリフォームの事例(戸建住宅の場合)



次世代自動車の普及割合

現状値 ■ 3.2%

目標値 ■ 13.0%

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県内の乗用車保有台数に占める次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車など）の割合。

次世代自動車の増加は低炭素な暮らしとまちづくりに寄与することから、この指標を選定。

目標値の根拠

次世代自動車の普及や利用環境の整備などを進め、次世代自動車の普及割合を平成22年度から10ポイント向上させることを目指して、この目標値を設定。



県内でも増えている電気自動車の充電設備

基本目標 2 エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ

3 再生可能エネルギー活用の推進

担当部局・総務部 環境部 産業労働部 農林部 都市整備部 企業局

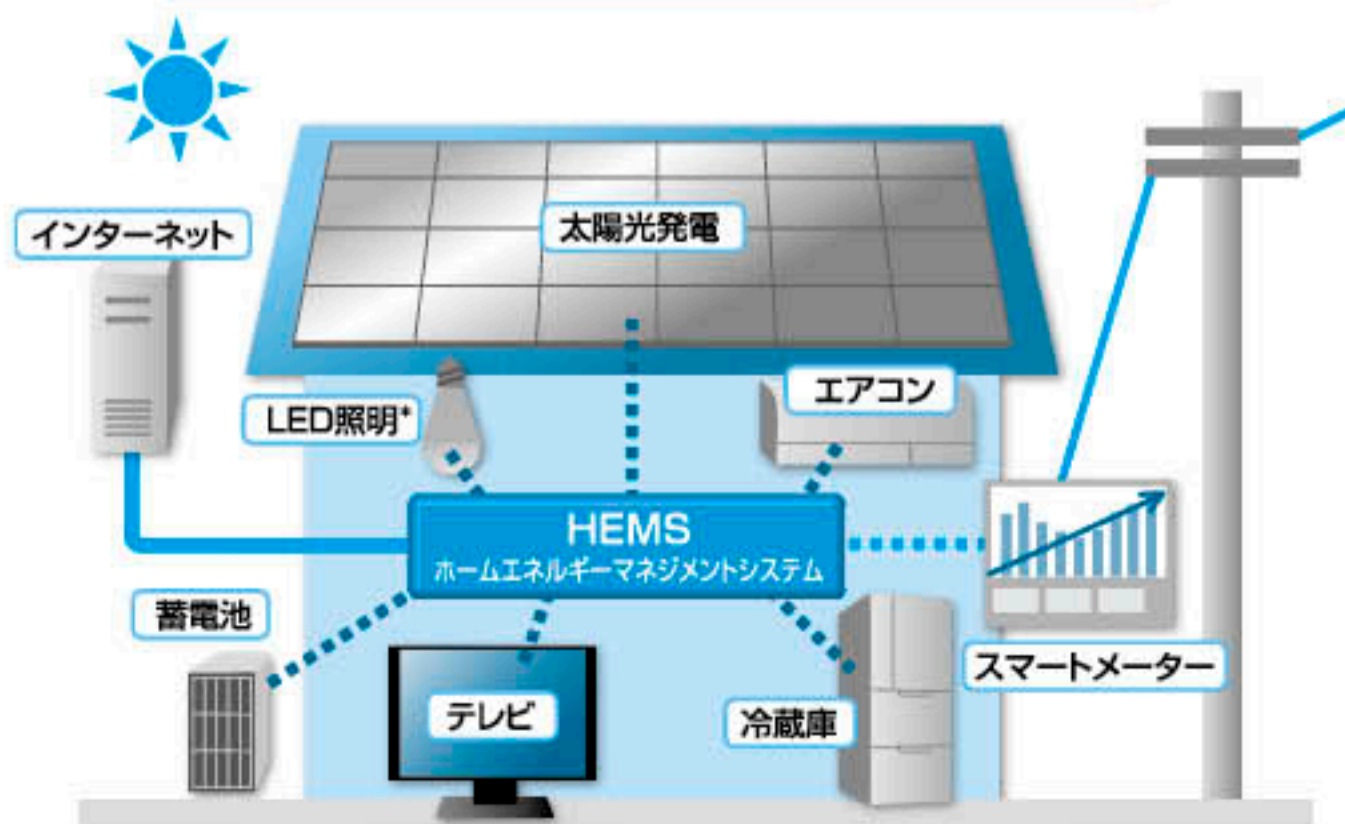
施策内容

わが国は社会経済活動を支えるエネルギーの多くを石油などの化石燃料*に依存しており、また、その化石燃料もほとんどを海外からの輸入に頼っています。このことは、地球温暖化の問題だけでなく、エネルギーの安定的な供給の観点からも重要な問題です。さらに、東日本大震災における原子力発電所の事故により、長期的な電力不足も懸念されています。このため、日照時間が長く快晴日数日本一*である本県の強みを生かした太陽エネルギーや、森林資源の有効活用による木質バイオマスエネルギー*を中心とした再生可能エネルギー*の導入を積極的に推進します。

主な取組

- ▶ 家庭や企業などにおける太陽光発電設備や太陽熱利用設備の導入支援
- ▶ 県有施設への太陽光発電設備や太陽熱利用設備などの率先導入
- ▶ 再生可能エネルギーの利用により生じる環境価値*を有効に活用する制度の導入
- ▶ メガソーラー*の誘致
- ▶ 電力100%自活住宅*の普及
- ▶ 木質バイオマスエネルギーの利用促進

電力100%自活住宅のイメージ図



住宅用太陽光発電設備の設置数

現状値 ■ 41,637基

目標値 ■ 140,000基

累計

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

定義・選定理由

居住することを目的とした家屋に設置された太陽光発電設備の導入件数。

太陽光は、本県の特性を生かすことができる再生可能エネルギーであり、これを活用することで温室効果ガス*の排出抑制及びエネルギーの安定供給に寄与することから、この指標を選定。

目標値の根拠

住宅用太陽光発電設備の導入を支援することにより、県内の住宅用太陽光発電設備の普及・拡大を進め、平成22年度末から約10万基増加させることを目指して、この目標値を設定。



太陽光発電設備が設置された住宅群(吉川市)



基本目標

3

環境負荷の少ない 循環型社会を創造する

目指す姿

県民の環境意識の高まりや事業活動における公害を防止する体制の整備などにより、水や土壌、大気汚染のない安心・安全な生活環境が実現するとともに、騒音・振動・悪臭といった日常生活の中で発生する環境問題の少ない快適な社会が形成されています。

また、廃棄物を「発生抑制（リデュース）」、「再使用（リユース）」、「再生利用（リサイクル）」する、いわゆる3R*が事業活動や地域社会に定着し、廃棄物の減量化や再資源化が進んだ循環型の社会となっています。

基本目標 3 環境負荷の少ない循環型社会を創造する

1 公害のない安全な地域環境の保全

担当部局・環境部 保健医療部 都市整備部

施策内容

環境意識の高まりや公害防止技術の向上などにより、水質汚濁や地盤沈下、土壌・大気汚染などの問題は改善傾向にありますが、依然として改善が進まない課題も抱えています。また、日常生活の中で発生する騒音・振動・悪臭といった問題は公害の中でも苦情件数の多くを占めており、その内容も多様化しています。さらに、原子力発電所の事故に伴い、放射性物質による環境への影響も懸念されています。こうしたことから、すべての県民が安心・安全で快適な生活環境を享受できるよう、事業活動における有害物質の排出規制や監視・指導などを進めるとともに、環境中に残留する放射性物質の調査と対策を引き続き実施します。

主な取組

- ▶ 揮発性有機化合物（VOC）*の排出に関する事業所などへの指導
- ▶ 微小粒子状物質（PM2.5）*の汚染実態の把握及び削減対策の検討
- ▶ ディーゼル車運行規制の実施やアイドリングストップの指導
- ▶ 有害化学物質*の排出量・移動量の情報公開やリスクコミュニケーション*の推進
- ▶ 建築物の解体現場などにおける石綿*飛散防止対策及び適正処理に関する指導
- ▶ 工場・事業場に対する排水規制・指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止
- ▶ 公害苦情・紛争の適正処理の推進
- ▶ 事業所における公害防止体制の整備
- ▶ 大気などの放射線量の測定



ディーゼル車運行車両検査



学校における放射線量測定

光化学スモッグ*などの原因となる
揮発性有機化合物の排出量

現状値 ■ 41,618t

目標値 ■ 33,000t

平成21年度 >>>> 平成28年度

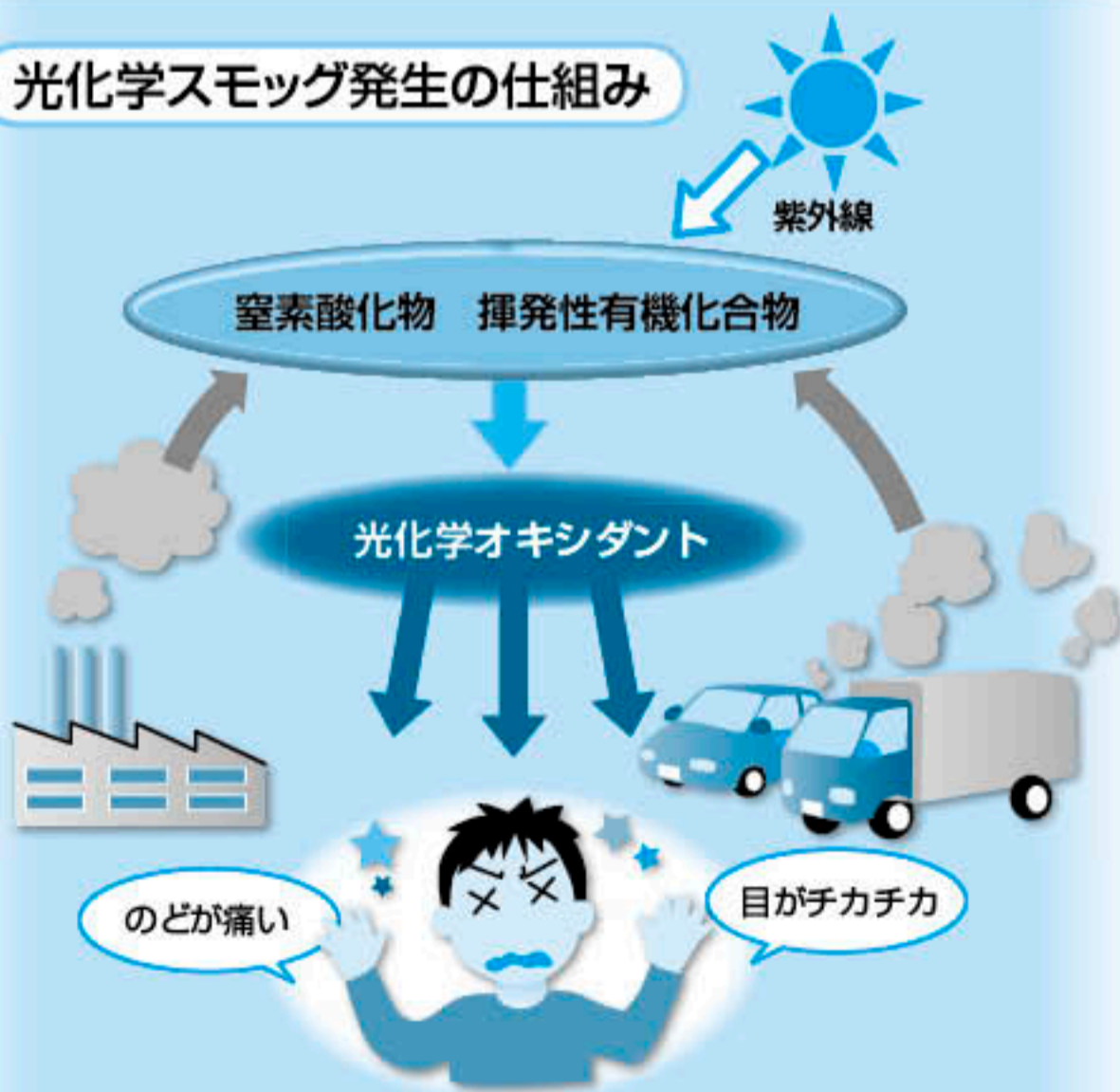
定義・選定理由

大気中に排出される揮発性有機化合物の年間排出量。
大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの公害のうち、光化学スモッグは本県を含め全国的に改善が進んでいないことから、この指標を選定。

目標値の根拠

揮発性有機化合物の排出事業者への指導とともに技術的な支援などを通じて自主的な排出抑制の取組を促すことで、平成21年度よりも約2割削減することを目指して、この目標値を設定。

光化学スモッグ発生の仕組み



基本目標 3 環境負荷の少ない循環型社会を創造する

2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

担当部局・環境部 農林部 県土整備部 企業局 下水道局 警察本部

施策内容

環境に対する意識の変化や3R*の取組などにより、本県の廃棄物の排出量はやや減少傾向にあります。全国的にみると依然として高い水準で推移しています。また、産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理といった問題も顕在化しています。こうしたことから、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用を一層促進するとともに、不法投棄に対する監視の強化や廃棄物の山*の対策を進めます。

主な取組

- ▶▶ マイボトル*やマイバッグ*の利用など環境にやさしいライフスタイルの促進
- ▶▶ 小型家電などの新たなリサイクルの推進
- ▶▶ 間伐材や家畜排せつ物などのバイオマス*の利活用の促進
- ▶▶ 公共事業における建設副産物*の再生資源化の促進
- ▶▶ 浄水場や下水処理場における浄水発生土*や下水汚泥*の資源化の推進
- ▶▶ 彩の国資源循環工場第2期事業*の実施
- ▶▶ 廃棄物不法投棄の監視体制の強化及び廃棄物の山の対策の推進



マイバッグキャンペーンの取組事例



廃棄物不法投棄パトロール

廃棄物の最終処分量(率)

一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量

現状値 ■ 61g/人・日

目標値 ■ 54g/人・日

平成21年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分(埋立処分)量。
一般廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

彩の国資源循環工場の整備・拡張、ライフスタイルや事業活動の見直しなど一層の3Rの推進による一般廃棄物の最終処分量の削減を目指して、この目標値を設定。

産業廃棄物の最終処分率

現状値 ■ 1.6%

目標値 ■ 1.3%

平成21年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

産業廃棄物の排出量に対する最終処分(埋立処分)量の割合。
産業廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

彩の国資源循環工場の整備・拡張、建設廃棄物の再資源化や下水汚泥などの有効利用の推進による産業廃棄物の最終処分率の低減を目指して、この目標値を設定。

彩の国資源循環工場第2期事業完成後のイメージ



分野別V

暮らしと地域を豊かにする分野

基本目標

- 1 埼玉の魅力を創造し発信する
- 2 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる
- 3 一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる

首都圏に位置し、都市の魅力と田園のゆとりを併せ持つ本県は、これまで急激に人口が増加し、安定的な発展を遂げてきました。

その一方で、核家族世帯が多く、人と人とのつながりが希薄であるといわれています。また、大きな観光地が少ないことから、全国的な知名度が高くなく、地域の特色もあまりないとされてきました。

しかし、本県には、歴史や文化、スポーツなど、日本や世界に誇れる資源は数多くあります。また、様々な分野で大きな活躍をしている人材を輩出しています。

誇れる文化やスポーツを振興する、魅力ある観光を振興する、そして県民が支え合う気運、多文化を尊重し協力し合う気運を醸成する。

この5か年計画において、暮らしと地域を豊かにする分野に掲げた施策群を着実に実行していきます。



基本目標

1

埼玉の魅力を創造し 発信する

目指す姿

誰もが身近に文化芸術に親しみ、心豊かな生活を送るとともに、埼玉から新しい文化芸術が創造されています。

気軽にスポーツを楽しむことができ、スポーツを通じて明るく健康的な生活が実現されています。また、埼玉育ちのスポーツ選手が国際舞台で活躍しています。

多彩な観光資源を生かした魅力あふれる観光地に多くの人を訪れ、地域に活力が満ちています。

このような本県の魅力が県内外に広く発信されることで、埼玉県が全国から注目され、県民が誇りと愛着を持てるふるさと埼玉になっています。

基本目標 1 埼玉の魅力を創造し発信する

1 文化芸術の振興

担当部局・県民生活部 福祉部 産業労働部 教育局

施策内容

文化芸術は、人々に精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし人生を豊かにするとともに、新たな需要や高い付加価値を生み出し、経済を活性化する原動力ともなります。そこで、文化芸術活動の担い手を育成するとともに、県民が文化芸術に親しめる機会を充実します。また、地域の文化資源を生かした観光や産業を振興するとともに、地域に根ざした伝統芸能や生活文化を次世代に継承します。

主な取組

- ▶▶ 文化芸術活動への参加促進、発表機会の提供
- ▶▶ 子どもや青少年の文化芸術活動の充実
- ▶▶ 彩の国さいたま芸術劇場*を中心とした文化芸術の創造・発信
- ▶▶ 地域資源を生かした新たな文化芸術拠点の整備促進
- ▶▶ 文化資源を活用した観光の振興
- ▶▶ SKIPシティ*を活用した映像関連産業の振興
- ▶▶ 文化財の保護、活用、情報発信
- ▶▶ 伝統芸能などの鑑賞・発表機会の充実
- ▶▶ 県立美術館・博物館における展示や地域での普及活動などの充実



小鹿野こども歌舞伎



彩の国さいたま芸術劇場の若手演劇集団「さいたまネクストシアター」

文化芸術環境に満足している
20歳以上の県民の割合

現状値 ■ 43.7%

目標値 ■ 67.0%

平成23年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県政世論調査において、日常生活の中で文化芸術を鑑賞したり、文化活動を行ったりする機会や環境について、満足していると回答した人の割合。

文化芸術を振興する取組の成果を表すものとして適当であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

県民が文化芸術に親しめる環境を充実することなどを通じて、3人に2人が満足していることを目指して、この目標値を設定。



古い納屋を改装したアートギャラリー



障害者アートフェスティバル

基本目標 1 埼玉の魅力を創造し発信する

2 スポーツの振興

担当部局・県民生活部 福祉部 都市整備部 教育局

施策内容

人々の健康・体力づくりへの意識が高まっている中、スポーツに気軽に親しむことができる環境を整えることが求められています。そのため、県民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味関心に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、主体的にスポーツ活動に取り組める環境の整備を進めます。また、スポーツへの関心を高め、その振興を図るため、全国や世界で活躍できる人材の育成を支援します。

主な取組

- ▶ 誰もが気軽にスポーツに親しめる機会と場の提供
- ▶ 埼玉スタジアム2002*を利用したサッカー国際大会の誘致
- ▶ スポーツ・レクリエーションの場としての県営公園の整備
- ▶ 競技力の向上のための全国レベルの大会や国際大会で活躍するトップアスリートの育成
- ▶ 青少年の夢と国際性を育む埼玉国際ジュニアサッカー大会*の開催



埼玉国際ジュニアサッカー大会

週に1回以上スポーツをする
20歳以上の県民の割合

現状値 ■ 45.0%

目標値 ■ 60.0%

平成23年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

県政世論調査において、ウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動、スポーツ通勤*などを含めて、スポーツを週に1回以上行っていると回答した人の割合。

スポーツを振興する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

国は平成22年8月に、今後おおむね10年間での実現を目指したスポーツ立国戦略を策定し、週1回以上のスポーツ実施率を65%とすることを目標としている。これを踏まえ本県では平成28年度における割合を60%とすることを目標として、この目標値を設定。



スポーツに親しむ県民



基本目標 1 埼玉の魅力を創造し発信する

3 魅力ある観光の推進

担当部局・県民生活部 産業労働部 農林部 県土整備部 都市整備部

施策内容

本県は首都圏という巨大マーケットに位置し、発達した交通網など立地的に恵まれており、近距離で気軽に旅行できる観光のポテンシャルを有しています。多彩で個性豊かな県内各地域の観光資源を活用し、従来型の観光の枠を超えた本県独自の観光立県を目指します。国、自治体や民間事業者などと連携し、外国人を含めた観光客の誘致を進めます。また、県産品の魅力アップや需要開拓・販路拡大などを支援します。

主な取組

- ▶ グルメ・アニメ・歴史・産業などの地域資源を活用した多彩な体験型観光づくり
- ▶ 観光振興を担う人材育成やおもてなし力*の向上
- ▶ 外国人観光客の来訪促進や受入体制の充実
- ▶ 多様な機関・団体と連携した観光客の誘致や回遊の促進
- ▶ 県産品のブランド化や販売促進
- ▶ 公園などの観光拠点の整備や土木構造物の観光資源化
- ▶ 旧街道や城下町などの歴史的景観資源*を活用した新たな魅力発信
- ▶ 観光地を結ぶ道路の整備
- ▶ 戦略的な広報による埼玉の魅力発信
- ▶ 農産物の加工体験施設や観光農園のPRなどグリーンツーリズム*の支援



埼玉B級ご当地グルメ王決定戦



ほじさい 土師祭に登場した「らき☆すた神輿」

年間の観光客の増加数

目標値 ■ 250万人

平成23年 >>>> 平成28年

定義・選定理由

平成23年1月から調査を開始した、国の観光入込客統計による県内への観光入込客数に、祭りなどのイベント来場者の人数を加えた年間の観光客の増加数。

同統計を参考に試算した平成22年の年間観光客数は6,800万人。

県内観光の状況を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

人口の伸び率の鈍化や、国内旅行の回数が漸減傾向にある中、地域資源の活用など、観光施策を充実することで本県の年間観光客数を現状より250万人増加させることを目指して、この目標値を設定。



時の鐘(川越市)



長瀬の景色



基本目標

2

快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる

目指す姿

ブロードバンド*や携帯端末の普及などを背景にIT*の活用がさらに進み、県民生活の利便性が飛躍的に向上しています。また、情報セキュリティ*の問題や違法・有害情報への対策が強化され、誰もが安心してITを利用しています。

鉄道やバスなどの公共交通機関は、輸送力や利便性が向上するとともに、誰もが利用しやすく快適で円滑に移動できる交通体系が整備されています。

都市部ではまちの活力や魅力を高める都市基盤や住環境の整備が進むとともに、農山村では豊かな自然の中で快適にすごせる生活環境基盤が整備されるなど、個性と魅力、ゆとりと安らぎがあふれる空間が県内各地に広がっています。

基本目標2 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる

1 ITを活用した県民生活の利便性の向上

担当部局・企画財政部 総務部 県民生活部 危機管理防災部 保健医療部 警察本部

施策内容

めざましいスピードで普及するIT*は、今や家庭生活や企業活動に欠かせないものとなっており、社会インフラとして大きな役割を担っています。その一方で、コンピューターウイルスや不正アクセス、インターネット上の違法・有害情報、個人情報の流出などといった問題が増加しており、対策の強化が課題となっています。ITの徹底的な活用により生活に必要な情報の提供やサービスの利用機会を拡大するとともに、県民が安心してITを利用できるよう違法・有害情報への対策を強化します。また、シンクライアントシステム*の拡充など県庁の情報セキュリティ*対策を徹底します。

主な取組

- ▶ 市町村などとの連携による電子申請・届出サービスや電子入札などの拡充
- ▶ 県民の視点に立ったホームページの運営、携帯端末を活用した情報の発信
- ▶ テレビや携帯電話などを活用した災害情報の提供
- ▶ ITを活用した地域医療連携システム*の構築
- ▶ インターネットによる犯罪情報の提供
- ▶ インターネット上の違法・有害情報への対策強化
- ▶ 情報漏えい防止のためのシンクライアントシステムの拡充

テレビや携帯電話などによる様々な情報提供



施策指標

県及び市町村の
電子申請・届出サービスの利用件数

現状値 ■ 111,881件

目標値 ■ 180,000件

平成22年度 >>>> 平成28年度

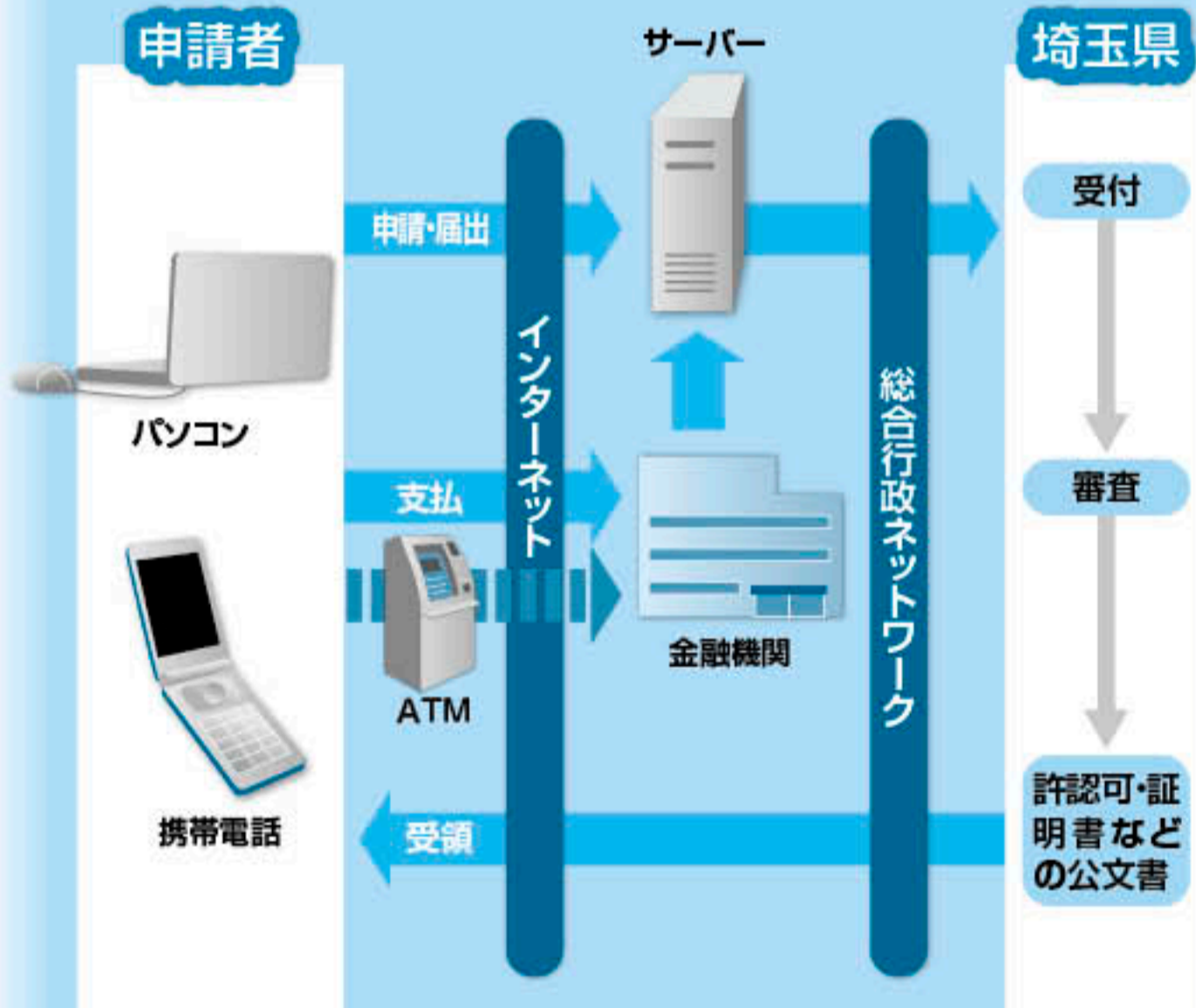
定義・選定理由

インターネットを利用して自宅や職場のパソコンから県や市町村への申請・届出などの手続きを行うことができるサービスの利用件数。
ITを活用した県民生活の利便性の向上を示す数値であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

県及び市町村の共同により運営する電子申請・届出サービスの拡充を進めることにより、サービス利用件数を平成22年度から毎年度1万件以上増加させることを目指して、この目標値を設定。

埼玉県電子申請・届出サービスのイメージ



基本目標 2 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる

2 便利な公共交通網の整備

担当部局・企画財政部

施策内容

鉄道やバスなどの公共交通機関は、県民の日常生活を支える移動手段であり、地域の経済を支える重要な交通基盤です。また、高齢化の進行や地球温暖化の問題などへの対応が迫られる中、公共交通の重要性はこれまで以上に高まっています。こうしたことから、輸送力の増強や利便性・安全性の向上を図り、県民誰もが快適で安心・安全に利用できる公共交通網の整備を進めます。また、関係自治体との連携により、地下鉄の延伸をはじめとする新線の検討を進めるとともに、地域鉄道*・第3セクター鉄道*の運営を支援します。

主な取組

- ▶ エレベーターの設置など安全で快適な鉄道駅の整備支援
- ▶ ノンステップバス*の導入支援
- ▶ 地域鉄道の安全性向上を目指す設備整備への支援
- ▶ 第3セクター鉄道の経営の支援
- ▶ 生活交通を支える路線バスの維持・確保支援
- ▶ 地下鉄7号線の延伸など運輸政策審議会答申（平成12年1月）*に位置付けられた新線などの検討

埼玉県関係の運輸政策審議会答申路線図(新線)



(注)①本図は、整備計画路線について、概ねのルートによりネットワークの概略を示したものである。
②目標年次は2015年(平成27年)

エレベーターの設置などにより段差が解消された
鉄道駅（1日平均利用者が3千人以上）の割合

現状値 ■ 89.1%

目標値 ■ 100%

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

エレベーター設置などにより、高齢者や障害者をはじめ誰もが駅入口からホームまで段差なく円滑に移動できる鉄道駅（1日平均利用者数が3千人以上）の割合。

鉄道は多くの人を利用する主要な公共交通機関であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

国では、平成32年度までに原則として1日平均の利用者数が3千人以上である鉄道駅の段差解消を図ることとしている。本県においては、その目標を前倒し、平成28年度末までに100%とすることを目標として、この目標値を設定。



鉄道駅のバリアフリー化

基本目標 2 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる

3 快適で魅力あふれるまちづくり

担当部局・企画財政部 県民生活部 県土整備部 都市整備部

施策内容

本県は都市のにぎわいと田園のゆとりを併せ持つ魅力ある県です。今後想定される人口減少社会を見据えると、さらに魅力を高め、活力ある県土づくりを進めていくことが必要です。そこで、都市基盤の整備や景観に配慮したまちづくり、住民主体の住環境の整備への支援などを進め、子育て世代や高齢者、障害者などすべての人にとって暮らしやすく魅力を実感できるまちづくりを推進します。

主な取組

- ▶ まちの価値を高める土地区画整理事業*や市街地再開発事業*の実施
- ▶ 電線類の地中化の推進
- ▶ バス停を核とした地域生活拠点や観光拠点の整備促進
- ▶ 地域の景観資源を生かした景観重要樹木*の指定など景観形成の推進
- ▶ 共助による良好な住環境の整備と維持管理の支援
- ▶ 生活に潤いと安らぎを与える都市公園の整備
- ▶ 幅の広い歩道の整備や段差の解消など道路のバリアフリー化の推進
- ▶ ユニバーサルデザイン*の推進
- ▶ 都市計画の見直しや計画的な土地利用の推進
- ▶ 米軍基地跡地の有効利用



住民による地域の美化活動



彩の森入間公園(入間市)

良好な都市基盤が整備された 住宅地や商業地の面積

現状値 ■ 18,230ha

目標値 ■ 19,500ha

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

定義・選定理由

土地区画整理事業や市街地再開発事業によって、道路などの公共施設が整備された住宅地や商業地の面積。

良好な都市基盤が整備されることにより、快適な住環境や利便性の向上が図られることから、この指標を選定。

目標値の根拠

各事業主体が平成28年度末までに予定している住宅地や商業地の整備を着実に推進することを目指して、この目標値を設定。



土地区画整理事業によるまちづくり
(越谷レイクタウン地区)



基本目標 2 快適で暮らしやすく魅力あふれるまちをつくる

4 魅力ある農山村づくりと多面的機能の活用

担当部局・農林部

施策内容

美しく魅力ある農山村は、そこに暮らす人々が農林業を健全に営むことで形成されてきました。この営みに資するとともに、農山村の快適な生活環境を確保するため、農業集落排水*などの整備の支援や、深刻化する鳥獣被害への対策などを進めます。また、農林業や農山村は、県土の保全や水源のかん養*、美しい景観の形成などの多面的機能を有しています。こうした機能について、多様な体験交流活動の場づくりなどを通じて広く県民の理解を促進し、県民生活の中で積極的に活用されるよう取り組みます。

主な取組

- ▶ 農業集落排水の整備支援などによる快適で美しい農山村環境の確保
- ▶ 地域ぐるみの総合的な鳥獣被害対策の推進
- ▶ 中山間地域*における集落協定*に基づく農業生産活動の支援
- ▶ 農山村に豊富に存在するバイオマス*などの有効利用の促進
- ▶ 農林業・農山村の多面的機能についての県民理解の促進
- ▶ 大学などの教育機関や企業、NPOなどとの連携・協働による都市と農山村の交流
- ▶ 学校ファーム*の設置や市民農園の利用促進など体験・学習機会の充実
- ▶ 動植物に親しめる豊かな水辺環境の整備・活用の促進



農山村交流
(左:田植え体験 右:魚の放流)



市民農園の利用世帯数

現状値 ■ 11,500世帯

目標値 ■ 17,000世帯

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

「市民農園整備促進法」及び「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく市民農園の利用世帯数。

農村の多面的な機能を活用する取組であることから、この指標を選定。

目標値の根拠

市民農園の開設促進を通じて市民農園の利用世帯数を平成22年度末から約1.5倍とすることを目標として、この目標値を設定。



県民生活に身近な市民農園



水に親しめるように整備された農業用水路



基本目標

3

一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる

目指す姿

NPOや地域団体などの多様な主体が連携・協働して地域で支え合う共助の社会が実現し、地域に活気があふれています。外国人が地域活動に積極的に参加し、国際交流や国際理解が進んでいます。

また、人権問題に対する県民の理解と認識が深まり、男性も女性も、障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、すべての県民が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会が実現しています。

県民一人一人が自信と誇りを持ち、自分たちの手で自立した地域をつくる自立自尊の社会が築かれています。

基本目標3 一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる

1 支え合いで輝く豊かな地域社会の形成

担当部局・県民生活部 環境部 県土整備部

施策内容

県内のNPO法人は年々増加し、その活動は、介護や子育て、環境保全、まちづくりなど多岐にわたっています。一方、行政だけでは対応できない複雑・困難なニーズも増えてきており、県民、NPO、事業者など地域社会を構成する様々な主体が力を合わせて地域の課題を解決する共助の取組が求められています。そこで、地域支え合いの仕組み*の拡大やNPOの支援などにより共助社会の実現を目指し、活気のある地域づくりを進めます。

主な取組

- ▶▶ NPO法人の設立の促進
- ▶▶ 認定NPO法人*の取得の促進
- ▶▶ NPO基金*による中核的NPO*の支援
- ▶▶ 企業、大学など他主体とNPOとの連携の促進
- ▶▶ 多様な主体による地域課題解決の取組の促進
- ▶▶ コミュニティ活動の促進
- ▶▶ 地域支え合いの仕組みの普及・拡大
- ▶▶ 彩の国ロードサポート制度*の推進
- ▶▶ 川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援

中核的NPOによる地域の共助社会づくり



施策指標

地域支え合いの仕組み実施市町村数

現状値 ■ 25市町村

目標値 ■ 全市町村

平成22年度末 >>>>> 平成28年度末

定義・選定理由

地域支え合いの仕組みを実施している市町村数。
共助社会を実現する取組の成果であることから、この指標を選定。

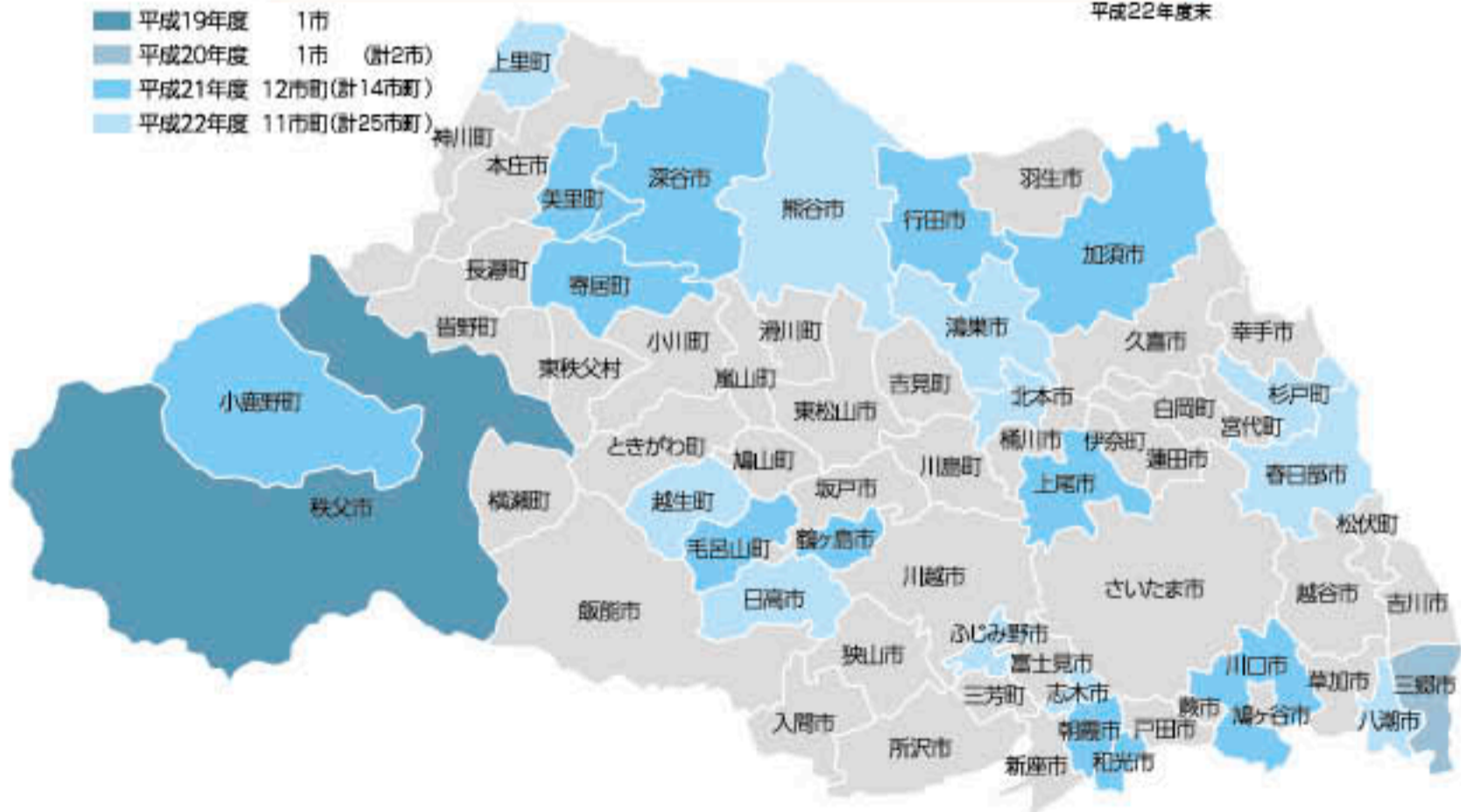
目標値の根拠

共助社会を実現するため、地域支え合いの仕組みが全市町村で実施されていることを目指して、この目標値を設定。

地域支え合いの仕組み実施状況

平成22年度末

- 平成19年度 1市
- 平成20年度 1市 (計2市)
- 平成21年度 12市町(計14市町)
- 平成22年度 11市町(計25市町)



18市 熊谷市、川口市、行田市、秩父市、加須市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、朝霞市、志木市、和光市、北本市、三郷市、八潮市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市

7町 毛呂山町、越生町、小蓮野町、美里町、上里町、寄居町、杉戸町

25市町

川口市と鳩ヶ谷市は平成23年10月11日に合併。

基本目標 3 一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる

2 多文化共生と国際交流・協力の推進

担当部局・総務部 県民生活部 環境部 産業労働部 教育局

施策内容

外国人住民の増加傾向が続く中、互いの文化的な違いを認め合い、それぞれの能力を発揮しながら共に生きる多文化共生社会の形成が求められています。そこで、外国人が自立して生活するための支援や環境の整備、地域活動への参加促進などに取り組みます。また、姉妹友好州省*などと交流・協力を行うとともに、グローバル化する世界の中で本県の成長・発展につながる戦略的な国際交流を推進します。そこで、本県と世界の懸け橋となって活躍できる人材の育成・活用などを進めます。

主な取組

- ▶ 多言語による生活に必要な情報提供や相談体制の充実
- ▶ 外国人住民の地域活動への参加促進
- ▶ 姉妹友好州省などとの国際交流・協力
- ▶ 外国人児童・生徒の日本語学習や就学に対する支援
- ▶ 外国人留学生に対する就職支援
- ▶ 高校生、大学生などの若者に対する海外留学支援
- ▶ 外国人留学生や日本人留学経験者などによるグローバル人材埼玉ネットワーク*の構築
- ▶ 海外研究機関との交流活動
- ▶ 埼玉国際ジュニアサッカー大会*や国際Dシネマ映画祭*など国際的なイベントの充実



姉妹友好州省の高校生との交流

施策指標

外国人の支援を行うボランティアの登録者数

現状値 ■ 4,697人

目標値 ■ 6,700人

平成22年度末 >>>> 平成28年度末

定義・選定理由

県内の市町村における外国人の支援を行うボランティアの登録者数。

県民がボランティアとして外国人を支援することは、地域における多文化共生を推進する大きな原動力となることから、この指標を選定。

目標値の根拠

外国人の支援を行うボランティアの登録者数を、平成22年度末から約2,000人増加させることを目指して、この目標値を設定。



外国人住民と外国人支援ボランティアによる地域活動



多言語による情報の提供

基本目標 3 一人一人が心豊かに暮らせる地域社会をつくる

3 人権の尊重

担当部局・県民生活部 福祉部 教育局 警察本部

施策内容

女性、子ども、高齢者、障害者などに対する虐待やドメスティック・バイオレンス*、ストーカーなどの人権侵害事件が起こっており、最近ではインターネットを利用した他人への^{ひぼう}誹謗や中傷も問題となっています。こうしたことから、すべての県民が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に向けて、人権問題に対する県民の理解と認識を深めるため、人権教育や啓発などを進めるとともに、相談体制を整備します。

主な取組

- ▶▶ 人権尊重社会をめざす県民運動の実施
- ▶▶ 配偶者などからの暴力防止対策の推進
- ▶▶ 子どもの権利救済・相談体制の整備と子どもの人権*に関する普及・啓発
- ▶▶ 高齢者・障害者などの権利擁護、虐待への対応
- ▶▶ 学校や地域社会、企業などにおける人権教育・啓発活動の実施
- ▶▶ 同和問題解決のための教育・啓発活動の実施



企業などでの人権研修

人権啓発事業への参加者数

現状値 ■ 18,509人

目標値 ■ 21,000人

平成22年度 >>>> 平成28年度

定義・選定理由

人権尊重社会をめざす県民運動における各種事業や市町村・企業への講師派遣研修会などへの参加者数。

人権啓発事業への参加者数を増加させることにより、より多くの人の人権意識を高められることから、この指標を選定。

目標値の根拠

人権啓発事業への参加者数を、平成22年度から約2,500人増加させることを目指して、この目標値を設定。



人権啓発イベント(ヒューマンフェスタ)